

となつたのである。

戦後になると、再び、バスは戦前の隆盛をとりもどし、増え延びていく。

戦前のバス路線が復活しただけでなく、昭和26年からは、井笠バスか、矢掛一横谷、矢掛一広瀬間（昭和27年）などを新たに開業するなど、増え繁栄していった。しかし、最近は、モータリゼーション時代の到来から、自家用車を持つ家庭が増えた反面、バス利用者が激減する状態にあり、衰退はじめているのが現状である。

b) 車輌保有台数の変遷

矢掛町の交通機関の実態を知る上で、大きな観点となるものに、車輌保有台数の変遷をあげることができよう。明治初期はまだ人とかごによる往来であったが、大正期は、人力車全盛であり自動車導入の時期もあるそして、現在は、モータリゼーションはなやかな時代である。そのような傾向は、矢掛町においても見られるであろうか、そのようなことを知るために、車輌保有台数をみてみることにしよう。

次表は、大正期の旧矢掛町における車輌保有台数を示した表である。この表をみれば、大正期の車輌保有台数がわかるであろう。表をみれば明らかなように、矢掛町においても、馬車、人力車主流の車輌保有から、自動車保有の傾向へと移っている。

表7-2-2 旧矢掛町における車輌保有台数

年 代	乗用馬車	荷 馬 車	人 力 車	荷 車	自 転 車	自 動 車
大正 1	4	24	27	191	109	
2	3	19	28	204	140	
3	3	19	25	200	158	
4	4	16	24	191	152	
5	3	19	23	186	161	
6	1	18	19	188	171	
7	1	18	18	191	181	2
8	1	19	16	202	212	1
9	1	19	13	279	279	1
10		19	11	212	287	2
11		18	10	203	321	
12		20	9	(中小)95	372	
13		18	8	95	397	
14		18	8	95	397	
昭和 1		12	7	86	453	4
2		10	6	82	480	4
3		9	5	100	515	8
4		7	4	69	564	7

（現勢調査簿より作製）

それでは、現在の車輌保有台数はどうであろうか。モータリゼーションの影響をうけて、自動車保有数は増えているだろうか、次表をみてほしい。矢掛町における自動車登録台数を示している。

表7-2-3 矢掛町における車輌保有台数

年 代	普 通 貨 物 車	小 型 四 輪 貨 物	小 型 三 輪 貨 物	乗 合 自 動 車	普 通 乗 用 車	小 型 乗 用 車
昭和 38	32	78	118		4	66
39	41	102	100		3	89
40	52	145	89	1	3	156
41	64	225	82	1	3	233
42	83	279	74	3	4	343
43	83		74	3	4	581
44	96		67	5	2	584
45	98		59	9	3	773
46	118		50	11	7	759

年 代	自 動 二 輪	輕 自 動 車	原 付 自 転 車
昭和 38	15	585	2,214
39	20	664	2,727
40	15	726	3,119
41	22	891	3,382
42	15	1,093	3,643
43	187	990	3,696
44	90	1,355	4,011
45	68	1,624	3,998
46	68	2,010	3,829

(町勢要覧より作成)

確かに、モータリゼーションの影響をうけて、自動車保有台数が増えている。大正期と比較したならば、明らかに、自動車時代の到来がわかるというものである。矢掛の町にも、自動車時代がきたのである。

参考文献

- 1.『矢掛町史』……中山旭水著
- 2.「備中国矢掛郵便電信局報告書」

(三宅重正)

④ 井笠鉄道と井原線

矢掛町の発展について考えてみたとき、他の地方と同様、交通の面のウェートが大きいことはいうまでもな からう。もちろん、旧山陽道の宿場町として矢掛の町が発展したことはいうまでもないが、明治以後、山陽本線・国道二号線が海岸線を通った為に、一時的に衰退していた矢掛の町に一条の光となったのが井笠鉄道であったこともいうまでもないことであろう。又、井笠鉄道が廃止となった現在において、国鉄井原線の開通が矢掛の町の発展を促してくれるといふこともいうまでもないことであろう。

この稿では、大正2年11月16日に開通した井笠本線（笠岡—井原）・大正10年10月19日に開通した井笠鉄道矢掛支線・そして、将来開通することによって、矢掛町に大きな発展を促してくれるであろうところの国鉄井原線について書き、旧山陽道当時の繁栄が、明治以後衰退の一途をたどることになった矢掛の町の大きな変身について考え、又、将来どのように飛躍するかを考えたいと思うのである。

a) 井笠鉄道

1) 岡山県における交通変革

明治以後の交通体系の中核を型づくるものは、帆船交通であった。笠岡湊・西大寺などが繁栄したのがこの頃である。一方陸上交通においては、馬車・人力車が主要な交通手段として利用されていたのである。たとえば、明治11年以降、姫路一尾道間の郵便物輸送には人力車が利用され、そして、明治16年8月以降郵便馬車が利用されるようになったようである。また人の往来には人力車が主要な、人々の足として用いられていたようである。そして、明治12年11月には、岡山—玉島間に馬車会社が設立され、又、明治34年5月には井笠馬車が開業し、6人乗り二輪で一日4往復していたというような記録（『岡山県七十年史』山陽新聞社刊）もみられる。つまり鉄道開通以前は、人の交通の主力は、人力車と馬車であり、貨物輸送の主力は、荷馬車であったようである。

そして、鉄道が、明治5年イギリスの資本と技術とを導入して、新橋—横浜間を走り始め、又、明治9年になって、京阪神間を鉄道が結ぶようになってくるが、この日本の鉄道の発達は、日本の近代化のシンボルとして、明治政府が導入したものであるが、これは、人々の生活にも大きく貢献したのである。なんといっても、鉄道は在来の交通手段に比べて、安価で、大量に、そしてより速く、安全に人や貨物を運搬することを可能にしたのであるから、人々に与える恩恵もさることながら、日本の産業界に与える恩恵の大きさといったら、はかりしれないものがあろう。

岡山県でも、明治19年12月に山陽鉄道会社が設立されると共にしだいに鉄道の恩恵を受け始めた。まず明治23～24年にかけ山陽鉄道線（現在の国鉄山陽本線）岡山—笠岡間が敷設されたのを手始めに、中国鉄道（津山線・吉備線）が岡山県の地元の資本をもとに敷設され、明治末には国鉄宇野線及び宇高連絡船が開通し、又、軽便鉄道法の施行等を中心とした政府の

保護奨励のもとに、大正2年には、当の井原笠岡軽便鉄道が、そして下津井軽便鉄道が敷設されており、大正3年には西大寺電気軌道が建設され、大正10年には井笠鉄道矢掛支線が開通し、いよいよ矢掛の人々の目の前に鉄道が姿を現わすのである。さらに、岡山県においては県北を中心として、姫新線・伯備線・因美線・芸備線などが国鉄の手で建設され、昭和初期において現在の鉄道網は形成されたとみてもいいであろう。特に、人口密度の高い県南部地域においては民間企業による鉄道網が完備されたとみていよいであろう。

又、矢掛にとって特筆されることとしては、大正10年の井笠鉄道矢掛支線の開通もさることながら、大正3年に吉備軽便鉄道が資本金60万円で矢掛一総社間の鉄道敷設認可を受けながら、不成功に終ったという点であろう。もし、吉備軽便鉄道が完成していれば、矢掛町はよりかわった形で発展していたであろう。現在建設中の国鉄井原線の先駆的な存在となるわけである。つまり、現在建設されつつあるところの井原線がもたらしてくれるであろう利益がこの時点で現われるわけで、吉備軽便鉄道の失敗は、矢掛地方にとってみれば、かなり大きな損失といわねばならないであろう。

山陽鉄道開通常時の運行状況をみてみると、列車運行数は6～7輛編成で1日5～6本の運行がされていた。客車運賃は一マイルあたり下等一銭、中等二銭、上等三銭であった。つまり、岡山一神戸間は下等7.6銭、中等1円5.2銭、上等2円2.8銭で、非常に高価であったということができよう。

さて、鉄道網がかなり充実してくるとともに、陸上交通の中核的存在であった高瀬舟による河川交通は完全に死命を制られてしまったのである。当、矢掛においてもこの頃、高瀬舟が終わってしまうのである。近代的交通手段の時代の到来といっても過言ではなかろう。

2) 井笠鉄道創設の背景

明治末期から、大正初期にかけ、岡山県南部地域には、井笠鉄道などかなり多くの私鉄が建設されているが、その私鉄を建設しようとする要因の中には、それぞれ特質とする点がなければならない。井笠鉄道におけるそういう点はいったいどういう点であったのであろうか。その点について考えることで、井笠鉄道がどういう地域に建設されようとしていたかを考えてみることにする。

岡山県南のこの頃の鉄道建設の中心は、『軽便鉄道』ということになるが、これらは全部、旅客中心の営業を行っており、貨物は附隨したもののように考えていたようである。つまり、人員の輸送に重点を置いて考えていたのである。

つまり、西大寺鉄道は上道郡の中央部を東西に貫通した主要交通機関として、西大寺の人々を中心に、その地方の主要な足としての役割を果していたし、下津井鉄道も下津井地方の人々の交通手段として、又、丸龜と汽船を通じて連絡されていることもある、四国連絡の手段としての役割を果すべく建設されたのである。このことはもちろん井笠鉄道にもいえ、井原・矢掛地方の人々を笠岡に連絡することを目的として、つまり旅客輸送を中心として、建設されているのである。

それでは、旅客中心の井笠鉄道の特質を人口問題を探ることで井笠鉄道建設の背景を考えてみよう。井笠鉄道沿線の人口増加率は、明治37年を100とした場合、大正14年は113.1となり比較的高いということができよう。それだけ利用者数の増加が期待できるというものである。又、井笠鉄道はその背後地に井原機業地帯をもっており、これは児島機業地帯をもつ下津井鉄道同様、有利であったことができよう。このことは、旅客輸送だけでなく、原料・製品の輸送にも利用されるわけでかなり有利である。そして、人口の絶対数においてもかなり大きいものがあり、1キロメートル当たり1,640人とかなり大きいといえよう。そして又、井笠鉄道沿線には、笠岡・井原という人口密度の比較的高い地方もあり、かなり利用されやすい背景をもっているといえよう。

余談になるが、吉備軽便鉄道が矢掛と総社を結ぼうとして失敗したことは先に述べた通りであるが、この原因は矢掛・総社とも商圈が小さく、また小田川流域の人口密度が比較的低いことを考えあわせれば、当然失敗するべくして失敗したといえよう。そう考えれば、大正初期に鉄道を敷設しようとなれば、少なくとも、二つの地方的小都市と、その周辺に人口500人以上の村落をかかえる必要があった（「井笠50年史」引用）といわねばならないであろう。

3) 井笠鉄道創立の推進者

井笠鉄道会社がいかなる事情で成立していくのかということを高瀬周三氏の『井笠鉄道40年の回顧』を引用すれば、『明治43年、政府は民間の鉄道布設を奨励して軽便鉄道法を制定し、この鉄道法によって建設した鉄道の利益が建設費に対して、年5分に満たない場合はその不足額を政府が補助するという法律が出来たので、各方面相次いで軽便鉄道を布設するものが多く、その附近では西大寺鉄道がまず布設免許を得て、ついで井笠・下津井轄・両備・尾道などほとんど時を同じうして軽便鉄道の布設を見るに至った。井笠鉄道の創立はビール王馬越恭平（日本ビール）・阪谷芳郎（男爵）・木村清四郎（日本銀行副総裁）氏ら在京の先輩の応援をえて、明治43年7月19日滝本丈太郎・浅野富平両氏をはじめ、井原・笠岡の有志59名によって井原・笠岡間12哩4鎖を2呎6吋の鉄道布設の免許申請をして、同年12月7日、これが免許を得て、翌44年7月1日笠岡町天理教会所に創立総会を開き、ここに井原・笠岡軽便鉄道株式会社が誕生したのである。』とある。つまり、創立の事情はこうであったのであろう。

つまり、軽便鉄道法に政府の保護奨励政策を機に会社創立の声がおこり、株主として政府との渉外の役割として、地元出身者が援助し、井原・笠岡などの地元の資産家・地主などが推進役となることで、井笠鉄道株式会社が成立したのである。このことは、明治45年末当時の株主及び株主の地域的分布を前掲の表からみれば明らかのように、かなり地元に株主が多いようである。つまり、設立当時の株主は地元小田・後月両郡が圧倒的に多く、株主総数436名中370名と、約84.8%を占めているが、地元株主は比較的小株主が多いが、その反面、東京・大阪などの外来資本は、株主こそ43名で9.8%とその構成は低いが、一人あたりの株数はかなり大きい。そういうことから地元資本と、外来資本との比はおよそ1:1ということ

になる。このことから井笠鉄道は地元資本と外来資本との結合の上に成立したといつても過言ではなかろう。（『井笠50年史』）

表7-2-4 株主・株数の地域的分布（明治45年12月現在）

	株 主 数	%	株 数	%	株主1人当り株数
東京	28	6.4	1,105	22.1	39.4
大阪	15	3.4	490	9.8	32.7
岡山	12	2.8	322	6.4	29.5
後月	98	22.4	1,164	23.3	11.9
小田	272	62.4	1,762	35.2	6.4
浅口	7	1.6	42	0.8	6.0
都窪	1	—	50	1.0	50.0
川上	1	—	10	—	10.0
愛媛	1	—	50	1.0	50.0
広島	1	—	5	—	5.0
合計	436	100.0	5,000	100.0	11.5

注）『井原笠岡軽便鉄道第三報告書』より作成（『井笠50年史』より転載）

さて、その外来資本提供者には、渋沢栄一と馬越恭平といった、日本経済界からみても特筆すべき人物がいたことは注目すべきであろう。又、一方、地元株主をみれば、この地方における地主・商人などのほとんどすべてを含んでいる。つまり滝本丈太郎・山成軒一郎・浅野富夫等である。高田正規氏によれば「ここで特筆すべきは、小田郡きっての大地主久我などが姿を出さない事であろう。このことから、鉄道建設の革新的性格がわかる」というものであろう。」と言う。とにかく、地元株主を見るとき、井原地方の人々が多く、笠岡地方の人たちが少ないことからみても、いかに山陽線などがない内陸地方の人々が交通不便を感じており、鉄道建設を望んでいたかがわかるというものである。

4) 鉄道建設とその経営

井笠鉄道株式会社は、前掲の高浦周三氏の回顧のごとく、明治44年7月1日、笠岡町天理教会所で、株主460名中350名が出席して、笠岡町長柴田寛一を議長として、創立総会が開かれた。そして、馬越恭平以下取締役5名、監査役3名を決定し、会社が創立されたのである。

すでに井原-笠岡間の敷設免許は出ていたが、明治45年5月2日に工事施行認可があり、同年10月25日起工式を行って翌大正2年11月15日工事を竣工し、16日井原-笠岡間12哩1分（19秆420米）が開通したのである。井笠50年史によれば『その頃までに株数5,000株25万円の払込みは終了していたのだが、当時、米価暴騰したために30万円に

表 7-2-5 井笠鉄道創立推進者の経済的基盤 (『井笠50年史』より)

氏名	住所	持株数	井笠鉄道役員名	
馬越恭平	東京	150	取締役社長	日本ビールKK社長他関係会社57社
外山篤太郎	芳井村	100		後月銀行頭取(他に銀行持株100株)
滝本丈太郎	井原町	100	専務取締役	醤油醸造業・井原銀行頭取
山成軒一郎	芳井村	100		葉瀬村副戸長・酒造業・30町歩地主
浅野富平	笠岡町	100	専務取締役	笠岡製糸会社・山陽商業銀行・郡會議員<30~40万>
坂谷芳郎	東京	100		M.39大蔵大臣・T.6東京市長・貴族院議員・子爵
波沢栄一	東京	100		大阪紡績会社創立・日本産業革命の中心人物
守屋此助	東京	100		衆議院議院M.27~30, M.35~T.4
杉山岩三郎	岡山	100	取締役	中国鉄道社長・岡山紡績創立
山下忠四郎	岡山	89		岡山・上之町商人
磯野良吉	大阪	80	取締役	
大塚和三郎	大阪	80		堺市・紡績業経営
宅徳平	大阪	80		
名越仁三郎	北川	61		北川村戸長(M.18)10町歩地主
池田寅治郎		50		
生田耕一	大阪	50		
千村作五郎	井原	50		中備製糸会社社長
大原孫三郎	倉敷	50		倉敷紡績・倉敷銀行・中国銀行頭取
渡辺柳一	中川	50		中川村村長(M.31~37, M.41~T.9)・地主
香川真一	岡山	50		岡山藩士族・岡山県令
管木熊太郎		50		
田口義三郎	東京	50		
宇都宮壮十郎	愛媛	50		宇都宮鉱業会社
黒田恒次郎	笠岡	50		呉服商<2~3万>
益田孝	東京	50		
松方正雄	大阪	50		
安藤繁次郎		50		
有岡重太郎	井原	50	監査役	井原町長(T.6~10)
坂田実	東京	50		
木村てつ子	東京	50		

増資しなければならなかっが、馬越社長が予算増加を承諾しないので、鉄道建設をもあきらめねばならない状況にまで陥りかけていたのだが、やっとのことで7万8千円増資することでおりあいがつき、完成することができた』とある。とにかく、物価上昇の為に、創立当初から、工事施行について、資金面で困難な状態の下におかれていたのである。

そのような状態であったために、当初の計画であり、又より経済的背景のよい笠岡一金浦一篠坂一高屋一井原一西原江一小田の線路建設が、どうしても小田川にかける橋梁費が捻出できず、笠岡一北川一井原の線路建設にきりかえねばならなかったのである。笠岡一高屋一井原線は笠岡一北川一井原線にくらべ人口密度の面からみても、又高屋において両備鉄道と接続出来る利点をもっていただけに最も効率がよい路線といえ、その点からいえれば、かなり損失であろう。その効率のよい線路を変更しなければならなかったほどの物価騰貴だっただけに、その影響は車輌減少をよぎなくし、鉄道規模の縮少に及ぶようになったのである。(「井笠50年史」による)

ともかく、大正2年11月14日に鉄道院と連帶して、運輸開始の件についての契約をし、15日に営業開始の認可がありたので、16日に笠岡町古城山前の埋立地で開業式を行い、17日に全延長19,420mの営業が開始されたのである。

井笠鉄道の営業開始当時の経営状態をみてみると、『井笠40年の回顧』によれば、『開業当初はまだ設備が整わず、また農繁期にあたっていたため、予定したほどの収益をあげることができず、また貨物においても貨車不足のため、事業不振であった。』ようである。その原因は何といっても資金不足からくる経営規模の零細化にあったといえよう。大正2年末の車輌数を営業報告書からみてみると、機関車は大正2年8月に輸入した総重量27tのKopre製Bタンクコロ三輪であった。客車は、大正2年日本車輌から購入した木造二軸ボギー車で、前後に屋根付デッキをもったロングシートで、座席は26人掛け、自重4.47tのもの6輌であった。その他、無蓋貨車、32tのもの8輌、有蓋貨車16tのもの4輌という実に小さい規模でスタートしたのである。いくら地方鉄道であり、資金不足とはいえ、あまりにも苦しく、あまりにも零細なスタートであったといえよう。

5) 矢掛支線の敷設

矢掛の町民としては、鉄道の恩恵をより受けたのは、井笠本線の開通もさることながら、矢掛支線の開通だといわなければならないであろう。井笠本線(笠岡一井原間)が大正2年11月17日延長19,420mで営業を開始した翌年の大正3年に入るとはやくも矢掛支線敷設の動きが地元民の要求として出てくるのである。井原一笠岡間が開通したという現実を目のあたりにした矢掛地方の人々が鉄道を矢掛まで通してほしい、延長してほしいと願うのは一面からみれば当然のことをいわねばならないだろう。即ち、高浦周三氏の『井笠鉄道40年の回顧』によれば、『矢掛地方の人々は同地方に鉄道の便を黙視するにも忍びず、早々北川一矢掛間の建設を請願するにあたり、大正3年4月22日矢掛線3哩7分(5.8km)の布設免許を得、資本金10万8千5百円を増資して、守屋松之助氏ほか矢掛地方の有志で株式全部を引き受け

て矢掛支線は、この予算内で完成せしめる約束で工事を起こした。』のである。矢掛地方の人々は先に述べたように、総社一矢掛間に鉄道を建設すべく、吉備軽便鉄道が認可をうけながら、工事施行ができず、鉄道の恩恵からはみ出していただけに、矢掛地方の人々からしてみれば、鉄道の敷設は永年の懸案であり、期待であっただろう。当時の矢掛町長守屋松之助を中心に根気深く鉄道建設への要請を展開していたのも当然である。それだけに、井笠鉄道の井笠本線開通を機に井笠鉄道矢掛支線実現への要請の声が起こるのも当然すぎるほどだったろうし、その要請のまとまりがスムーズにいったであろうことも想像に難くない。こうして、矢掛支線は建設されるはこびとなったのである。

矢掛支線実現のための推進者となった人々をみてみると、大正3年7月3日矢掛支線建設資金として、10万8千500円の募集が行なわれ、大正9年2月9日に2千170株の募集が完了しているが、この出資者の特長は、当然ながら、直接利益をうけることができる矢掛・中川及びその周辺の村々の人々という人員構成率が高いことであろう。しかし、矢掛町を中心とした沿線の出資者のほとんどが、10株未満の極めて零細な所有規模であったことも特色の一つである。

矢掛町周辺の比較的中心的出資者は下表のとおりである。

表7-2-6 矢掛支線推進者（「井笠50年史」より）

氏名	住所	新株数	合計株数	備考
石井 源次郎	矢掛	100	110	
池田 實治郎	東京	50	100	
小川 平吉	中川	70	100	中川村長(M30~31)
小川 精一郎	中川	50	50	
渡辺 柳一	中川	50	122	中川村長(M31~37, M41~T6)
高草 平助	矢掛	90	100	矢掛村長(M22~25)
難波 甚作	矢掛	53	63	薬種業
久我於菟一郎	金浦	50	50	50町歩地主
山下 忠四郎	岡山	125	229	
馬越 恭平	東京	150	300	井笠鉄道社長
江木 伯助	中川	100	120	中川村長(M26~29)
斎藤 利平	矢掛	40	45	
守屋 松之助	矢掛	74	90	矢掛町長(M43~T7)
関藤 謙治	笠岡	125	231	石炭販売業

表からも明らかなように、矢掛町・中川村の町村長をはじめとする、この地方の著名な地主やブルジョアジーといえる。つまり、当時の矢掛町長守屋松之助や中川村長渡辺柳一などを筆頭にしてである。

さて、矢掛支線の施工が開始されたのは大正5年1月17日のことであったが、この募集時期は米価が下落し、農村が非常に苦しかったこともあって、かなり資金調達に時間がかかり、資本金払い込みが終了したのは大正9年2月であった。その為、その間の物価高騰のため工事施行は非常に困難となり、当初予算額10万8千500円ではとても施行できず、大正6年12万1千500円、大正10年10万8千500円増資を行い(『井笠50年史』)やっとのこととで布設免許から7ヶ年の歳月をかけ大正10年10月19日竣工したのである。

物価高騰と、経済界の大変動の中で、施工された矢掛支線はいかなる経過で完工したのであらうか。表4を参照してもらいたい。

表7-2-7 矢掛支線の施工過程

T 3年 4月	支線建設予測
T 4年 9月	起工認可申請所要実測
T 5年 8月	川面・中川村線路確定、小田川実測、土地買収交渉開始
T 6年 1月	土地買収交渉進捗・家屋移転
T 7年 1月	川面・中川・小田の土地買収完了、家屋移転進捗、小田川橋梁架設工事開始
T 9年 6月	全区の90%竣工
T 10年 1月	小田川橋梁竣工
T 10年 10月	総額21万7,000円で完工、5.8km矢掛支線営業開始

(事業報告書より作成)

表から明らかなように、大正3年4月建設予測以後、8ヶ年をかけて建設したのが約5.8kmであるから、いかに工事進行が遅かったかがわかるというものである。技術的に困難なのは小田川橋梁だけだから、工事全体としては比較的容易であったと思われる。そうだとしたら遅れた原因は資金難以外にはないだろう。

ともあれ、矢掛支線は大正10年10月19日開通したが、鉄道建設のための要請が強かつただけに、開通に対する喜びも一しおであったことは想像に難くない。矢掛町における開通式のようすを井笠鉄道矢掛支線開通記念小田矢掛地方発展号によれば「廿三日、矢掛町有楽座に於て、開通式を開会す。引続き矢掛神社境内に於て園遊会を開催し、山腹および名所に模擬店を開き、酒宴を催す。余興として矢掛巻番芸妓手踊り、町内有志・青年団に於て、20か手踊り等あり。夜は町内一般の提灯行列あり、廿三・四日は昼夜の煙火の打揚を催す来賓には矢掛名物袖餅子及び絵端書等の寄贈をなす由なり。当日、矢掛線は支線全線に涉りて乗車賃半減の割引をなす。」とあり、矢掛地方の人々が鉄道の開通を喜んでいる気持ちが非常によくわかる。

ただ、矢掛停車場が矢掛町高通りに作られたため、矢掛町の中心から多少離れていたので、開通当初から矢掛町の町裏まで延長してほしいとの要望があったとの記録も残っているが、鉄橋をかけねばならないが資金不足のためとても無理であるとのことであったらしい。そういうこともあるって、矢掛停車場付近の発展はあまり望めなかつたようである。

6) 井笠鉄道の経営状態（大正末期から昭和初期）

一口に言えば、「井笠鉄道の経営状態はかなり困難な状態であった」といえよう。『井笠50年史』によれば、大正末期矢掛線・高屋線の新設のころから、全般的に伸びていたといえる。営業収入は、運賃の値上げということもあって、5倍弱に伸びている。一方営業支出は物価上昇のあおりをうけて4倍前後になっているが、やや好転したということがいえよう。しかし、昭和初期に入ると、営業収入が停滞・減少傾向が表われるのである。このため、経営状態はしだいに悪化の一途をたどり、企業としての成立さえも困難な状態となつていった。その原因としては、経済界全体の不況、自動車との競合の激化があげられるが、井笠鉄道としては、地方私鉄ということもあって、貨物輸送の増加するように努力する、旅客団体の勧誘などぐらいしか打開策を打ち出せなかった。（『井笠50年史』）しかし、自動車との競合の面では、かなり努力したようで、九州の日生鉄道と水戸の鹿島鉄道とがレールカーで好結果で出ていると聞けば、早速レールカーと蒸気列車の併用の認可をうけ、昭和2年3月25日、井原一笠岡間にレールカー二輛で運転をはじめたりしている。そのため、小川自動車と井笠の自動車が合併して、中備合同自動車株式会社を新設するのである。

7) 乗合自動車へ

鉄道での不振を補なむとする目的をもって、乗合自動車へ進出をはかり、大正14年4月18日、笠岡一井原間乗合営業免許を申請、同年4月22日笠岡一井原・矢掛間を鉄道大臣に申請して、同年5月6日認可がおりた。ついで7月10日笠岡駅乗入れが認められ、8月17日には、貸切自動車営業の免許がおりた。このようにして、8月5日笠岡一矢掛・矢掛一井原間、9月25日笠岡一井原間、8月22日には、貸切自動車の営業を開始した。しかし、経営の好転をさせるとこまではいかず、鉄道の補助機関としての役割しか果せなかつたようだ。大正14年創業時の乗合自動車の経営規模は、運転手4人・助手4人、1人当たりの給料40円38銭、車輌数4輛で笠岡一井原10往復・笠岡一矢掛5往復・矢掛一井原1往復であった。総走行哩26,209哩で営業日数118日、1日平均222哩、一輛平均距離55哩であり、乗合乗車人数6,989人で賃金4,518円、1日1輛平均乗車人員14.7人であった。

8) 総説（戦後の井笠鉄道など）

戦後の井笠鉄道は、他のものと同様、かなり苦しい状態にあった。その後しだいに、回復したけれども、機関車の老朽化と線路状態の悪化ということでの出資増大と、石油統制の徹廃によるバス交通の復興によって、しだいにバス交通との交代をせまられるようになったのである。しだいに主自從鉄の状態になつたのである。そんな時、井原線建設の声がおきはじめたこともあり、井原・矢掛地方に多大な恩恵を与えた井笠鉄道も廃止されたのである。これも世の中の

流れにそつたということであろうか。時に、昭和46年3月31日のことであった。

しかし、井笠鉄道の恩恵が大きかったことはだれもが認めることであり、又、その井笠鉄道が廃止されるところに現在の姿を見せているような気がする。

参考資料

『井笠50年史』 高田正規著

『井笠40年の回顧』 高浦周三著

b) 井原線

矢掛の町の将来の発展を左右するものの一つに、井原線があることはいうまでもなかろう。国鉄岡山鉄道管理局企画課の話では、『井原線は赤字になることは確実で、あまり好ましくない線である。』とのことであったが、地元としてみれば、井原線に対する期待が大きいために、たとえ赤字線になってしまっても一日も早く開通してほしいところであろう。工事の現況は、用地買収は54%，工事は28%の進行率であるが、工事は遅々として進まぬ状態であるが遅れれば遅れるほど、工事費の方も多くなるわけで、工事費の面からも一日も早い開通が望まれるわけである。

○建設の目的

建設の目的は何であるかを、国鉄側資料からみてみると、『井原線は伯備線総社を起点とし、高梁川を横断し、小田川沿いに西下して、矢掛町を経て、井原市に至り、西下して福塩線神辺に至る鉄道で沿線の農業の発達と産業文化の振興に寄与することはもちろん、福山臨海工業地帯及び総社市の機械・金属工業団地への線内よりの通勤に対して輸送力の増加と時間の短縮をはかり、さらには、水島臨海工業地帯及び県都岡山地区との交通の便益をもたらす路線である。』とあり、矢掛・井原地区の産業を図る上でも、あるいは、福山・倉敷方面への交通を便利にするために大きな役割を果たす目的で作られているといえよう。予算総額は48億円であり、46年度までに14.41億円、47年度4.54億円、48年度以降に29.05億円の予算であるが「とても物価上昇のおりから予算内にはおさまりそうもない。」とのことである。そして、矢掛町内には、東から、備中三谷・矢掛・備中小田の三駅をもうけ、町内の人々の便宜を図ることであったが、管理局側の話では「このモーターリゼーション発展のおり、果して、どのくらい利用してもらえるものか。」と多少不安げであった。

○建設への経過（地元の期待）

建設までの経過をみてみると、井原線によって恩恵をうける地域は、井原・総社・笠岡三市と、矢掛・真備・美星・芳井・神辺の五町で、沿線人口は約11万5,000人ということができる。かつては山陽道が走っており、人馬往来がはげしくにぎわっていたが、海岸沿いに山陽本線・国道2号線ができるために南部に比べ発展が遅れてきており、地元ではこのままでは産業が著しく衰退する一方であるから、産業をより振興させるためには交通路を充実させるしかなく、新線を通すことが情勢打開に大きなウェートを占めるということから陳情したのである。最初の陳情は現在の吉備線を延長し、伯備線清音駅から、矢掛へ、そして井笠鉄道を経て神辺

に至る縱貫線で、岡山と福山を結ぶものであったが、その後、総社駅を起点とするようになったものである。

昭和26年6月、岡山県側60町村、広島県側12町村で、岡山・福山間国鉄吉備線延長期成同盟が結成され、昭和26年11月23日沿線72町村長連名で陳情書を出したが、その要旨は、『鉄道が地方全般の運命を制することは、いうをまたず、文化の進展向上は一つにかかって交通運輸にある。その意味でも、井原線の建設は当地方の運命を決するものである。』といふものであった。

そして、昭和39年3月広島経済同友会がまとめた『備後都市開発の基本構想』によれば、『井原・矢掛は、福山・尾道・笠岡などと共に8市32町村の中心にあって備後工特地の後背地として大きく変容しようとしている。備後工特地と水島臨海工業地帯とを結ぶパイプラインの役割を果たそう。』と井原線に期待をかけているのである。

確かに、井原線が開通すれば、矢掛・井原は岡山・福山は完全に通勤可能区域になり、鉄道を利用することで、そこに住むことができるようになるわけで、過疎化の歯止めとなることはいうまでもなかろう。そういう意味でも、地元の人々は井原線に期待しているのである。

そして、昭和39年4月、岡山・広島両県が出した『国鉄・吉備線を矢掛・井原・神辺を経て、福山まで延長建設促進について』の陳情書によれば、『沿線の産業開発・文化の向上を促進し、又、岡山・水島と福山工業地を結ぶ背後地交通網を整備し、沿線大型貨物の搬送と大量の人員・貨物を確保するため、このさいぜひとも早期着工される必要がある。』とある。そしてまた、『井原線はその重要な交通幹線になるものだ。しかし、現在の沿線地域の交通輸送は、国鉄バス井笠鉄道をはじめ、井笠・両備・ニコニコ・備北などのバス会社が交錯し、競争しているが、どれも途切れ、途切れの運行で不便で長時間を要する。貨物は民間貨物業者や自家用車に依存するほかなく沿線の発展を阻害している。そのためこそ、井原線は重要な建設事業であり、瀬戸内海臨海工業地帯を発展させ、国民経済・国民文化に大きく寄与するものと確信する。』と結んでいる。これ等の要望書に地元の井原線に対する期待が集約されているといつても過言ではなかろう。

○ 沿線の経済効果・営業価値（国鉄調査）

井原線について、建設申請が出されたために、国鉄では井原線沿線の経済効果・営業価値について調査したが、その結果は一口でいえば、『赤字線にしかなりえない。』というものであったらしい。その為、国鉄側としては鉄道建設に乗り気ではなかったようである。

そんな時、地元（真備町あたり）から「鉄道よりも道路敷設の方が時勢にあう」という声が始めしたこともある、昭和32年8月国鉄自動車の基本方針が発表され、専用自動車道経営の方へ移りつつあったようだ。国鉄当局としては、国鉄専用自動車道として開業した東北本線白河と、水郡線磐城棚倉間の白棚線が予想通りの成果をあげたために井原線も自動車路線にしようとしたらしい。これは、伯備線清音駅から矢掛を通って井原へ専用自動車道と、井笠鉄道線路敷きを利用して結ぼうという全長40.1kmの計画であったが、地元の要望が鉄道であった

ということもあり、この地方としてはかなりいい計画だと思ったがなぜか立ち消えている。

さて、昭和35年12月の国鉄関西支社の調査による井笠鉄道の営業状態からみた国鉄井原線の営業価値は、年間輸送者682万人、貨物発着トン数1万5千トンという実績であったようだ。このようでは、とても営業としては成り立つものではなかったようだ。その結果、最初から貨物取扱いをしない方針で進めるようである。

o 建設経過

S-28 建設予定線 S-34 調査線 S-34 建設線 S-39 実施設計
S-41-5-14 井原市で起工式

ともかく、上記のように経過をたどりながら、現在も鉄道建設公団が建設しているのである。

c) 結び

大正10年開業以来矢掛町に数多くの恩恵を与えた井笠鉄道も今はなく、そして、井原線も遅々として進まぬ工事状態でいつになつたら開業されるか全くわからない状態である。つまり、矢掛町の人々は、現在鉄道の恩恵を直接うけていない状態でいる。そんな中で、矢掛町の人々は、一日も早い井原線開業を待ちこがれているといつても過言ではなかろう。

現在の矢掛町の交通環境をみた時、モータリゼーションの波がおしよせ、自家用車を持つ家庭がいかにも多くなったことか。町民一人一人は、鉄道建設をそれほど重要なものとしてとらえてはいないのではないかと思われるほどである。しかし、町全体の発展を考えた時、鉄道の開業がいかにも重要な事であるかということは、想像に難くないであろう。過去において、矢掛町に恩恵を与えてくれた井笠鉄道のかわりを、将来いつ開業できるかわからぬ井原線においているのである。物価高と物不足のおりから、いつ開業できるかわからぬ井原線の建設は、大正中期、物価高に苦しみながら開通した井笠鉄道矢掛線建設とだぶるよう感じられてならないのである。

(真木 源)

3. 郵便と電信

(1) わが国における郵便制度の創設

a) 明治以前におけるわが国の通信

日本民族が発祥し、地域的移動が始まるに伴って、自然なんらかの通信手段が生まれ、その時、その事情に応じた制度、方法によって通信の便を足してきた。

歴史によれば、崇神天皇の時代、四道將軍を派して諸国の安寧を伝えたとあるから（日本書紀）、当時から駅制のあったことがうかがえる。駅制というのは、路線の所在を前提するのは勿論であり、數里ごとに駅舎を設けて人馬を常駐させ、リレー式に公の通信、その他を伝達する機構である。その設備、徴傭、給与などについては官民ともに相当の労費を伴い、保安・軍事とならんで行政の重要な面として考えられた。

大化の改新にいたって、唐の制度・文物などが入って来、それとともに駅馬伝馬の制度や駅鈴伝馬などが定められ、交通・通信の上に見るべきものがあったが、戦乱の末、鎌倉時代に及んで、京都との間に定期便が設けられ豊臣秀吉にいたって、駅制の中心は大阪に移った。

やがて、徳川幕府となり、大名を諸国に封づるとともに、治政の必要から駅制を整え、官用継飛脚を設けて、老中からの布達や、その他公用通信に使用したが、諸大名もまたこれにならっていわゆる大名飛脚を設け、また大阪城番の士が東海の宿駅と結んで、家令の名義で私信のために交互に月三度発着する三度飛脚が行なわれたほか、江戸では、町飛脚、主要藩地から京都、大阪、江戸への連絡など漸次、飛脚の形を示すに至った。

しかし、これらは極めて経費が高く、しかも臨時便の増発、継越物件の増加などに応ずるため、既存宿駅への補助を必要とするようになり、莫大な労賃調査の負担が街道奥地にまで及ぶようになり、民衆はその負担に悩んでいたのであるが、明治時代を迎え、新式郵便制度が開設されるに及んで、これらの負担が除かれ、大規模な通信事業の組織的運営によって低廉な料金で利用者の増加をみるに至ったのである。

わが国の飛脚制度はこのように公用通信に始まり、その後徳川末期になってようやく民間企業として京都、大阪、江戸を中心にはじめに諸藩の都と連絡するため飛脚網ができるが、その設備、利用は高価で手間がかかり、かつ當てにならないという程度であった。

b) 明治以後の郵便制度とその発展

そして、明治以後、前島密の出現によって、わが国の郵便事業は飛躍的な発展を遂げるわけである。わが国の郵便事業は、政府の企図・命令によったのではなく、全く前島密の建議によってその端緒が開かれたのであり、しかも、政府としても久しい間この事業をさほど重要視せず、勢い民間でも軽視する風潮があったため、政府に対して多額の支出を望むこともできず、また民間に向っても多くの収入を望めないという、まことに困難な事情のもと、この悪条件を克服し、郵便事業の偉業が成し遂げられたのは全く前島密の働きによるのである。その郵便制度の発展を年代を追って見てゆくと次のようである。

- | | |
|--------|---|
| 明治 4年 | 公用継飛脚・町飛脚改め東海道沿いの12藩6県に書状集箱設置、郵便切手発売(3月) |
| 明治 5年 | 郵便規則の発布、全国に普及、東京・大阪間を毎月1回(約3日の行程)
公衆信書の郵送を始める。(3月)新聞紙・印刷物・書籍・商品見本の郵便取扱い。長崎・函館などの重要都市に路線延長、同時に諸支線開通(中頃) |
| 明治 6年 | 飛脚業者による信書送達停止→郵便を政府の専掌とする。料金の距離差改め市内・市外・地方の三等とする。郵便はがき発行(12月) |
| 明治 16年 | 郵便条例実施、普通郵便を4種に大別、料金全国均一化
郵便局長の取扱い改革 |
| 明治 18年 | 通信省設置、郵便と電信の経営を合同 |
| 明治 25年 | 小包郵便法施行、小包郵便創始 |

明治 33 年 郵便法発布、鉄道船舶郵便法発布→現在における郵便制度の基本確立
明治 36 年 小包郵便の距離等差廃止、重量別によって料金を 6 等に区分
明治 42 年 京浜間（2 月）、京阪神間（4 月）に速達郵便開始
昭和 24 年 通信局廃止、郵政省発足

（海外との信書送達）

明治 5 年 仮海外郵便の制
横浜・長崎・神戸における英・米・仏の設けた郵便局に併合して外国郵便事務の取扱い
明治 9 年 上海に日本郵便局設置
明治 10 年 万国郵便連合創立による条約に加入
以後、外国との通信をはかるに至り、内外にわたって郵便制度の普及をみるわけである。

(d) 特定郵便局制度について

矢掛町内における 6 つの郵便局のことごとくが特定郵便局であり、また、特定郵便局制度が日本の郵便事業の中においてきわめて特長的な存在であり、かつ、日本の郵便事業発展の基礎であったし、また、今なおそうであるという事実を踏まえて、特定郵便局制度というものにスポットライトをあててみたいと思う。

a) 郵便役所（特定郵便局の前身）

明治維新に際して、国内は廢藩置県、国外にあっては四隣通商交通の便が開けるに従い、通信制度の必要も一日増しに加わってきた。そのころ行なわれていた飛脚便は、ごく限られた地区を往復していたにすぎず、高価で実用性に乏しいところから、当時駅頭だった前島密は、海外諸国からの知識を参考に、新しい郵便制度の構想をねり、なんとしても全国的な通信網を敷こうと考えた。しかし、当時日本国内は王政復古になったばかりで、国内の改革は土台骨から出直しといったわけで、前島密の構想たる全国通信網設置は政府の間では問題にされなかった。維新早々で多額の国費が必要であり、勿論、官営など思いもよらなかつたわけである。そこで、前島密は、金をかけなくて、しかも早く全国に拡めようという着想から、そのころ廢藩置県に伴って、同地にいた名主・庄屋やこれに準ずるところの人達を郵便取扱い役に取立てることを思いつき、明治 4 年、東京・大阪間に郵便制度を実施するに当って、開港場、その他沿道の主要地に郵便役所、及び郵便取扱所を設け、ここに取扱役として、これらの人々を置いたのである。これらの名主や庄屋たちは、みんな社会奉仕の気持ちから採算などには拘らずにこの御用を努めたので、その後、日浅くして低料金で、しかも簡便な郵便制度が全国に行き渡ったのである。ではなぜ、これら各地の名望家たちが、この割に合わぬ仕事を引き受けたのであるかといえば、「当時は役人になるということを大きな名誉にしたので、ことに自分の家において、いくらか官給をもらって役人の列に入るというのは最も喜ぶところであったからです。封建時代では、藩侯から一人扶持、玄米五合の日給をもらつても榮誉であったのが、まして朝廷から給与されるのだから、この上ない大榮誉であると思ったのです。」（「郵便創業談」中、前島密の言）ということである。

つまり、政府としては地方の名望家たちの感情に乗じて名をやり、そして自らは実をとったわけである。少し時代はずれるのであるが、たとえば昭和5年に創設された矢掛町内三谷郵便局の場合、その開設の理由は、現在親子三代目の局長渡辺捷平氏の話によれば、その祖父、局の開設者である渡辺峯一氏は、家業の醸造業よりも安定した事業を求めていたということである。つまり零細な醸造業がその大きなものに圧迫吸収されていくという過程で、より安定した事業を捜し求めていたのである。このころになると少し事情が違ってきているようである。

b) 昭和12年の大改革（三等局から特定局へ）

特定局の歴史を、その代表者である局長の呼称によって区切ってみると、創業から明治18年までが取扱い役及び局長時代、同19年以後昭和12年までが三等局長時代、以来現在までを特定局長時代と三時代に分けることができる。三等郵便局長時代は、その制度内容になんらの変革も行なわれないまま、半世紀もの間続いたのであるが、その間わが国の近代化は急速に進み、日清・日露ついで第一次世界大戦を経て、思想・社会経済の変遷は著しいものがあったわけで、従ってこの制度も初期の間こそは、円滑にその機能を営なんだのであるが、社会経済状勢の推移に伴って、次第に時代に対する適応力を失ってきたのである。そして、昭和12年の一大改革を招来するに至ったのである。

昭和12年の制度改革により、ほぼ今日の特定局制度が出来上がったのである。ここで旧三等局制度にどんな長所があり、その反面時代の推移に伴い、どんな不合理、欠陥が発生するに至ったのか、そして、この改革でどのように是正されたのであろうか。

I 長所

① 簡易かつ軽便なこと

この制度は、経費渡切制（請負い制）によって、局経営に必要なもの一切の経費を支給し、人的・物的設備、その他、業務運営に関する一切の責任を負わせ、局所配置上、最も簡易で便利が多い。

② 経済的なこと

この制度は、地方名士の公共心と声望に訴えて、これを国家の事業に参与させ、その財政・才幹により、局経営を経済的にした。

③ 事業運行が地方的に円滑なこと

地方における有力・有識者を起用することは、公衆との接觸を緊密かつ円滑にし、事業の発展向上に多いに効果がある。

II 短所

① 従業員の待遇低下

この制度では、人件費までも渡切経費とし、局長の自由経費を認めたが、初めは業務内容の規模が小さく簡単で、それには局長とその家族で十分に間にあっていたのだが、三等局の規模、事務扱いが、種類、量ともに増加し、自然、家族以外のものも雇傭する必要が生じ、ここに従業員の待遇問題が発生してきたのである。事実、渡切経費が潤沢でなかったため、

従業員の待遇は低下し、苦境を訴える声が起り、勢い人材の採用が困難となってきた。

② 局舎の不良なこと

局舎は、その局長に無償提供させていたのであるが、事務量の増大に伴い、設備のための経費を要することになり、到底一局長において負担しきれなくなり、局舎は不良になってゆき、事務遂行上支障を生じてきた。

III 改革の要点

① 集配三等郵便局の入件費の直轄経理

入件費の渡切制度を廃して直轄経理とする。無集配局については、昭和21年まで入件費の渡切制度が存続した。

② 集配局局長の手当の増額

③ 局舎料の支給

集配局・無集配局とともに局舎料を支給することとし局舎設備の改善向上を図ることとした。

(イ) 矢掛町内における郵便局とその発展

矢掛町内の郵便局は、6局が開設されており、そのうち矢掛・美川・小田の3局は集配特定郵便局で、三谷・中川の2局は無集配特定郵便局、そして山田簡易郵便局がある。その他に、切手売りさばき所が44ヶ所、ボストが49ヶ所に設置されている。（昭和46年10月1日現在）それではその郵便局の各々についての沿革・業務内容の推移などを示してみよう。

a) 矢掛郵便局

明治4年12月1日、小田郡矢掛村に開設される。開設者は高草平介氏。岡山県下で11番目であった。県下でも早い方であるが、これは郵便局の設置が参勤交代の通過地点に沿った所より早く行なわれていったためである。明治33年に矢掛郵便電信局と改称されたが、同36年に矢掛郵便局と再び改称し現在に至っている。局舎の移転は三度経験し、現在地へは昭和16年に移転してきている。

業務内容の方は、開設当時は郵便物だけを取扱っていたが、明治12年に内国為替、貯金、同25年に外国為替、同29年小包、同33年電信、そして、大正元年には電信通話事務、同2年電話交換事務を取扱い、昭和に入って、7年に外国和文電報、同14年にラジオ視聴料集金事務（昭和36年に解団→N H K直轄）、42年電報配達、電話交換事務廃止（矢掛電報電話局に引き継がれる）などの推移を経て現在に至っている。

b) 小田郵便局

明治7年12月16日開設される。開設者は馬場佐太郎氏。以後、あっちこっちと局舎の移転を行ない、現在地へは昭和39年に移ってきてている。6度目の移転である。

業務内容は、明治7年郵便事務、同18年貯金事務、同25年内国為替、同32年小包集配事務、同36年電信（和文）事務、電信為替事務（昭和42年12月10日簡易取扱い局）、大正元年電話通話事務（昭和42年12月10日廃止）、同5年簡易保険事務、同11年電話交換事務（昭和42年12月10日廃止）、同15年郵便年金事務、昭和7年普通電話交換事務（昭和

42年12月10日廃止)などを経て現在に至る。昭和42年12月10日においても電信・電話関係の業務が廃止されているが、これは電通合理化により、その関係の仕事が電々公社に一体化されたためである。

また、郵便配達の受持ち区域は、当初は7ヶ村を受け持っていたが美山局、木の子局の開設に伴い、昭和7年、現在の4ヶ町村になっている。

c) 備中美川郵便局

昭和9年9月、矢掛郵便局の窓口事務として発足する。同12年電報受付、電話通話事務、電話交換事務、保険年金事務を開始する。そして、昭和16年に郵便の集配をやり始め現在の業務と同内容のものとなる。(電話交換、電話通話事務は昭和32年2月19日廃止)現在、職員数12名であり、集配区域は矢掛町内宇角、下高末、上高末、美星町鳥頭、宇戸谷、上高末となっている。

d) 中川郵便局

昭和23年3月、中川郵便局として発足し現在に至っている。特定無集配郵便局である。職員は局長以下3名で、局長は三谷郵便局の局長でもある渡辺捷平氏が兼任している。

業務内容は、昭和23年発足当時より変わっていない。電報受付、郵便受付、貯金、保険年金受払い業務などである。

e) 三谷郵便局

昭和5年4月1日、小田郡三谷村東三成吉野1529の2番地にて事務を開始する。当初より郵便、小包、為替、貯金、保険、年金事務を取り扱い、昭和19年12月1日電話事務開始、昭和22年3月1日電報受付事務開始、同年4月11日電報配達事務開始(昭和39年10月16日電通合理化により和文電報配達事務取りやめ)昭和44年10月20日矢掛町東三成1505の1に新築移転し、現在に至っている。

局長は昭和5年4月より渡辺峯一氏、昭和10年4月より渡辺平介氏、昭和46年7月より渡辺捷平氏と移ってきてている。親子3代である。前記した特定郵便局制度の特長の一つである局長の世襲制がおこなわれている。

f) 山田簡易郵便局

昭和46年8月2日開設、現在に至っている。局長は金丸収一氏で、他に新聞店を経営している。簡易郵便局というのは、「郵政省という組織の中のものではなく、郵政業務の一部の委託を受けて、それを取扱っているものである。つまり、戦前の特定局制度とよく似たものであり、現在の町の切手売りさばき商と同質のものである。ただ、その請負いの業務範囲が広いのみである。」(矢掛郵便局長藤井義晴氏)ということである。

業務内容は、貯金、為替、保険、年金、郵便などの事務を行なっている。矢掛郵便局より業務の指導監督を受けている。

参考文献

矢掛町町勢要覧「やたげ」(46年度版)

雑誌「公務員」臨時増刊号(産業経済新聞社)

(森 浩三)

(2) 矢掛町に於ける電話・電信

明治 23 年に東京・横浜間の電話交換が開始されて以来、電話はその機能性という点に於いて從来の通信方法よりもその価値を認められ、主要都市を中心に各地に普及し、その方法も生活の多様化、科学の進歩に併い発達していった。當時通信者では、その設置に併い、又急増する需要に応ずるため明治 29 年度を初年度とする 7 ケ年継続の第一次電話拡張計画、明治 40 年度には、第二次電話拡張計画が作られ、それぞれ国会で可決された。岡山県には、明治 36 (1903) 年 3 月 9 日に電話の事務を開始し、同年 8 月には、長距離市掛電話線が岡山まで延長され、名古屋、京都、大阪、神戸、岡山相互間の市外通話も可能になった。

矢掛地方に最初に電話・電信業務が開始されたのは、矢掛郵便局に於いて明治 43 年 4 月であり、当局は郵便局が、郵政事業と兼務という形で始められた。以下その足どりを業務記録によってみると大体下記の様になる。

明治 4 年 矢掛郵便局設置
同 5 年 電信事務開始
大正 2 年 電話交換事務開始
昭和 42 年 3 月 矢掛電報電話局開局準備室設置
昭和 42 年 12 月 矢掛電報電話局開局
自動改式 井原局へ業務集約
全国即時通話編入、小田局を集中合併

昭和 42 年 12 月の矢掛電報電話局の設置により、それまでの郵便局の業務として行なわれて來ていた電信電話事業は、一本にまとめられ、矢掛電報電話局に集中せられる様になった。ただ現在でも矢掛町の 7 つの郵便局に於いては、電信の受信業務だけは行なわれている。

<電話・電信>

電話・電信という通信手段は從来の日本古来よりの一般的な方法である「手紙」などに比べて、その持つ機能性という点に於いて、数々の日常生活の中に深く深透し、開設以来急速に普及し、現在なおもその改良、開発が進められている。現在の様に、通信網が発達し地理的・時間的な距離を超越した通信手段としての電話の占める割合は大きいものがある。

旧山陽道の宿場町としての矢掛町より、現在のような小田郡矢掛町までの発達の陰には、その通信方法の改良により、地域性の拡大、経済圏の拡大、円滑化、又日常生活の便利化など、現在の矢掛町に於いては、その発達に欠くべからざるものである。そして現在の様な生活様式が多様化し、又経済、政治、文化、地域的風習などの大きな流れの中で、生活している我々に於いては、「他」との交流は、欠くべからざるものであった。それは、特に農村部などに強く見られ、時にはそれを持つてして、その地域の社会的特質とさえもする見方もある。又町に於ける生活に於いても、近所とのつきあいも重要な生活手段であり、その円滑化という点に於いては、現在の農協の事業である有線放送が大いに利用されている。(有線放送については後に。)

昔の山陽道の宿場町としての矢掛町といふ一つの町が、他の近郊地域との交流を保ちながら人

口の増加、そして周辺の村との経済的交流などを継て、さらに現在の様な小田郡の中心地としての矢掛町に到ったのである。昔の一個の独立した宿場町を、文化・教育・商業、そして道路などの整備により、より多くの他の諸地域との経済的・人事的交流、又企業などの誘地で多くの地域との人事的交流により通信網の即時化は時代の要求するものとなった。今では周辺の6ヶ町村に對しても経済的消費地としての側面も持つようになり、経済活動の円滑化にも必要な手段である。

電信は、電話の普及により、その受信、着信数は反比例的な関係を保らながら現在に到ってい、現在では、いわゆる冠婚葬祭的形式としての利用が殆んどであり、矢掛町内どうしでの主流はやはり電話である。表7-3-1は最近数年間の電話施設数の増加を示したグラフである。

表7-3-1 電話施設数

43年	932
44年	1,063
45年	1,462
46年	2,112
47年	2,931
48年	3,421

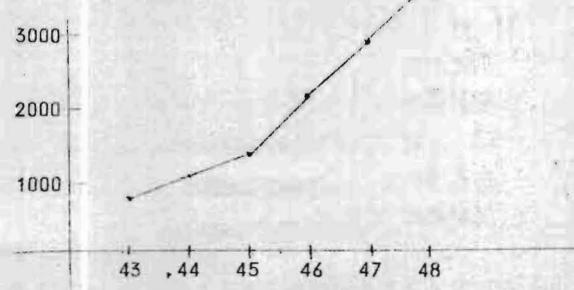


図7-3-1 電話施設数のグラフ
(矢掛電報電話局業務表より)

43年から45年までの増加率はそれほどでもないが、45年より48年は急激な伸びを示しており、最近の電話の通信手段としての価値がいかに大きいかそれを示している。それに対して電報の方は、身近な資料ではあるが、矢掛電報電話局開局の42年を境いとして以下の様になる。

取扱い電報数

41年度

発信 6,430 着信 7,581

42年度

発信 4,192 着信 3,678

43年度

着信 1,530 発信は開局により電報電話局へ委託

(矢掛郵便局、業務表より)

この表をみても、電話がいかに利用価値が大きいかわかる。そしてさらに現在の町内の五つの企業に於いては、最新式のテレックスという従来の電話の非記録性という点をカバーした最信の通信を取り入れているそうであり、又、回線の数をふやして、さらに通信網の充実を計るそうである。

<有線放送事業>

電電公社の電話とならんで、最近各地の農村などにみられる、有線放送事業がある。矢掛町に於いては、7町村が合併する以前に於いては、美川、小田の農協に於いて行なわれていたが、合

併後は、現在の矢掛町農協そのセンターに於いて業務を行なっている。大体の概要は下記に示す通りである。

昭和39年 矢掛町全域に設置

47年8月 自動化を完成、それと同時に中川・山田の両支所建設。11月に営業を開始
加入状況(47年8月15日現在)

一般加入

加入者 3,886

受話器数 3,886 増設 71 3,957

公共加入

加入単位 43

受話器数 86 増設 5 91

農 協

加入単位 10

受話器数 72 増設 9 81

総 計

加入単位 3,939

受話器数 4,129

(矢掛町農協資料より)

矢掛町全戸数4,200戸の内3,939が加入しているので普及率は95%と高い数値を示している。加入希望者は、最初より組合員非組合員の区別なく、(￥32,000)の負担金と毎月400円の費用を払えば加入出来る事になっている。

有線放送設置前と設置後に於いては、周辺農村部に於いて行なったアンケートによれば大部分が、「便利になり消費生活が大変しやすくなり少しの用事でも出あるく事が少なくなった。」などが大部分であった。ただ、不便な点といえば、いわゆる同時四線を使用しているために、時々通話不能になる時があるが、「料金も安く、農村部などに於いては、地域ぐるみの作業、集会などの連絡が出来るため、便利である。」などの意見もあった。有線放送事業は、特定の地域の相互間の通話の便利化、そして一斉放送などによる教育文化の向上などを目指したものであるが、矢掛町農協側の話によると、「我々の有放事業は、公的事業の側面もあるが、それと同時に農民間の相互通話を目的としたものであるから、通話の障害となる様な、センターよりの一斉放送は少なくて便宜を計っている。」と答えられた。

これからの矢掛町内における通信手段は、次の様な方向に進展すると思う。

現在の電々公社の自動回線もその数に限りが来ていてさらに増設の計画があり、それが完成すれば当然の事ながら通話地域はさらに拡大するが、それに対し有線放送は、矢掛町内だけの地域的なものであり、増設の見通しはないと思える。さらに普及率は99%とすでに飽和状態にあり、それに加えて通話の出来る時が電々公社のそれに比べて劣るため、これから農村部には、電々公社の方が進出すると思う。

(片岡光)

第8章 経済構造

1. 農業の発展

(1) 経営耕地の変化

矢掛町の耕地は、小田川の氾濫原上の水田と山の斜面・扇状地・自然堤防上の畠地よりなっている。昭和45年の農家一戸当たりの経営耕地面積は、約55haと少なく、したがって零細経営を余儀なくされており、同年の総農家数に対する専業農家の割合も1割にみたないものとなっている。

表8-1-1 耕地経営状況 (単位: ha)

経営耕地面積	総面積	田の面積			畠(果樹園)	
		一毛田	二毛田	その他		
大正1	1,117	723(64.8)	98(8.8)	625(56.0)		394(35.2)
4	1,120	730(65.2)	88(7.9)	642(57.3)		390(34.8)
8	1,121	732(65.3)	90(8.0)	642(57.3)		389(34.7)
10	1,114	728(65.4)	85(7.7)	643(57.7)		386(34.6)
13	1,115	727(65.2)	101(9.1)	618(55.4)	8(0.7)	388(34.8)
昭和2	1,124	731(65.0)	110(9.8)	598(53.2)	23(2.0)	393(35.0)
5	1,135	714(62.9)	109(9.6)	569(50.1)	36(3.2)	421(37.1)
25	1,863	1,185(63.6)	143(11.7)	1,036(55.6)	6(0.3)	678(36.4)
35	1,872	1,192(63.7)	221(11.8)	962(51.4)	9(0.5)	680(36.3)
40	1,787	1,164(65.1)	338(18.9)	762(42.6)	64(3.6)	623(34.9)
45	1,699	1,127(66.3)	687(40.4)	403(23.7)	37(2.2)	572(33.7)

注) ()は% 「現勢調査簿」・「世界農林業センサス」より作成

表8-1-1の大正1年から昭和5年までの数字は小田・美川・山田・矢掛地区の総計である。矢掛町においては、総耕地面積のうちで畠地のしめる割合が、かなり高いものとなっており、近年にいたっても、ほぼ $\frac{1}{3}$ が畠地である。これは、山地が大半をしめる矢掛町の自然条件によるものである。昭和25年以後の経営耕地面積をみると、昭和35年を除くと毎年減っており、昭和25年から昭和45年の間に、8.8%の減少をみせている。田の面積は、年次別にみると減っているが全耕地面積にしめる割合からみると、除々に増大している。畠においては、共に減少している。表8-1-1においてその他となっているのは、畠作物や、はす、イ草などを専門に作ったり、休閑地だったりした田を表わしている。昭和40年では、その他の田のしめる割合が3.6%にも達して

いるが、昭和45年では2.2%に下っている。昭和5年にも高い数字を示しているが、その内容は近年の内容とは、おそらく異なっているものと想像できる。

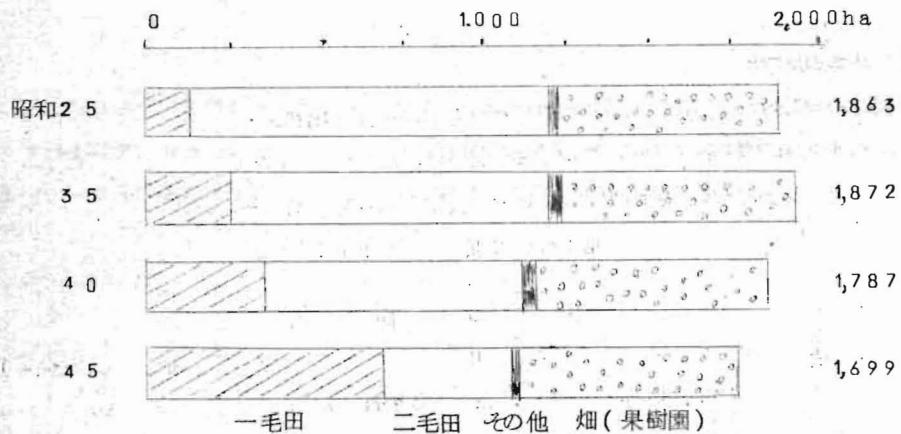


図8-1-1 経営耕地の変化

次に図8-1-1によると、一毛田・二毛田に大きな動きがみられる。昭和25年には、田の面積の $\frac{1}{8}$ をしめていた一毛田が、年を追って増大し、昭和45年では、田の面積の $\frac{2}{5}$ に達している。特に昭和40年から昭和45年にかけての増加が激しく、昭和40年の一毛田の割合が、昭和45年の二毛田の割合と等しくなっている。これは、裏作物が減ったことを意味するものであり、したがって、その結果は、裏作物の生産減少に現われてきている。そこで裏作物のひとつである麦類の栽培状況を表8-1-2によってみてみることにする。(イ草については別項参照)

表8-1-2 麦類の作付面積の変遷 (単位: ha)

	大麦	裸麦	小麦	ビール麦	計
昭和 2	26	595	419		1,041
5	30	551	479		1,040
8	14	460	622		1,096
11	12	494	662		1,168
14	9	389	875		1,273
25	7	595	642		1,244
28	21	517	574		1,111
31	20	599	453		1,251
33	55	532	571		1,158
37	136	288	616		1,040
40	136		462	35	683
43	94	108	385		589
45	59		155	135	349
47					97

注 (1)斜線部は資料に項目がもうけられてなかつた所である。

(2)「岡山県市町村勢要覧」・「現勢調査簿」・「世界農林業センサス」より作成

全体の作付面積をみると、減少しはじめるのは、昭和25年以後からであるが、著しい減少をみせているのは、昭和37年から40年にかけてと、昭和45年から47年にかけてである。減少面積の上では、前者が357haと、後者の252haより105ha多いわけであるが、減少率をみると、34.3%に対し7.22%と、後者の方が圧倒的である。おそらく、昭和47年度の二毛作田の割合は、麦の作付面積から推測すると、相当な減少をみせているだろうと思われる。しかし、昭和45年までは、減ってきてているとはいえ、かなり麦は栽培されている。麦の作付面積が水稻の作付面積をうわまわる年があるのは、畑に麦が植えられていたためであろう。全般的に、矢掛町においては、麦の作付率は相当高いものであると言うことができよう。平野地帯の農家が、ほとんど麦の栽培をとりやめた昭和40年代に入いっても、まだかなりの栽培率をみせている。しかし、昭和47年に激減しているところから、今後またふえる可能性は少ないのでなかろうか。種類別にみると、昭和33年まで、全体の40~50%をしめていた裸麦が、昭和37年以降、急激に減少し、小麦が圧倒的に多くなっている。

(a) 稲の生産

a) 稲作付面積の推移

表8-1-3 水稻の生産の変遷

	作付面積(ha)	収穫量(t)	10a当収量(kg)		作付面積(ha)	収穫量(t)	10a当収量(kg)
大正 1			255	14			315
2			330	昭和 1	1,100	2,580	236
3			300	2	1,100	3,520	321
4			285	3	1,090	3,410	311
5			330	4	1,110	2,220	200
6			285	5	1,100	3,810	345
7			270	6	1,110	2,890	261
8			330	7	1,100	3,860	350
9			345	8	1,080	3,760	349
10			315	9	1,070	3,350	314
11			330	10	1,110	3,810	344
12			315	11	1,110	4,010	360
13			195	12	1,130	3,810	339

	作付面積(ha)	収穫量(t)	10a 当収量 (kg)		作付面積(ha)	収穫量(t)	10a 当収量 (kg)
昭和 13	1,140	3,970	349	昭和 31	1,150	4,390	382
14	1,100	1,950	177	32	1,200	4,320	359
15	1,150	3,580	295	33	1,210	5,120	425
16	1,180	3,740	316	34	1,200	4,670	390
17	1,210	4,040	333	35	1,190	4,050	341
18	1,210	3,910	324	36	1,180	4,490	380
19	1,120	3,560	301	37	1,170	4,470	381
20	1,180	2,800	258	38	1,150	4,250	376
21	1,160	3,630	313	39	1,110	4,130	372
22	1,170	4,060	347	40	1,110	3,940	355
23	1,190	4,410	370	41	1,100	4,380	398
24	1,170	4,020	345	42	1,090	5,180	475
25	1,180	4,200	356	43	1,090	4,220	387
26	1,170	3,510	299	44	1,080	4,620	428
27	1,170	4,580	393	45	971	3,650	376
28	1,170	4,370	374	46	866	3,760	434
29	1,170	3,470	298	47	896	3,920	438
30	1,140	4,980	438				

注) 「現勢調査簿」・「水陸稻収穫量累年統計書」・「岡山県農林水産統計年報」より作成。

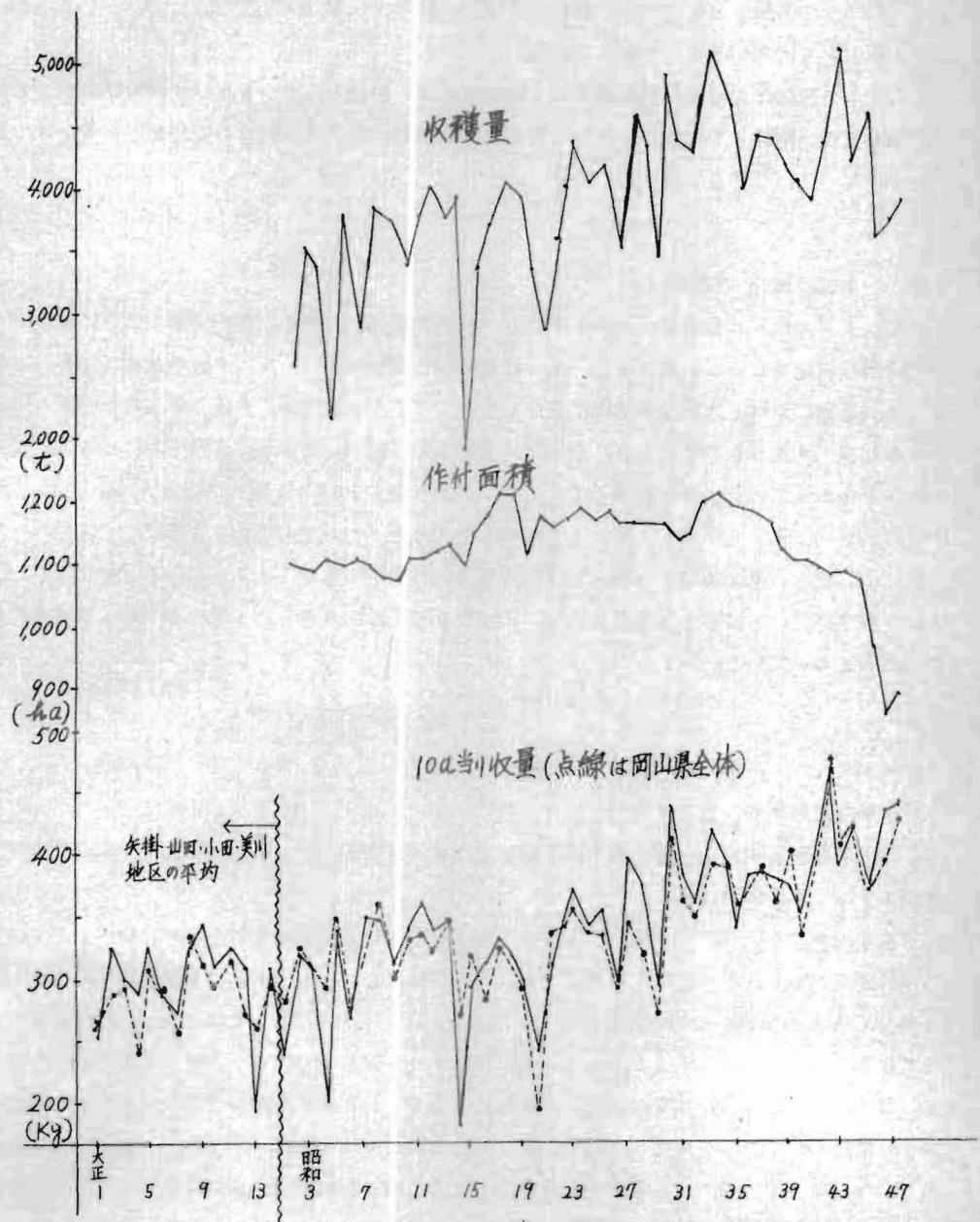


図 8-1-2 水稻の生産

表8-1-3および図8-1-2において、大正時代の10a当たり収量は矢掛・小田・山田・美川地区の平均である。作付面積をみると、昭和1年から昭和14年にかけては、1,100haのあたりを上下していたのが、昭和15年から昭和33年にかけては、昭和30年を除いて、1,150ha以上の作付をみせており、中でも昭和17年・18年・33年などは1,200haを越えている。しかし、昭和34年以降は、徐々に減少し、昭和45年と昭和46年では、それぞれ前年と比べておよそ100haの減少をみせている。昭和47年に、前年より50haほど増加しているといえ、昭和46年とともに900ha台を割っている。

このような近年における作付面積の減少の背景には、労働力流出がもたらす経営の縮少、土地利用形態の変化、昭和45年度から始まった米の生産調整による水田経営の変化などが考えられよう。

b) 単位面積当たり収量の変化

次に、10a当たり収量の変化をみてみよう。単位面積当たり収量は、作付面積のように社会的・経済的要因に規定されることは少なく、もっぱら影響を受けるのは、災害や栽培技術による。ここでは特に、過去における水稻被害状況に注目してみてゆくことにする。大正1年から昭和47年までの矢掛町の10a当たり収量のうち、全国平均を割る年は約 $\frac{1}{5}$ であるが、県平均になると約 $\frac{1}{3}$ がそれを下まわっている。全体を通じて、10a当たり収量が250kgを割っている大凶作年は、大正13年・昭和1年・4年・14年・20年の5年である。このうち昭和20年は、全国平均をみても205kg、さらに県平均は195kgと、全国的な大凶作の年であり、それからみると矢掛町の238kgという数字は低いとは言えない。しかし、昭和20年を除いたあとの4年は県平均・全国平均を、大幅に下まわっている。

c) 単位面積当たり収量と災害

『岡山県農業土木史』(岡山県土地改良事業団体連合会編)によると、昭和14年の旱害概況が次のようにしるされている。

「本県における既往の大旱魃は、大正13年・昭和4年及び昭和8年を列挙し得べく、其の被害は皆甚大なりしが、之等の旱魃は、何れも、播種後なりしも、本年の旱魃は播種前に其の端を発したる為旱害をして一層甚大ならしめたり。而も4月及び5月の降雨量は、わずかに117耗⁷にして明治24年より昭和13年に至る48年間の平均207耗⁷に比し5割6分に過ぎず、為に溜池の貯水もかんがい期直前において7~8割にも達せざるのみならず梅雨期間の降雨量もわずかに48耗⁵にして前記48カ年間の平均18耗⁶に対し、2割5分に過ぎなかつた。尚7月上旬に至るも未だ植付し得ざりし地積7,500町歩・稻の枯死せんとするもの及び萎凋せるものの地積16,800町歩ありたり、7月下旬に至りては概ね溜池は枯渇し、河水も平

時の約 $\frac{1}{10}$ に渴水し、旱害はますます深刻を極め……」

この記録から、大正 13 年および昭和 4 年にも大旱魃があったことがわかる。これらの年の矢掛町の 10 a 当り収量が特にひくいのは、旱害をこうむった割合が他地区よりも高かったと考えていいだろう。昭和 1 年の凶作の原因は資料の関係で知ることができない。『小田川下流域誌』(岡山県立矢掛高等学校生徒会編・昭和 31 年 4 月)によると、

「……小田川沿岸用水地帯の用水源は附近の川及び貯水池である。川は溪流で常水少なく、出水時は一時に流下して取水施設を破損し、貯水池は集水面積が狭くて、利用能力が低く、ために旱天にはその被害は大きく、又紛争も絶えなかった。大正 13 年には減収 50 % 以上、昭和 14 年には池水、川水とも全くなくて植付不能となつたものが多く、植付したものも枯死して減収約 1 万石に達した。……川面地区は、昔より旱害には特に悩んでいたところであるが、この時には種子もとれなかつたという。……」

当時の旱魃の激しさがうかがえる。小田川沿岸地域は、その後たびかさなる旱害に備えて、昭和 17 年、小田川沿岸用水改良事業に着工し、途中大東亜戦争の影響により完成が遅れたり、計画が変更されたりしたが、無事昭和 26 年 3 月に完成をみている。

昭和 20 年の凶作の原因是、特に風水害によるものと思われる。前記『岡山県農業土木史』によると、

「終戦後の昭和 20 年 9 月 17 日の夜から、県下に大暴風雨があり、ことに吉井川の出水が甚く、その被害は昭和 9 年の風水害とならぶ大きなものであったが、さらに 10 月 9 日、10 日の両日、再び出水し、その被害を追加した。河川堤防決済 1,062 カ所、田畠流失浸水 7,710 町歩、稻 6,716 町歩、米流失その他 2,669 倍、麦流失その他 7,693 倍……」

昭和 20 年は、県・全国平均とも大正 1 年以来、最低の収量をみせているが、矢掛町においては、大正 13 年、昭和 4 年、昭和 14 年と続く 4 番目の最低記録である。

次に、戦後における不作年を順を追ってみてみることにする。戦後の矢掛町の 10 a 当り収量の動きは、ほぼ県平均の動きと一致する。そこで資料の関係もあるが、岡山県全体の水稻被害状況をみると、矢掛町の様子を探っていくこととする。以下の資料は『水陸稻収穫量累年統計書』(農林省岡山統計調査事務所、昭和 45 年 8 月)によるものである。

昭和 26 年(県平均 28.9 kg、矢掛町 29.9 kg(+10))

本年度の水稻作は、全期間を通じて悪条件の気象状態の下で推移した。6 月下旬～7 月中旬および 8 月下旬～9 月下旬にかけては甚しく、低温・多雨・日照があり、種々の被害を誘発した。また台風ケイト・マージ・ルースの来襲による被害と、これら台風の通過後(晚生種の出穗開花期間中)には最底気温 10°C という異常低温となり、登熟障害による多大の被害が発生した。さらに 7 月下旬～9 月中旬のか雨は、一部天水田に干害を発生させた。このように、気象条件がきわめて悪く、被害量は 3 万 6,700 トン、被害率 13.3 % となった。

風水害：ケイト台風(7 月 1 日～2 日)、ルース台風(10 月 14 日～15 日)の被害が主である。

ケイト台風は 1 週間にわたり豪雨を伴って停滞したため、低地の水害地帯では、冠水日数が 7

～25日間に及ぶものがあり……。ルース台風は、県北部の早場地帯の刈取後の水稻の流失・穗発芽、県南部地帯では変色粒・潮風害を発生させた。

冷害：低温・か照・多雨の気象条件により、水稻の生育は遅れがちで、出穂期は平年に比べて7～10日くらい遅れ、穗揃期間も長かった。特に県南部のイ草跡栽培のものは、イ草の刈取期の天候不順による田植えの遅延が、早冷による登熟障害を一層甚しくし、減収は激しいものとなつた。

昭和29年〔県平均271kg 矢掛町298kg (+27)〕

本年は、最も被害の多い年であり、被害率は22%と極めて高く、全被害のうち約70%は気象被害が占め、主なものは風水害と冷害である。6月、7月の大霖による水害と、台風第5号、第15号による風水害は登熟に悪影響を及ぼし、大きな被害をもたらした。さらに出穂後は気温が低く、か雨・か照に経過したため、登熟障害などの冷害を発生させ、減収を大きとした。台風第12号の影響で、9月12日夜半から東の風が強くなり、14日早朝から暴風雨圏に入った。雨量は少なかったが、県南部の晚生種は出穂直後にあたり、強風による穗づれ、変色粒、不稔粒が発生し、全県的には倒状・葉鞘の裂傷等の被害様相を呈し、減収量は1万9,000トンに及んだ。

昭和32年〔県平均349kg 矢掛町359kg (+10)〕

風水害：台風第7号、第10号により被害をうけた。第7号は8月20日来襲し、県南部の水稻に葉先の裂傷を、中北部の中生稻に若干の変色粒を発生させた。

いもち病：9月上旬から低温・多雨の気象となり、県南部に穗くびいもち病が急激に蔓延した。とくにイ草跡作および多肥栽培のものに甚しい被害がみられ、被害量は平年の2倍になった。

昭和35年〔県平均358kg 矢掛町341kg (-17)〕

風水害：7月8日の水害、8月11日の台風第11号、8月13日の水害、8月29～30日の台風第16号、9月中旬～10月上旬の風雨による倒状などの被害が発生した。

病害：9月上旬以降気温が低下し日照不足と併せて、穗くびいもち病・縞葉枯病・ごま葉枯病を多発させた。ごま葉枯病は、例年発生する秋落地帯以外にも全県的に発生した。

昭和40年〔県平均340kg 矢掛町355kg (+15)〕

冬期から春先まで続いた異常気象により、水稻の生育は遅れ、さらに7月下旬には戻り梅雨があり、県中北部では集中豪雨をもたらし、県南部では特産イ草の収穫期、晚期水稻の植付けを遅らせる結果となつた。また9月には台風第23号、第24号が来襲し、出穂期直後の水稻に被害を与えた。

風水害：9月13～17日にかけて台風第24号の影響を受けて継続的な集中豪雨があり、県北部で250ミリ、南部で360ミリの降水量を記録した。また「広戸風」は平均最大風速35～40m/secを記録し、脱粒・倒状・粒変色の大被害を与えた。

冷害：9月上旬～下旬の低温は、水稻に受精障害を与える、さらに生育を遅らせ、登熟障害による被害となり、肩米の増加、千粒重の低下となつた。

以上の被害概要は、岡山県全体のものであるが、戦後の矢掛町の中でも不作期における単位面積当たり収量は県平均を上まわるものが多いとはいえる、だいたい県平均のそれと一致しているため、この資料は矢掛町に関するものかなり参考になるのではないかと思う。

a) 平均単位面積当たり収量の増大と社会的要因

これまで、単位面積当たり収量は社会的要因に規定されることはないといふ。したがって、主として災害の面からの検討を試みてきたわけであるが、水稻生産力、単位面積当たり収量の動向を、その社会的背景を除外して純粋に災害・農業技術的側面からのみとらえることは、解釈の偏向となり、全体的把握には無理がある。そこで最後に、大正期から近年に至る単位面積当たり収量の増大の過程を社会的要因をからませて、おおまかに追ってみることにする。農民層は、地主・小作層を問わず、いかなる時も、生産力の増大を望んでいる。そして、そのためには技術的進歩・改良が欠くことのできない要素となるが、時代の流れにあっては、各個人個人が適宜、それらを考案・適用することは考えられず、必ず農政の大筋を通じての指示がみられるはずである。矢掛町の場合、大正期以前の水稻生産に関する資料がないので比較できないのであるが、明治後期のいわゆる「明治農法」といわれる土地生産力追求型の農業技術体系の導入が成果をみるのは、一般的には大正期に入ってからである。岡山県では、明治28年12月15日、県令第48号で農会設置規定が定められ、明治32年には農会法、33年には勅令農会令の制定が行なわれた。これに基づいて、全県下に、郡市町村農会が組織化される。この農会を通じて、品種改良、および害虫駆除予防法(短冊形苗代)、稻病予防法(塩水搾)などの技術改良が進められていった。農会の指導者は、地主あるいは上農層であり、彼らによって当時の農業生産力が促進をみたことは、地主的土所有制下では、やむを得ない事であると同時に、その先駆者の努力は評価されるべきものであると言えよう。このような地主制下の農業技術体系の進歩は、米の土生産力の増大→小作料の増加→地主層による米の商品化をめざしたものであったと考えられる。矢掛町において、農会の資料は手に入らなかつたため、その詳細はわからない。矢掛町の1ha当たり収量を図8-1-2によって概観すると、大正1年から昭和23年頃にかけては、あまり大きな増加はみられない。比較的高い数字をみせているのは、昭和7年から13年の7年間ほどで、9年の314kgから11年の360kgまでの間を常に確保している。昭和期に入ってからは、県の水稻奨励品種の種類もぐんと増えている。図8-1-2の折れ線が上り坂にさしかかるのは、昭和23年以降であり、多少の上下をくりかえしながら近年に至るまで着実な伸びをみせている。とりわけ、昭和30年からは、2・3年を除き常に370kg以上の数字が保たれ、中でも約 $\frac{1}{3}$ の年は400kgを越えている。そして、特に気つくことは、戦前にみられた大きな不作が消滅したことである。これは、用排水路等の施設の完備によって、天災、ことに旱魃による被害率が激減したためであろう。水利の便に恵まれなかつた矢掛町の、単位面積当たり収量が、全体を通じて県平均のそれと最も大きな差違をみせていたのは、旱魃による大被害を被った5・4年であり、前に述べたように昭和26年3月に小田川沿岸用水改良事業が完成した後は、グラフの波は県平均のそれとはほぼ同じ動きをみせてくる。ところで、生産力の発展は、農民層の分解とも微妙に関連すると思われる。あとでみると、矢掛町において、自作農層は大正末期から昭和のはじめ

めにかけて徐々に増加していき、それに対応して、小作農層は減少する傾向がうかがえる。昭和前期に、こころもちはあるが、単位面積当たり収量が上昇しているのは、このことと何か結びつくのではないだろうか。その後、戦時体制に入ってからは、天災ともかさなるとはいえ、作付面積が増えているにもかかわらず、単位面積当たり収量はひくめである。そして農地改革を経て以後、眼にみて増加していくわけであるが、言うまでもなく農地改革は多数の自作農層を生み出した。戦後から近年に至る単位面積当たり収量の伸びが、戦前の地主的土所有制ではなく、このような自作農的土地所有のもとにあってみられたということは、重要であり、単に技術的側面のみからこの現象をとらえることはまちがいであろう。また、忘れてはならないのは、裏作物、および畑作物と、単位面積当たり収量との関連である。耕地經營状況を先にあげた表8-1-1でみると、二毛作田は近年になるにしたがって減少しており、畑作物もわずかながら減少している。このことは、農業經營が多角化から單一化の傾向をたどっていることを示している。近年における米の単位面積当たり収量の増大は、この点をとりあげても納得のいく現象であるといえよう。

(イ) 機械化の進展

全国的に、機械化が急速な伸展をみたのは、昭和29年ごろからであり、動力耕うん機・ティラーによる耕うん作業機械化の時代の幕あけであった。その背景を考えてみると、戦後の日本經濟の復興による高度成長下において、農業労働力が減少したことが、最大の原因と思われる。実際に機械化を可能にした原因として考えられるのは、農地改革や兼業化によって自作農層の所得が増大したことであろう。しかし、固定資本としての機械への投資はかなり大きいものであって、農業所得からみて割の合わない場合も出てくるのではないかと想像される。あとでみると、機械を所有せず、請負や賃作業にたよる農家・あるいは、数戸で機械を共同購入している農家が、かなりみられることは、それを裏づけるものであろう。

表8-1-6 耕うん機・トラクター台数の変遷

()内は10Ps以上

	総台数	普及率 (%)	駆動型耕うん機			牽引型及びトラクター		
			個人有	共有	計	個人有	共有	計
昭和28	11	0.3						
31	55	1.6						
35	229	6.8	115	30	145	77	7	84
40	1,319	41.0	161	20	181	1,061(16)	77(3)	1,138(19)
45	2,337	76.1				2,191(113)	146(18)	2,337(151)

注) 「岡山県市町村勢要覧」・「世界農林業センサス」より作成。

表8-1-4をみると、耕うん機の台数は昭和28年の11台から、昭和45年の2,337台、普及率にして0.3%から7.61%という、眼をみはる伸びをみせている。昭和35年前頃から、それまでの駆動型耕うん機より高性能で利用度が高い牽引型耕うん機及びトラクターが出来わりはじめ、昭和35年に総台数の36.7%だったのが、昭和40年には86.2%，そして昭和45年には100%と、すべて牽引型及びトラクターにとってかわった。牽引型耕うん機は、比較的安価でしかも軽量であること、また付属品を取替えることによって、多様な利用が可能であるなどその特徴である。次に共有台数の割合をみると、昭和35年に総台数の16.2%をしめていたのが、昭和40年・45年にはそれぞれ7.4%・6.2%と減ってきていている。逆に個人所有率が増しており、これは各農家が耕作を個人でしあげる傾向が強まつたことを示している。しかし、このことについては、共同機械利用率を合わせてみてみる必要があろう。利用率については後でみてゆくことにする。昭和40年の牽引型及びトラクター1,138のうち、10馬力以上のものは19台(1.7%)であるが、昭和45年には2,337台のうち131台(5.6%)と、5年間のうちに大きな型がかなり普及してきている。しかし昭和45年の131台のうちわけをみると、20馬力以上の大型は1台しかなく、他はすべて10馬力台であるから、それほど大型化しているわけではない。矢掛町の耕うん機の普及率は、35年以後を全国平均と比べると、35年に2%ほど下まわっているだけで、後はすべて上まわっている。全国の普及率は、35年9.0%，40年36.2%，45年64.8%となっている。

表8-1-5 動力防除機台数の変遷

	総台数	普及率 (%)	動力噴霧機			動力散粉機		
			個人有	共有	計	個人有	共有	計
昭和31	8	0.2			8			0
35	66	2.0	41	17	58	7	1	8
40	246	7.7	220	21	241	2	3	5
45	1,475	48.0	507	41	548	825	102	927

注)「岡山県市町村勢要観」・「世界農林業センサス」より作成。

動力防除機の普及率をみると、昭和31年から40年までは比較的徐々に伸びているが、40年から45年にかけて、一息に41.3%もの伸びをみせている。しかし耕うん機に比べると、全般的に普及率はぐっと低い。昭和40年までは、総台数のうち、ほとんどを、動力噴霧機がしめていたのが、昭和45年になって、動力散粉機が急激な増加を見せ、動力噴霧機をしのぐ62.9%の普及をみせている。これは、動力散粉機が非常に作業能率が高く、動力噴霧機の $\frac{1}{12} \sim \frac{1}{30}$ の高能率であることなどによるものと思われる。又、動力噴霧機が昭和45年においても、まだかなりの普及率を保っている理由としては、薬剤量が経済的で、薬剤効果が高いため、個人防除に便利であることが考えられる。共同防除に適しているのは動力散粉機である。だから動力散粉機のうちで共有台数のしめる割合は、動力噴霧機のそれよりも、まだ動力散粉機の出はじめの昭和35年をのぞき、

常に高い。

表8-1-6 動力脱穀機及び動力糊摺機台数の変遷

	動 力 脱 穀 機		動 力 糊 摺 機	
	台 数	普 及 率 (%)	台 数	普 及 率 (%)
昭和28	481	14.2	127	3.7
31	828	24.7	104	3.1
35	1,451	43.0	166	4.9

注) 「岡山県市町村勢要覧」・「世界農林業センサス」より作成

表8-1-6によると動力脱穀機は昭和35年において、43%の普及をみせている。昭和35年以後の数字は、知ることができないが、昭和45年には自脱型コンバインも姿をみせていることから、ほとんど、先にみた耕うん機に匹敵する普及が見られるのではないかと想像される。昭和35年の動力脱穀機利用率は94.5%で、同年の総台数1,451台のうちに数戸共有台数がいかほど含まれているかはわからないが、かなりの農家が借用あるいは賃作業をしたのではいたと思われる。動力糊摺機は、おそらく数戸共有利用が多かったのではないかと推測される。

表8-1-7 1970年の農機具台数と利用状況

単位：台・戸

	動力耕うん機・農用トラクター						
	合計	馬 力 别					
		5 ps未満	5~10 ps	10~15 ps	15~20 ps	20~30 ps	30 ps以上
個人所有台数	2,191	840	1,238	110	2		1
共有台数	146	34	94	18			
総台数	2,337	874	1,332	128	2		1
利用農家数	2,801	880	1,949	304	15	42	59
	動力噴霧機	動力散粉機	田植機	稻・麦用動力刈取機	自脱型コンバイン	米・麦用乾燥機	農用オート三輪・トラック
個人所有台数	507	825	3	39	2	836	459
共有台数	41	102	1	7	1	290	2
総台数	548	927	4	46	3	1,126	461
利用農家数	645	1,145	5	102	14	1,697	453

注) 「世界農林業センサス」 1970 より作成。

次に表8-1-7によって昭和45年の農機具の利用状況を見ると、水田作において最も機械化の遅れていた田植作業、収穫作業が、田植機、刈取機、自脱型コンバインなどの開発改良によって、実用普及化の段階に入り、中小型機械利用による一貫した機械化体系が水田作については組み立てられつつあることがわかる。

昭和45年の動力耕うん機、農用トラクターの利用農家数は2,801戸で、91.2%の利用率をみせているのに対し、昭和35年では57.5%という数字である。

表8-1-8 1960年の農作業の主なる動力源別農家数

単位 戸

水稻に関する作業												運搬作業	
耕起作業			代かき作業			中耕・除草作業							
動力	畜力	人力	動力	畜力	人力	動力	畜力	人力	動力	畜力	人力		
872	2,282	92	126	2,728	392	6	25	3,215	82	559	2,737		

注) 「世界農林業センサス」 1960 より作成。

表8-1-8を合わせてみると、まだほとんどの農家が畜力にたよっていることがわかる。耕起作業及び代かき作業における動力の割合をみると、57.9%という数字は合わないようであるが、これは一部分でも利用した農家は編入されており、表8-1-7・8における動力は、大部分を動力を利用した農家数だとみるべきであろう。また、動力防除機(動力噴霧機・動力散粉機)を利用した農家数は、昭和45年では、1,790戸で、利用率58.3%であるのに対し、昭和35年では1,106戸、25.6%低い。しかし病虫害防除作業における動力機械利用率は昭和45年度においても、高い割合とはいえない。そして、まだかなりの農家で手動機械、人力によって行なわれていると考えられる。農作物の運搬作業は昭和35年では、そのほとんどを人力及び畜力にたよっていて、動力利用率はわずか2.4%であったのが、昭和45年には、14.8%とかなりの伸びを見せている。田植機・刈取機・自脱型コンバインなどは、開発が昭和41年頃で、まだごく最近のせいか、刈取機の3.3%を除くと、他は1%に満たない利用率である。

表8-1-9 水稲作の作業を請負に出した農家数と面積

単位：戸・ha

	耕 起		代 か き		田 植		稻 刈	
	農家数	面積(ha)	農家数	面積(ha)	農家数	面積(ha)	農家数	面積(ha)
昭和 40	1,071	253	547	118	211	49	19	6
45	792	170	657	136	175	58	125	26

注) 「世界農林業センサス」 より作成。

表8-1-9を見ると、稲刈りを請負に出した農家数は昭和40年から45年の間に、100戸以上ふえている。しかし面積をみるとわずか20haの増加にすぎない。それぞれの作業を請負に出した一戸の平均面積で3反を越えるのは昭和40年の稲刈り作業のみである。これは請負をたのむ農家が、ほとんど零細経営農家であることを物語るものである。零細農家あるいは、兼業農家が高価な農機具を購入することは、農業収入から言って、割があわないことである。稲刈り作業を請負いに出した農家が急激にふえている原因としては、同作業は他の作業に比べ、特に労力と時間がかかり、機械化も遅れていたのが、昭和45年に入って動力刈取機が現われたことが大きな理由ではなかろうか。耕起と代かき作業は、共に耕うん機・トラクターでなされるものであるが、請負いに出す場合は、耕起では減り、代かきでは増えている。その理由として、昭和40年に耕起作業を請負いに出した1,071戸の農家のうち、幾らかが昭和45年になって耕うん機・トラクターを購入したと考えてはいけないだろうか。昭和40年に代かき作業を請負いに出した農家は、耕起を請負いに出した農家のおよそ半分しかないのでなぜかよくわからない。

(二) 農民層の分解

資料の関係で、矢掛町における農民層の分解の模様を一貫して追うことは不可能である。したがって、ここでは農地改革を主眼に、それ以前は大正期から戦前にかけて、それ以後は戦後から現代にかけてとの、おおまかに3つに区切って分解の模様を考察してみたい。

なお、矢掛町(戦前は旧小田郡の中の矢掛・美川・三谷・川面・中川・小田・山田の各地区)としての戦前の資料は、大正期の15年間と昭和の初期以外、明治、昭和の他の部分とも入手できなかった。

a) 大正期を中心とした戦前の農民層の分解

まず、表8-1-10によって土地所有と耕作の関係の変遷を、小作地の全耕地に対する割合の増減においてみてみることにする。

資料の関係から矢掛町全体での動向をみることは不可能であるが、次に示す図8-1-10によつて、おおまかな変遷の傾向は概観していいかと考えられる。大正期は全体を通じてあまり大きな動きはみられない。大正末期から、小作地割合は徐々に減少していく、それはそのまま昭和期に入つても続く如くであるが、地区群に統一性が欠けるので断定はできない。

地区別にみてみると、小作地割合の全体のレベルが最も高いのは矢掛地区で、大正中期までは60%近くを保ち、末期に減少しているとはいえ、55%台の数字をみせている。矢掛地区は、当然、あとにみていく自小作別農戸数においても、小作農家の割合が群をぬいて高い。農地改革の所で、詳しく述べるが、矢掛地区は、他の地区に比べて地主の戸数が非常に多く、それに比較して耕地面積は決して多いとはいえないなど、特徴的な地区である。小作地割合の全体のレベルが次に高いのは、三谷・川面地区で、大正末期、昭和初期において45%を越えている。その他の山田・小田・美川地区では、30%台から20%台で、ほぼ似かよっている。

表2-1-10(その1) 小作地割合の変遷

	山 田			小 田			美 川		
	小作地面積 (町)	耕地面積 (町)	小作地面積 耕地面積 ×100	小作地面積 (町)	耕地面積 (町)	小作地面積 耕地面積 ×100	小作地面積 (町)	耕地面積 (町)	小作地面積 耕地面積 ×100
大正 1	152.9	343.6	38.7	52.5	260.7	20.1	91.1	294.0	31.0
2	125.6	343.5	35.4	55.1	254.6	21.6	92.5	294.1	31.5
3	121.9	345.4	35.5	54.8	253.9	21.6	88.6	294.2	30.1
4	118.0	344.6	34.2	80.6	254.7	31.6	96.3	294.4	32.7
5	118.0	345.7	34.1	82.1	254.7	32.2	95.8	294.6	32.5
6	117.3	347.3	33.8	82.7	254.5	32.5	94.1	295.1	31.9
7	113.9	347.2	32.8	81.2	254.5	31.9	93.8	295.1	31.8
8	116.8	343.6	34.0	84.6	254.8	33.2	94.1	295.5	31.8
9	109.2	342.0	31.9	88.5	254.2	34.8	95.1	295.5	32.2
10	108.6	340.8	31.9	89.6	256.6	34.9	94.9	297.0	32.0
11	109.1	341.9	31.9	86.5	257.0	33.7	92.9	298.3	31.1
12	107.4	339.4	31.6	86.5	256.9	33.7	93.3	299.0	31.2
13	104.2	338.2	30.8	86.9	255.9	34.0	77.8	299.7	26.0
14	107.3	344.8	31.1	83.2	254.8	32.7	75.1	302.2	24.9
昭和 1	98.6	328.0	30.1	82.6	250.7	32.9	74.0	302.4	24.5
2	108.5	336.9	32.1	80.8	252.4	32.0	75.5	303.2	24.9
3	108.3	337.1	32.1				76.6	303.2	24.3
4	139.0	336.0	41.4				77.5	311.0	24.9
5	137.6	346.0	39.8				77.5	311.0	24.9
6							70.5	304.2	23.2
7							71.0	306.5	23.2
8							79.1	313.0	25.3
9									

注) 現勢調査簿より作成

表8-1-10(その2) 小作地割合の変遷

	矢掛			川面			三谷		
	小作地面積 (町)	耕地面積 (町)	小作地面積 耕地面積 ×100	小作地面積 (町)	耕地面積 (町)	小作地面積 耕地面積 ×100	小作地面積 (町)	耕地面積 (町)	小作地面積 耕地面積 ×100
大正 1	135.0	227.0	59.5						
2	134.4	227.1	59.2						
3	134.6	227.0	59.3						
4	133.6	226.0	59.1						
5	133.7	226.4	59.1						
6	133.1	226.4	58.8						
7	133.0	226.3	58.8						
8	134.1	227.6	58.9						
9	133.4	226.6	58.9						
10	133.3	226.6	58.9						
11	123.7	217.1	57.0	113.5	245.1	46.3			
12	121.1	217.1	55.8	113.7	245.6	46.3	152.5	322.4	47.3
13	120.9	218.0	55.5	113.7	244.8	46.4	152.6	322.5	47.3
14	120.6	218.0	55.3	114.1	244.8	46.6	151.8	323.1	47.0
昭和 1				115.0	244.0	47.1	151.5	323.5	46.8
2				115.0	244.0	47.1	151.0	324.3	46.6
3				115.0	244.0	47.1	99.2	325.3	30.5
4							93.2	321.2	29.0
5				109.5	242.6	45.1	92.4	328.2	28.2
6							94.4	327.0	28.9
7				88.5	242.3	36.5			
8				88.3	242.3	36.4			
9				88.5	242.7	36.5			

注) 現勢調査簿より作成

次に、小作地割合の増減に注目してみよう。最も大きな動きを示すのは三谷地区で、大正12年の47.3%から昭和5年の28.2%まで、わずか7年間の間に20%近くの減少をみせている。山田地区は、大正初期より末期にかけて徐々に減少しているが昭和に入って増加しており、小田地区は反対に、大正末に向って増加し、昭和に入ると減少している。美川地区は、大正初期から末期にかけて、横ばい状態で、その後減少している。矢掛地区は、年と共に、ゆるやかな減少をみせている。川面地区は、昭和初期に、一時増加しているが、後減少している。減少の理由は、小作人の土地買収・地主の土地取りあげ・小作人の土地返却のいずれかであろうが、明確なことは、よくわからぬ。なお昭和初期の減少は、小作騒動とも関連があるのではなかろうか。増加の理由としては、地主が貸付ける農地が増えたことであろう。

次に自小作別農家戸数の増減の変化を表8-1-11および図8-1-3によってみてみよう。

矢掛町全体での動向は、大正から昭和にかけて自作農家が増加し、小作農家が減少している傾向が読みとれる。自小作農家は、増減をくり返しつつ横ばい状態であるが、地区群が異なるためと、欠けた地区もあるために、上の自作・小作農家についても真の動向は探れない。次に地区別の動きをみてみよう。山田地区の自作農家は大正中期から増加の傾向を見せ、それと対応して減少するのは自小作農家で、小作農家は、自作農家とともに昭和7年から9年の間を除いて増加している。山田地区の自小作農家の割合は、大正半ばまでは、ほぼ67%以上という最も高い数字を示している。小田地区は、自作農家は横ばいぎみではあるが、どちらかというと増加の傾向がうかがえ、小作農家は大正末期より減少している。自小作農家は、大正10年頃、一時増加するが、昭和に入って減少している。美川地区の自作農家は、30%あたりを上下するまったくの横ばい状態をみせているが、昭和8年・9年とは増加している。美川地区は、他の地区と比べて、小作農家の割合が最も低く、一番高い時でも7.4%であり、しかも、大正末期から減少を続け、昭和9年には、わずか2.7%にまで下っている。小作農家の割合の低さは、自作農家・自小作農家の高割合によってうめあわされている。矢掛地区は、美川地区と反対に、小作農家の割合が最も高く、大正元年の59.5%を最高に、最も低い昭和元年でも39.6%もの高率をみせている。その反動として、自作農家・自小作農家の割合は、他地区の中で一番低く、自小作農家の割合が小作農家の割合よりも、大正末期までは高いという現象も現われている。矢掛地区のそれぞれの動きをみると、自作農家は徐々に増加し、小作農家は減少している。自小作農家は、増えたり減ったりであるが、幾分増加の傾向がうかがえる。川面地区は、三者とも、傾向は読みとれない。三谷地区は、自作農家は年と共に増大をみせている。このようにみてくると、自作農家・小作農家・自小作農家の増減の動きは、綿密にからみ合っていることがわかり、その動きが激しいほど、なんらかの形で階層分解が進んでいると考えられる。その分解傾向を表8-1-11および図8-1-3からだけによって推測することはむずかしいが、いくつかのパターンを想像できる。それは、小作層が土地を獲得して自作層、あるいは自小作層になる場合、自小作層が同様に自作層になる場合、自小作層が自らの土地のみによって微自作層になる場合、小作層が農業から転業する場合などである。様々なパターンが、からみ合って

表 8-1-11 自 小 作 別 農

	山 田				小 田				美 川			
	自作農 家戸数	小作農 家戸数	自小作 農家戸 数	計	自作農 家戸数	小作農 家戸数	自小作 農家戸 数	計	自作農 家戸数		自小作 農家戸 数	計
大 1	140 (27.0)	53 (102)	326 (628)	519 (100)	105 (245)	99 (229)	228 (528)	432 (100)	189 (389)	4 (08)	293 (603)	486 (100)
正 2	136 (24.5)	53 (95)	366 (660)	555 (100)	109 (245)	98 (220)	258 (535)	445 (100)	148 (301)	25 (51)	318 (648)	491 (100)
3	128 (23.2)	48 (87)	375 (68.1)	551 (100)	107 (239)	95 (212)	246 (549)	448 (100)	171 (348)	29 (59)	292 (59.3)	492 (100)
4	129 (23.4)	46 (83)	377 (683)	552 (100)	106 (235)	96 (212)	250 (553)	452 (100)	152 (315)	35 (7.5)	295 (61.2)	482 (100)
5	130 (23.4)	49 (88)	377 (678)	556 (100)	106 (239)	95 (210)	244 (551)	445 (100)	149 (313)	34 (7.1)	293 (616)	476 (100)
6	131 (23.5)	50 (90)	377 (67.5)	558 (100)	105 (238)	97 (219)	240 (545)	442 (100)	149 (315)	29 (61)	295 (624)	475 (100)
7	135 (23.8)	48 (86)	379 (67.6)	560 (100)	105 (236)	90 (206)	243 (558)	436 (100)	148 (314)	29 (62)	294 (62A)	471 (100)
8	132 (23.5)	49 (87)	381 (67.8)	562 (100)	123 (280)	97 (221)	219 (499)	439 (100)	148 (314)	30 (64)	294 (622)	472 (100)
9	131 (23.5)	49 (87)	382 (680)	562 (100)	122 (27.9)	97 (221)	219 (50.0)	438 (100)	147 (314)	30 (64)	291 (622)	468 (100)
10	169 (50.6)	110 (19.8)	276 (49.6)	555 (100)	98 (218)	99 (220)	252 (562)	449 (100)	148 (31.6)	31 (66)	290 (618)	469 (100)
11	169 (50.6)	108 (19.5)	276 (49.9)	553 (100)	105 (236)	82 (184)	258 (580)	445 (100)	148 (314)	32 (68)	291 (618)	471 (100)
12	169 (50.6)	108 (19.5)	276 (49.9)	553 (100)	108 (243)	83 (187)	253 (570)	444 (100)	148 (312)	35 (7.4)	291 (614)	474 (100)
13	169 (50.6)	108 (19.5)	276 (49.9)	553 (100)	110 (248)	85 (187)	250 (565)	445 (100)	143 (299)	31 (65)	305 (636)	479 (100)
14	171 (51.3)	96 (17.6)	279 (51.1)	546 (100)	112 (264)	73 (172)	240 (564)	425 (100)	145 (303)	16 (5.5)	318 (664)	479 (100)
昭 1	173 (51.7)	90 (16.5)	282 (518)	545 (100)	148 (335)	78 (17.6)	218 (491)	444 (100)	145 (303)	17 (3.5)	317 (662)	479 (100)
和 2	165 (50.1)	108 (20.0)	270 (49.9)	541 (100)	147 (330)	72 (162)	226 (508)	445 (100)	145 (302)	17 (3.5)	318 (663)	480 (100)
5	160 (29.1)	115 (20.8)	275 (50.1)	546 (100)					145 (310)	16 (34)	307 (656)	468 (100)
4	163 (29.6)	116 (21.1)	271 (49.5)	550 (100)					145 (310)	15 (32)	307 (658)	467 (100)
5	164 (29.7)	118 (21.4)	270 (48.9)	552 (100)					145 (31.0)	15 (32)	307 (658)	467 (100)
6												
7	175 (52.5)	84 (15.7)	278 (520)	535 (100)					147 (313)	15 (28)	309 (659)	469 (100)
8	175 (52.7)	82 (15.3)	278 (520)	535 (100)					164 (360)	15 (29)	278 (61.1)	455 (100)
9	175 (53.0)	81 (15.2)	276 (51.8)	532 (100)					163 (362)	12 (27)	275 (61.1)	450 (100)

() 内は%

家 戸 数 の 変 遷

矢 掛				川 面				三 谷			
自作農家戸数	小作農家戸数	自小作農家戸数	計	自作農家戸数	小作農家戸数	自小作農家戸数	計	自作農家戸数	小作農家戸数	自小作農家戸数	計
60 (107)	333 (595)	167 (298)	560 (100)								
62 (109)	337 (593)	169 (298)	568 (100)								
67 (135)	231 (465)	199 (400)	497 (100)								
67 (135)	230 (465)	200 (402)	497 (100)								
57 (117)	246 (504)	185 (37.9)	488 (100)								
57 (123)	207 (446)	200 (43.1)	464 (100)								
58 (119)	228 (469)	200 (412)	486 (100)								
58 (125)	205 (443)	200 (432)	465 (100)								
57 (123)	206 (445)	200 (432)	463 (100)								
57 (123)	206 (445)	200 (432)	465 (100)								
61 (13.6)	182 (406)	205 (458)	448 (100)	125 (304)	70 (172)	215 (5.2.4)	406 (100)	118 (239)	78 (158)	298 (603)	494 (100)
61 (13.7)	182 (408)	204 (455)	447 (100)	128 (31.4)	81 (199)	199 (4.8.7)	408 (100)	118 (237)	75 (146)	508 (617)	499 (100)
65 (14.1)	180 (402)	205 (457)	448 (100)	129 (31.6)	80 (19.6)	199 (4.8.8)	408 (100)	119 (242)	68 (158)	505 (620)	492 (100)
72 (16.1)	178 (397)	198 (442)	448 (100)	129 (31.6)	80 (19.6)	199 (4.8.8)	408 (100)	117 (239)	65 (132)	508 (629)	490 (100)
75 (16.3)	178 (39.6)	198 (441)	449 (100)	129 (31.6)	80 (19.2)	199 (4.8.8)	408 (100)	122 (249)	59 (120)	309 (63.1)	490 (100)
				130 (31.9)	78 (192)	199 (4.8.9)	407 (100)	124 (25.1)	57 (11.6)	312 (63.5)	495 (100)
				130 (31.9)	78 (192)	199 (4.8.9)	407 (100)	148 (30.1)	78 (15.9)	266 (54.0)	492 (100)
				130 (31.9)	78 (192)	199 (4.8.9)	407 (100)	150 (30.1)	75 (15.1)	273 (54.8)	498 (100)
				130 (31.9)	78 (192)	199 (4.8.9)	407 (100)	152 (30.8)	75 (14.8)	269 (54.4)	494 (100)
				135 (335)	86 (213)	182 (452)	403 (100)				
				129 (320)	76 (189)	198 (491)	403 (100)				
				114 (292)	40 (103)	236 (60.5)	390 (100)				

注) 現勢調査簿より作成 () 内は%

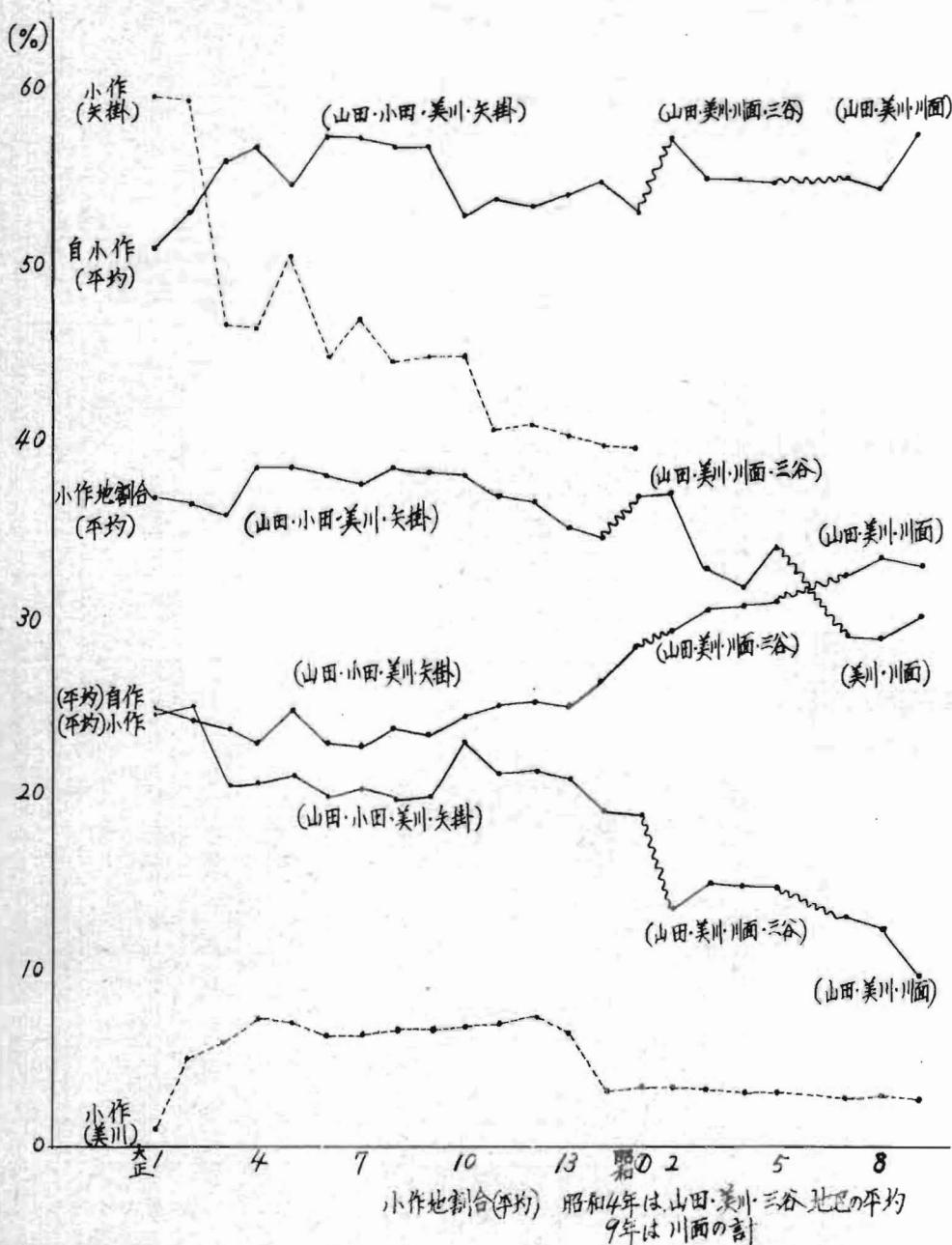


図8-1-3 自小作特別農家戸数の変遷

いると想像される。

表8-1-12 耕地所有規模別農家戸数の変遷

		5反未満	5反~1町	1~3町	3~5町	5~10町	10町以上	計
山田・美川・小田・矢掛地区の統計	大正 1	1,007	509	251	32	9	5	1,815
	2	1,028	469	256	32	9	4	1,778
	3	1,055	453	255	20	6	5	1,774
	4	1,053	451	225	19	6	5	1,757
	5	1,062	445	223	19	6	5	1,760
	6	1,023	461	225	22	9	4	1,744
	7	1,024	460	225	23	9	4	1,745
	8	1,036	456	255	23	10	4	1,762
	9	1,040	457	222	22	10	4	1,755
	10	1,013	447	245	23	9	4	1,741
	11	1,021	447	244	19	9	4	1,744
	12	1,025	446	250	16	9	4	1,750
	13	1,043	445	250	15	9	4	1,766

注) 現勢調査簿より作成

表8-1-12の耕地所有の農家数の変遷をみても、大きな動きはなく、分解傾向を知る手がかりは得られない。わずかに5反~1町層が減少し、1~3町層が増加しており、残りは増えたり減ったりである。

なお表8-1-11と表8-1-12の総農家戸数が一致しないのは、原資料に説明がないので言明できないが、表8-1-12においては、まったく農地を持たない農家は計上されていないと考えられる。

②) 農地改革当時の農民層の分解

戦後の農地改革が矢掛町の農民層分解においてどのような意味を持ったかを見るために、まず、矢掛町における改革の進行と結果をみるわけであるが、その前に農地改革について一般的な説明をしておこう。

明治維新の地租改正以後、日本の農業は、地主制支配のもとに進展を続け、地主制下の零細規模農家層は高率小作料のもとで、極端な労力集約的な多肥農業を強制されるが、農家の負債はかさみ、低米価のもとでは、農業危機を深刻化するだけであった。

世界恐慌を契機とする農業危機は、日本資本主義の弱小期に結合した地主制との関係を断ち切る傾向にあり、農地改革=地主制の廃止を必然的なものとしていった。第2次大戦での敗戦は、日本の民主化を要求し、種々の民主化政策が取られたが、農村の民主化は最も根本的なもののひとつと

された。とくに地主制の廢止・農地解放の要求が強かったが、幣原内閣は1945年(昭和20年)11月、閣議で農地制度改革要綱を決定し、12月に第89議会で、農地調整法改正案を通過せしめた。これが、第1次農地改革法といわれるものであるが、その特徴はポツダム宣言で要求されている日本民主化の一環としての農地改革の意図を微温的に受け入れ、改革としては不徹底なものであったこと、小作農の意見や農民組合の要求を、あまりとり入れない地主層との妥協線にどまつた上からの改革にすぎないものであったことなどである。その内容も自作農創設のための農地所有の移転は地主・小作農の個人取引にまかされたこと、地主保有地は5町歩まで認め、小地主の存在をゆるしたこと、金納小作料をとったが、地主の抜け道もあったことなど、内容的にも不徹底なものであった。この第1次農地改革法は、占領軍総司令部の承認を得ることができず、翌年には、新たな指令により、農地改革法を立案して、昭和21年10月自作農創設特別措置法案と農地調整法改正案とを国会に提出、通過成立した。これを第2次農地改革といっている。その改革要点を以下に箇条書きしておく。

・不在地主の小作地は地主が道1本隔てた隣村にいても、その村に住所がない時は、全部政府が買収する。

・在村地主の小作地は、北海道4町歩、内地府県は平均1町歩(県ごと、地区ごとに異なる)を越える小作地を買収する。地主が自作している場合は、自作地、小作地を合わせて平均2町5反(県ごと地区ごとに異なる)以上を所有してはならない。

・農地の政府買収価格は、田は賃貸価格の40倍(反当り750円平均)、畑は48倍(平均450円)農地証券にて支払うこと。

・買収農地は、国が小作人に直接売りわたす。小作人の支払いは、勧業銀行から24年賦低利の融資を受けて国に支払うこと。

・農地買収売渡しの計画の立案、審議、紛争の処理などを行なうために、市町村農地委員会、都道府県農地委員会をおいて処理する。市町村農地委員会は階層別代表の選挙で小作代表5人、地主3人、自作2人、選挙によらない学識経験委員数人をおく。

・小作料は金納とし、施行令で県別に決める。金納が不可能な例外の場合でも、収穫物価格の25%(田)、15%(畑)を越えてはならない。

・地主が土地を取り上げることは、特別に信義違反の事実がないかぎりできないこと。

・農地の改廢、壊滅、小作契約の解消などについては、農地委員会の議を経て、知事の許可が必要なこと。

第2次農地改革は、農地委員会の手によって、昭和22年3月31日の第1回買収から、昭和25年7月20日の第16回買収まで、後に述べるような若干のもめごとがありながらも、すみやかに行なわれた。矢掛町におけるその内容を「農地等解放実績調査書」(昭和25年8月現在)によってみていくことにしよう。

以下みるとところは、資料が不ぞろいなため、統一性に欠けるのは、しかたがなかった。

表8-1-13 川面地区における改革前後の自小作別農地比較

	自作地	小作地	計	田	畠
昭和11年	150.5町	91.6町	242.1町	155.1町	87.0町
24年	179.9町	56.5町	216.4町	146.4町	70.0町

注) 「現勢調査簿」・「農地等開放実績調査」より作成

表8-1-14 改革前後の自小作別農家戸数比較

単位 戸()内%

	自作農	自小作農	小自作農	小作農	計
昭和5年	(30.8)	(54.4)		(14.8)	(100)
25年	2,029(59.2)	1,156(33.7)	181(5.4)	55(1.6)	3,426(100)

注) 昭和5年・・・「現勢調査簿」より、昭和25年・・・「世界農林業センサス」より作成

表8-1-13によると、川面地区の場合、改革後小作地は総耕地の16.9%をしめるにすぎなくなっている。全国平均の約10%と比べると、やや多いが、この数字から矢掛町においても、寄生地主的土地所有ないし、耕地における小作関係は、農地改革によって、大幅に耕地の上にしめる比重が減少したと推測できる。(他の地区は資料の関係で比較し得なかった。)表8-1-14において昭和5年は山田・美川・川面・三谷地区での割合を示し、昭和25年は、矢掛町全体の数字である。これによると、昭和5年には、30.8%であった自作農家が、改革後は、59.2%にも激増し、自小作農家と合わせると、実に92.9%なものになる。そして、小作農家は昭和5年には14.8%をしめていたのが、昭和25年には、わずか、1.6%にすぎなくなっている。これより矢掛町において農地改革は、その意図を充分にまとうしたことがわかる。

さらに地主-小作関係の変化の内容を関係農家戸数および面積においてみてみよう。

表8-1-15と表8-1-16は矢掛、三谷、川面、中川、小田、の各地区の総計である。それによると、831戸の個人地主及び183戸の法人地主が、その小作地を買収され、あるいは財産税として農地を物納しており、これらの農地の売渡しを受けたものは、1,761戸に達している。表に現われた地区の当時の総農家戸数は不明であるが、この数字はかなりの割合に達していると推定できる。

川面地区を取りあげてみると、川面の場合、総農家戸数451戸のうち302戸(約67%)が売渡しをうけている。また、売渡しを受けた面積を改革前の小作面積と比較してみると、改革前の小作面積457.3町のはば70%にあたる319.4町が売渡しを受けている。なお、表8-1-15に

表8-1-15 買収を受けた地主の所有規模別戸数

(矢掛・三谷・川面・中川・小田地区の総計)

		5反未満	5反~1町	1~5町	5~5町	5~10町	10~50町	50町以上	計
個人地主	在村地主	241(戸)	55	20	3	4	2		298
	不在地主	498(戸)	25	10					533
法人地主	在村地主	142(戸)	18	13	2	1			176
	不在地主	7(戸)							7
本市町村に居住して本市町村以外にだけ買収された農地を所有していた地主戸数									221
"においてだけ農地を物納した地主戸数									3
本市町村に居住して本市町村に所在する農地を財産税として物納し、本市町村においては農地を買収されなかった地主戸数									

注) 「農地等開放実績調査」より作成

表8-1-16 売渡を受けた戸数及び面積

(矢掛・三谷・川面・中川・小田地区の総計)

		戸 数		面 積				
昭和 20年 11月23日 現在		村内にあ る農地の 売渡を受け た戸数	他村にあ る農地の 売渡をう けた戸数	村内にて 売渡をう けた面積	村外から 売渡をう けた面積	昭和20年 11月23日 現在にお ける自作地 面積	昭和20年 11月23日 現在にお ける小作地 面積	
市 町 内 居 住 者	自 作 農	5反未満耕作	58(戸)	1(戸)	1.4(町)	0.1(町)	30.9(町)	1.4(町)
	自 作 農	5反~1町	60		3.6		78.3	4.0
	自 作 農	1町~2町	14		0.7		19.2	0.7
	自 作 農	5反未満	150		13.0	0.1	51.3	17.4
	自 作 農	5反~1町	224	4	34.1	1.1	122.1	51.4
	自 作 農	1町~2町	28	1	5.7	0.4	20.2	7.6
	自 作 農	5反未満	170		28.5	0.4	18.8	43.7
	自 作 農	5反~1町	460	1	110.5	3.1	109.9	171.5
	自 作 農	1町~2町	51	2	9.8	0.4	12.6	14.9
	自 作 農	5反未満	346	9	52.4	2.0	4.7	79.5
市 町 村 外 居 住 者	自 作 農	5反~1町	144		44.0	1.4	25.6	56.8
	自 作 農	1町~2町	22		7.3		9.6	8.7
	市 町 村 外 居 住 者	現在不在	75		6.4			
		現在在村	19		2.0			
		計	1,761	18	519.4	9.0	483.3	457.3

注) 「農地等開放実績調査」より作成

において矢掛町以外の地域のみで、農地を買収された地主戸数が非常に多いのが、特徴的である。

以上、みてきたように、敗戦という歴史的時期において強力に推進された農地改革によって、寄生地主的土地所有が排除され、自作農的土地所有が支配的になったわけであるが、在村地主においては、貸付地保有は1町未満ならば認められたわけであるから、その範囲において地主およびその貸付地は残存したわけである。矢掛町においては、改革直後の農地貸付状況および、借入状況はどうであったろうか。これをみるとことによって、改革後も残存した地主・小作関係を把握することができるわけである。まず貸付状況を表8-1-17によって見てみよう。

表8-1-17 村内居住地主の農地貸付状況（昭和25年8月1日現在）
(三谷・川面・中川・小田地区の統計)

		貸付面積別地主戸数					
		1反未満	1~2反	2~3反	3~5反	5~7反	計
経営規模別	不耕作	5	6	3	5	2	21
	5反未満	64	54	24	77	21	240
	5反~1町	91	54	36	68	17	266
	1~1.5町	10	6	7	8	1	32
	1.5~2町		1		2		3
	2町以上						
計		170	121	70	160	41	562

注) 「農地等開放実績調査」より作成

表8-1-17は、三谷・川面・中川・小田各地区の統計である。これによれば、改革後もなお21戸の不耕作地主の存在があり、寄生地主的土地所有が改革によって完全になくなつたわけではないことを示している。(21戸のうち川面が半数以上の11戸をしめており、全農家戸数からいえば、それは2.4%にあたるが、その他の地区ではもっと低いと想像される。)経営規模では、5反から1町までの経営と、5反未満の零細経営がほぼ同数で、全地主数の90%をしめており、最も経営規模の大きい層でも1.5~2町で、わずか3戸にすぎない。

次に表8-1-18によって借入状況をみてみると、農地を借りている農家の経営規模は、大きくて1~1.5町であり、1町以下の零細経営が97%近くで、圧倒的に多い。借入面積は2反未満が大半をしめている。これより改革後規模内容を縮少しながらわずかに残存する地主・小作関係は、階層的には、貸付借入共に、零細経営層に主としてかかわるものとなっていることがわかる。また改革によって大幅に創設された自作農も、改革が原則的には経営面積には手を加えず、小作地の所有権の移転に終わっていることから、改革前の経営耕地面積と改革後のそれとの間にほとんど変化はないとして、耕地の売渡しをうけた農家の経営状況を表8-1-16によってみれば、5反

表8-1-18 本市町村農地の借入状況

(昭和25年8月1日現在)

(川面・中川・小田の総計)

	借入面積 広狭別農家数						
	1反未満	1~2反	2~3反	3~4反	4~5反	5~7反	計
本市町村内居住者	2反未満耕作	78	18				96
	2~5反	105	100	35	5		245
	5~1町	155	125	76	42	8	585
	1~1.5町	7	9	6	2	1	27
	1.5町以上						
計		325	250	117	49	9	753
他市町村居住者		12	2				14
計		337	252	117	49	9	767

注) 「農地等開放実績調査」より作成

未満あるいは5反~1町が多く、改革によって創り出された自作農的土地所有が、すなわち零細所有=零細經營として、たちあらわれていることがわかる。

次に、農地改革進行過程における訴願のもうをみてみることにする。市町村農地委員会の作成した農地買収及び売渡計画書に対して、不服のある地主及び小作人は市町村農地委員会に対して、異議の申し立てを行ない、そこで為された決定について納得できない場合、更に都道府県農地委員会に訴願することができる。これから取り上げるのは、矢掛地区と山田地区(他の地区に関しては、資料が手に入らなかつた。)における、岡山県農地委員会に対して出された訴願の内容である。

表8-1-19 訴 領 件 数

	総件数	地主側から				小作側から	会社・法人団体から
		不在	在村	宅地関係	計		
棄却	23	2	6	7	15	6	2
容認	12	3	0	7	10	2	0
計	35	5	6	14	25	8	2

注) 矢掛・山田地区の「訴願に関する綴」(昭和22年以降)より作成

矢掛地区の場合、地主層の内容が、他の地区と比べて少し特色がある。それは個人在村地主64戸に対し、不在地主73戸と、他のほとんどの地区(山田地区は不明)が、不在地主が、在村地主の2倍から3倍をしめているのに比べ、不在地主の割合が極端に少ないと、また、それでいて、地主の総戸数及び規模においては、他の地区(山田村は不明)をすべて上回っており、矢掛地区以

外にだけ買収された農地を所有していた地主、すなわち、他の地区において不在地主となる地主の戸数が103戸もあることなどである。表8-1-19における総件数のうち、山田地区のものは10件しかなく、小作側より出された件数の8件は統て山田地区のものである。これらをあわせて考えてみると、矢掛町全体での階層別訴願件数を表8-1-19によって探ることは少し無理があることがわかるだろう。

さて、表8-1-19によると、やはり地主側から出されたものが圧倒的で、全件数の7割以上を占めている。そして過半数は棄却されている。全体をみても、 $\frac{2}{3}$ は棄却されており、小作側から出されたものも、総件数8件のうち、6件が棄却を受けている。また、1人が何件かかけている場合が非常に多くみられ、総件数55件のうち、18件が5人の人間によって為されている。在村地主からの3件と宅地関係の3件は同一人物のものであり、他に宅地関係の5件、3件、不在地主の3件、小作側の2件はそれぞれ同一人物から出されている。以下に、訴願内容の代表的例と、それに対する裁判内容を簡単に記しておく。

敗訴の内容〔()内は裁判理由〕

<不在地主から>

- 訴願人と小作人は親族関係にあり、相方とも買収を希望せず、更に、訴願人の母は終始在村しているから、不在地主としての買収決定は不当である。(母が在村していても、所有名義人が不在である以上、買収は当然であり、従って地主や小作人の意志希望は斟酌されるべきではない。)

<在村地主から>

- 訴願人は自作地4反8畝を有するので、小作地の保有は中央農地委員会の定めた昭和22年5月14日の告示による2町3反歩が適用されるべきであるから、岡山県農地委員会の定めた2町歩は法的根拠がない。また買収対価が一般諸物価からみて、安価であり不合理であることも加え、本件農地の買収決定は不当である。(中央農地委員会の承認を得て、2町歩に改定したものであるから、法的効力を有す。買収対価は規定に従うべきもので訴願人の申し立ては認められない。)

- 本件農地は訴願人にとって営農上必要なものであり、また開墾希望者は自作農ではないから除外してほしい。(訴願人は被買収地以外に山林2町歩程度を所有しているから、営農上支障があるとは思えない。また開拓云々は買収後、知事の責任において適否が審査されるべきもので、買収是非の条件ではない。)

- 本件農地は昭和20年11月に、小作人と農地返還の契約をしたのであるから、農地改革の基準日以前に、自作地になっており、小作地としての買収は不当である。(小作人は実際は昭和21年6月下旬まで年貢を払っていた為、農地改革の基準日以前に、自作地であったとは認められない。)

<宅地関係>

- 宅地の買収対価は自作農制設置法別表置法によって、時価を参考して決定すべく規定されて

いるにもかかわらず、農林省告示によって、対価を定めたのは不当であり、告示は法律を改変する能力はない。（宅地の買収対価は同法令によって中央農地委員会の定める基準によらなければならないと規定されているので、本件宅地の買収対価を農林省告示によって定めたのは、定法かつ至当である。）

- ・農地の場合は全面的に納得するが、宅地は農地とは性格を異にするので、買収は不当である。（借地人は経営面積は必ずしも大きくなないが、ほぼ専業に近い農家である。又、その位置するところは農業地帯である。そして本件宅地の上には、明らかに農家の建物が建っている。これらのことから買収は当然である。）

＜小作側から＞

- ・本件農地は訴願人が10数年来小作してきたものであるが、昭和20年2月16日に当時銀行員であった所有者から、仲介者を通じて返還の要求を受けた。訴願人は貧農であり、返還を承認すると、著しく生活に支障をきたすので、この要求を断ったが、所有者は銀行を辞職して21年5月頃から実力で本件農地に入耕した。そのうえ所有者はこの農地返還を事後において正当ならしめるために、自ら農地委員である立場を利用し、万事うまく取りはからった。従ってこの処置を不当なものとし、本件農地の買収を行なってもらいたい。（訴願人は昭和16年以降、小作料を滞納しているうえ、1ヶ月の猶予期間をおいて返還を要求された時、当時400円の作離料を受けとっている。それなのに訴願にでるなどというのは、まったく信義に反するものである。）
- ・本件農地の所有者は戦争後一時在村したが、現在は不在であるから、本件農地について買収計画を定めてもらいたい。（訴願は行政処分が存在する場合に、これに対して不服なものが提起することができるもので、本件のように農地買収計画の定立を要求する如きものは、訴願として認められない。）

＜社会・団体から＞

- ・本件農地は当会社が工場事務所の建設敷地として、使用目的を変更したので、買収計画を除外してもらいたい。（建設計画はなんら具体性を有せず、目下の情勢下においては、早急実施は困難であると思えるので買収は成立する。）
- ・本件農地は神社の神田と称していたが、昭和14年玉島裁判所において、部落民39名の共有地であるという判決を受けたので、神社所有農地として買収を行なうのは不当である。（形式上は、訴願人の名義になっているが、元来この農地は神社の神田であり、また、現在その小作料は神樂費、部落費にあてられているので、買収は不当ではない。）

勝訴の内容

＜不在地主から＞

- ・それまで訴願人は自作していたのであるが、昭和23年春、医師を開業、家族とともに岡山市に移ったため、本件農地を他人に耕作させているという理由から、不在地主として買収決定が為されたが、小作人は置かず、日雇人夫として使用人を使っているにすぎないか

ら、買収は不当である。（調査によると、使用人は日当を与えられる日雇契約のもとに、耕作しているので、小作地として買収したこととは適当でなく、訴願人の申し立てを容認する。）

＜宅地関係＞

・農業に関係のない商家を買上げることは妥当ではない。（農地買収に附帯して宅地を買収する場合には、その使用者が農業を営んでおり、かつその上にある建物が農家らしいものでなければならない。本件土地の借地人は、農耕地を反あまり耕作しているが、本業は綿打業とみるべきであり、かつ、本件土地にある建物は、街路に面している町並びの建物であって、一見して商家とみる他はない。従って買収には相当しない。）

＜小作側から＞

・本件農地について、所有者が提出した小作契約解除の許可申請は不許可となっている。従って本件農地は訴願人の小作地である。そうすると所有者は規定の小作地の限度を超過することになる。超過面積の部分を買収するに当たっては、地主が取上げによって不当に耕作している本件農地をまず買収すべきである。（訴願人の請求はもっともで、これを容認する。）

農地改革は全国的にまぬがれないものとして、地主の寄生性を否定し、その没落をもたらした。以上みてきたことによって、矢掛町にあっても、それは充分うかがえることである。戦前には収穫高の半分にも達っていた高率現物小作料が改革によって法的に低率金納小作料に転化され、改革後も残在した地主・小作関係における地主の立場は以前とは大きくくつがえされた。

○) 農地改革後の農民層の分解

以上におけるような農地改革をへて創り出された寄生地主的土地所有の排除＝自作農的土地所有の形成が、改革以後現在に至るまで、どのように展開していったかを、自小作別農家数の増減、経営耕地規模別農家戸数の変遷の動向などをもとに見てみてみよう。

表8-1-20　自小作別農家戸数の変遷

単位 戸 ()内は%

	自作	自小作	小自作	小作	計
大正 1	(24.7)	(50.8)		(24.5)	(100)
8	(23.8)	(56.5)		(19.7)	(100)
昭和 1	(28.2)	(52.9)		(18.9)	(100)
25	2,029 (59.2)	1,156 (33.7)	186 (5.4)	55 (1.6)	3,426 (100)
35	2,258 (67.0)	930 (27.6)	136 (4.0)	44 (1.3)	3,368 (100)
40	2,194 (68.5)	860 (26.8)	125 (3.8)	29 (0.9)	3,214 (100)
45	2,978 (97.0)		93 (3.0)		3,071 (100)

注)大正1～昭和1年 「現勢調査簿」・ 昭和25～45年 「世界農林業センサス」より作成

表8-1-20において、大正1年から昭和1年までは、山田、美川、小田、矢掛地区の割合である。これによると、農地改革によって決定的にもたらされた自作農化が、以後順調に進行していることがわかる。昭和40年から45年にかけて自作農家は、ほぼ3割近くの伸びを見せている。そして自小作農、小自作農、小作農も農地改革以後、徐々に減少して、昭和45年には、それらすべてを合わせてわずか3%にすぎないものになっている。また同年の小作面積は約12haで、これは経営総耕地面積のわずか0.7%である。農家戸数の上での割合よりも面積のうえでの割合の方がこのようにずっと低いのは、一戸当たりの平均小作面積がきわめて少ないと示している。小作地をもつ農家の一戸当たり小作面積は1反3畝ほどである。しかし今後、これらの農家が小作地を買い上げて自作化することは、昨今の地価の値上がりから言って、たやすいことではなく、むしろ自作農化するとしても、それらの農家が小作地を手離すこと、すなわち地主側の土地とりあげの方向で進んでいくとみる方が妥当であろう。経営総農家戸数の減少が続いているのは、離農化が進んでいることを示しており、その前段階としての経営規模の零細化も読みとれる。ともあれ農地改革を起点に所有と経営の一本化が進行してきたわけであるが、次に経営規模別農家戸数の動向を見ることによって、その内容を検討してみよう。

表8-1-21 経営耕地規模別農家戸数

()内は%

	3反未満	3反~5反	5反~1町	1町~1.5町	1.5~2町	2町以上	計
昭28	745(22.0)	839(24.8)	1,598(47.1)	198(5.8)	10(0.3)	0	3,390
31	735(21.9)	805(24.0)	1,628(48.5)	181(5.4)	6(0.2)	1(0.0)	3,356
35	789(23.4)	733(21.7)	1,620(48.0)	226(6.7)	10(0.3)	0	3,378
40	709(22.1)	715(22.3)	1,536(47.8)	240(7.5)	12(0.4)	2(0.1)	3,214
45	643(20.9)	755(24.6)	1,437(46.7)	215(7.0)	18(0.6)	3(0.1)	3,071

注) 「岡山県市町村勢要覧」、「世界農林業センサス」により作成。

表8-1-21をみると、昭和28年から31年にかけて3反未満の零細農家、及び1町~2町の中経営層以上の農家は減少し、5反~1町層が増加している。その後、1町以上の中経営層以上は、1、2の例外を除いて徐々にふえているが、3反未満の零細農層は昭和35年以降も、減少を続けている。これは改革以後の自作農が一部の上層を除いては貧弱な零細農経営にすぎず、農業だけで充分に経営と生活を続けていけるだけの生産条件が確立されていないという状況の中で、下層農家は兼業化あるいは農地の売却を余儀なくされていよいよ零細化し、ついには経営廃止に至り、他方中経営層以上は経営の不安定から逃れるために、少しでも経営の拡大をはかって自作地を買足していくといったことを意味してはいないだろうか。昭和35年以後、5反~1町の中農層が減少し、かわりに3反~5反の小農層が増加しているのは、すなわち中農層の経営の縮少と読み取れる。改革後の農民層分解のパターンにおいて、矢掛町に現われた分岐点は1町歩であり、その上部

を受けもつ中農層以上は、どこの年をとっても、経営総農家戸数の8%にも満たないこと、そして上層増、下層減という傾向は、日本農業の構造的弱さと、不安定さを反映したものであるといえよう。以上みてきたように、改革後の農民層の分解は、一方では自作化の進行する中にあって、経営規模の縮少という形で現われてきており、これは次に述べる兼業化の進行と綿密に結びつくものである。

(松岡文子)

2. 農業構造

(1) 土地利用の変化と農地転用

矢掛町における土地利用の変化をみると、表8-2-1より、田や畠の面積には、それほど大きな変化はみられないが、一毛田は年々増加し、二毛田は逆に減少しているのがわかる。またこの一年間、稲を作らなかつたり、全く何も作付しなかつた田、及びこの一年間、全く作付しなかつた畠の面積の急増には著しいものがある。果樹園面積も一・二の例外を除けば、全般的にみて減少しているように思われる。

表8-2-1は、昭和35年度を100とした時の昭和40年度、45年度の割合を示しているが、例えば山田地区の場合、この一年間稲を作らなかつた田の面積は、昭和35年度100に対して、昭和40年度3286.9、この一年間全く作付しなかつた田は、昭和40年度9400.0というよう、極めて異常な変化をみせている。もちろんこれは、山田地区に限らず、矢掛町全域に見られる現象である。

それでは、この田や畠として利用されなくなった土地はどのような状態にあるかみてみよう。

これらの田や畠の多くのものは、農地転用されることになる。農地法第4条、5条転用許可申請書をみると、一毛田、二毛田、普通畠、果樹園などが宅地・工場敷地・作業場・倉庫・駐車場・山林・原野・土の採取などの目的のために転用されている。この場合、転用される前の利用状況は、二毛田・普通畠が圧倒的に多いことがわかる。これは表8-2-1の二毛田の減少や作付しなかつた田や畠の急激な増加と大きな関係があると思われる。

農地法第4条・5条転用許可申請書に出されたものから、矢掛町の地区別の転用件数をみてみることにしよう。

矢掛町の場合、表8-2-2より、第4条では、昭和46年がピーク、第5条では、(昭和48年以後の資料がないので明らかではないが)昭和47年が、この4年間におけるピークである。4条・5条合わせた総数でみると、昭和47年度がピークである。岡山県の場合をみると、表8-2-5より、昭和45年度がピークになっている。

この違いは、どこから生じて来るのだろうか。

矢掛町では、昭和39年「矢掛町企業誘致条例」が施行され、企業に対して事業開始後3ヶ年を限度として、奨励金を交付したり、その他の援助を行うことを決めている。奨励金の交付によって固定資産税が免除されることになるので、これは企業を保護するものであった。

工業誘致といふ都市的なものに、米作転換の要請も加わって、農地転用はより進んだのではないだろうか。

表8-2-3より、昭和44年から昭和47年までの4年間に、第4条に関する転用が389件、第5条に関するものが646件、矢掛町における総数は1,035件と大きな数字を示している。表8-2-2より、矢掛町における昭和44年度の転用件数は、第4条・5条合わせて220件、昭和45年度は214件、昭和46年度は235件、それに対して表8-2-5より、岡山県における転用件数は、昭和44年度は13,029件、昭和45年度は14,086件、昭和46年度は10,534件

表 8-2-1 土地利用の状況（昭和 35 年度を 100 とした割合） 単位：S.35・S.40 は畝、S.45 は a (1 畝 = 1 a と考へた)

	田	一毛田	二毛田	この一年間稲を作らず	この一年間全く何も作ら	樹園地	果樹園面積	桑園面積	畠の総面積	この一年間全く作付しなか
矢挂計 S.35	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
S.40	9.58	18.28	74.5	76.74	85.00	8.98	9.74	4.61	9.39	59.78
S.45	9.12	38.56	3.96	21.52	34.38	6.67	7.39	2.88	9.81	66.99
美川計 S.35	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
S.40	9.81	11.42	8.86	28.15	90.00	78.6	10.14	6.27	10.00	17.55
S.45	9.62	18.68	5.64		14.00	6.39	7.58	5.52	8.87	24.81
三谷計 S.35	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
S.40	9.95	12.33	8.96	6.895	35.52	7.92	10.23	6.50	9.70	25.32
S.45	9.56	28.91	4.06	28.68	70.00	6.54	8.18	5.71	8.77	30.38
山田計 S.35	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
S.40	9.69	14.96	7.49	32.869	94.00	100	100	100	8.29	12.95
S.45	9.60	38.73	3.52			7.31	6.06	9.62	8.63	
川面計 S.35	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
S.40	9.63	18.05	7.96	38.14	70.0	6.12	9.60	2.54	8.81	28.75
S.45	9.32	36.65	5.13	18.72	10.556	6.10	9.25	3.47	8.28	47.46
中川計 S.35	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
S.40	9.24	23.84	7.66	3.656	66.25	9.38	10.69	7.17	9.27	32.34
S.45	9.58	48.14	4.02	15.75	82.50	7.14	8.41	5.04	9.79	74.02
小田計 S.35	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
S.40	9.67	16.50	6.72	50.59	100	12.97	19.90	6.32	8.41	75.72
S.45	9.13	25.80	2.93	36.59	104.4	12.86	20.62	6.65	9.72	110.48

注) ただし、S.35 年度の資料がないものは、S.40 を 100 とした。

表8-2-2 矢掛町における農地転用件数

4条					5条				
	S.. 4 4	S . 4 5	S . 4 6	S . 4 7	S . 4 4	S . 4 5	S . 4 6	S . 4 7	
矢掛	10	16	7	8	18	14	25	32	
江良	3	2	4	1	1	1	3	31	
本堀	5	9	5	3	4	13	2	3	
宇内	3	2	1	2	1	1	1	4	
小田	10	14	15	8	26	22	11	34	
南山田	2	1	1	5	0	2	3	4	
里山田	6	7	11	4	7	15	5	18	
上高末	5	3	20	14	1	2	1	4	
下高末	4	4	5	1	4	1	9	7	
東三成	3	5	2	11	12	11	2	9	
小林	3	3	1	6	13	10	3	10	
西川面	6	2	5	7	4	4	9	21	
東川面	1	3	7	1	15	4	4	24	
内田	6	7	8	3	13	1	1	2	
横谷	11	15	9	18	11	11	29	43	
中	8	1	6	1	0	4	5	10	
浅海	0	3	4	1	4	0	6	7	
字角	0	0	1	0	0	1	4	9	
(計)	86	97	112	94	134	117	123	272	

注) 農地法第4条・5条転用許可申請書による

表8-2-3 矢掛町の農地転用件数

S . 4 4 ~ 4 7 (単位・件)

	4条	5条
矢掛	54	125
美川	81	60
川面	40	92
中山田	40	75
三谷	53	73
小田	74	128
計	389	646

注) 表8-2-2より

である。ということは、矢掛町の転用件数の岡山県における転用件数に対する割合は、昭和44年度が約1.7%，昭和45年度が約1.5%，昭和46年度が約2.2%ということになる。また、転用された面積はというと、表8-2-4(転用許可申請書を整理した値であるが)のようになる。

表8-2-4 矢掛町における農地転用面積(単位m²)

	暦年	田	畠
4条	S.44	21,133	9,106
	45	13,050	27,722
	46	22,558	17,840
	47	21,223	18,523
5条	S.44	24,178	35,005
	45	30,802	15,143
	46	26,660	24,352
	47	63,598	29,823

注) 農地方第4条・5条転用許可申請書より作成

表8-2-5 岡山県における農地転用件数・面積

暦年	総数(4条・5条)				
	処理件数		許可面積(ha)		
	許可件数	不許可件数	総数	田	畠
S.43	10,454	4	625.7	464.7	160.4
S.44	13,029	16	891.1		
S.45	14,086	40	1,035.1	808.6	226.5
S.46	10,534	27	909.6	695.9	211.7

注) 「農地の移動」(農林省農地局管理部農地課)による。

このように農地転用せざるをえなくなった原因を「農地法第4条・5条転用許可申請書」の転用理由から調べてみると、

- a)，急傾斜地であって、隣接地は山と竹やぶであり、近年特に野猪の被害が甚大で、作付不能地となり、労働力投下にともなう採算がとれないため。
- b)，山林に接しているため日当たりが悪く、また竹やぶが繁茂して耕作できないため。
- c)，老人では耕作不便のためと、老齢で耕作不能のため。

主に以上のような理由があげられ、耕作するには不利な土地であること、猪の被害、労力不足などのために採算がとれず、農地転用にふみきっている。また、以上のことにつけて加えて、もっと積

極的な理由をあげているものもある。例えば、

- I). 倉庫・工場・木材置場などを作るため。
- II). 家を新築するため。
- III). 土の採取のため。

以上のような理由がある。

それと言うのも、採算がとれないため思い切って農地を転用して宅地にしたり、農業のみでは生活が困難なため、他の仕事を始めたり（例えば、織物工業・養鶏・家具製造業などであるが）、あるいは、土地を売って現金収入を得ようとしたのではないだろうか。

なお、これには米作転換の要請なども少なからず、かかわっているものと思われる。

矢掛町における農地転用の内わけをみてみると、表8-2-6より、農家住宅、一般個人住宅とも昭和45年度、46年度に比べて、昭和47年度には大きな変化がみられる。また、住宅敷地総数をみても、第4条・5条とも、昭和47年度には急激な増加がみられる。特に第4条では農家住宅の増加IC、第5条では一般個人住宅の増加に著しいものがある。

植林は年々しだいに増加していることがわかる。ということは、企業誘致という都市的なものと、全く反対の植林という農業的なものが、一緒に進んでいるというおもしろい現象があらわれてくる。しかし、これらの相反するものも、農地転用という点から考えると、同じ方向に進んでいるのではないだろうか。

それが昭和47年度をピークにして減少していくことの原因のひとつに、野菜を貯蔵に出荷するようになり、遠郊農業から近郊農業へ変化したことが関係しているのではないかだろうか。

また、昭和47年に矢掛町開発事業の調整に関する条例が出されたことや、昭和45年から昭和46年にかけて「水田転用についての農地転用許可に関する暫定規準」が出され、近年住宅・工場等の用地とするため、土地の需要が大となり、また、米の需給事情の緩和とともにあって、その生産調整を進めることができが緊急の課題となっている。

そのため、集団的優良農地や土地基盤整備事業を実施中の農地などは、第一種農地として、原則的に許可できないこと、単なる資産保有や転売、投機などの目的で水田を取得するのは認めないこと、用排水・被害防除について周辺にできるだけ悪影響を及ぼさないよう配慮することなどが決められ、農地転用の急増にブレーキをかけたものと思われる。

そのために、昭和47年度まで増加してきた農地転用も、その後、減少していくのではないだろうか。

表8-2-7の矢掛町の地区別転用目的の内わけをみてみると、昭和44年から昭和47年までの4年間に、山林に転用されたのは第4条・5条合わせて135件で、美川地区を中心にして山田地区、三谷地区と続いている。美川地区では上高末、下高末、内田に多く、山田地区では中、里山田などにみられる。

また、工場敷地をみると、全地区では236件で美川地区、矢掛地区、小田地区に多くみられるが、他の地区との差はそれほど大きくない。矢掛町全域に工業が広がったことになる。この場合、外部

表8-2-6 農地法第4条・5条の場合の農地転用 (単位a) (矢掛町)

	4条				5条			
	件数	田(a)	畠(a)	計(a)	件数	田(a)	畠(a)	計(a)
農家住宅S.45	3	5	9	14	2	2	5	7
	S.46	3	3	8	11	1	5	0
	S.47	24	24	36	60	12	6	0
一般個人住宅S.45	3	3	9	12	2	2	2	4
	S.46	2	4	2	6	6	18	18
	S.47	6	18	0	18	42	96	54
集団住宅その他S.45								
	S.46							
	S.47							
住宅敷地総数S.45	6	8	18	26	4	4	7	11
	S.46	5	7	10	17	7	23	23
	S.47	30	42	36	78	54	102	54
工鉱業用地S.45	2	0	24	24	4	19	2	21
	S.46							
	S.47							
道路その他S.45					1	0	0	0
	S.46				2	61		61
	S.47				43	312	63	375
植林S.45	4	0	33	33				
	S.46	7	93	37	130			
	S.47	13	93	81	174			
総数S.45	14	10	79	89	14	40	32	72
	S.46	13	134	135	269	14	172	122
	S.47	55	158	179	337	112	536	170
								706

から入ってきた工場もあるし、農業をやめて新しく織物工業・家具製造業などを始めたものも含まれ、そういった工場や資材置場が増えてきている。この場合、工場敷地の中に含まれるものは、作業場・資材置場・材木置場・乾燥場・鶏舎などである。

表 8-2-7 からみると、宅地は第4条・5条合わせて360件で、山林や工場敷地に比べて、その数は著しく大きいものである。

そして、地区によっては土の採取がさかんで、総数は77件、そのうち三谷地区が61件をしめている。三谷地区の場合、横谷が圧倒的に多く、東三成などでも土の採取は行われている。また、山田地区でも、中や里山田などで行われている。

公共施設24件は、変電設備・ライスセンター・学校給食センター・病院・鉄塔敷地・プール・レジャーセンターなどで、その他164件は、神社境内・私道・駐車場・店舗・水路・物置・倉庫などである。

このように、地区によって転用に特色はあるが、昭和47年をピークにして、農地転用が増え、その裏には前に述べたような事情があったわけであるが、農地転用の結果、経営規模も変わらだらうし、農業の老齢化、そして兼業の増加など、また新しい問題が生じてくると思われる。

表8-2-7 矢掛町の地区別転用目的の内わけ（単位：件）

第4条の場合	転用目的	地区	矢矢掛川面	美川面	中川面	山田	三谷	小田	計	
									原野(竹やぶ・荒地)	宅地
山	林	8	60	8	7	25	17	3	128	22
原野(竹やぶ・荒地)	1	6	4	4	—	7	—	—	—	121
宅地	24	4	20	14	15	27	17	4	36	16
工場敷地	7	8	2	8	3	4	4	1	5	8
土の採取	—	—	—	—	10	5	—	—	—	4
土地の切下げ	—	—	—	—	5	—	—	—	—	54
盛土	—	—	—	—	4	—	—	—	—	14
その他	14	3	2	4	—	—	—	—	17	14

第5条の場合	転用目的	地区	矢掛				美川				川面				中川				山田				三谷				小田				計
			山	林	原野(竹やぶ・荒地)	宅地	工場敷地	土の採取	公共施設	その他	山	川	面	原	川	中	川	山	田	三	谷	山	田	三	谷	小	田	計			
					</td																										

(1)

(1) 昭和44年から47年に至る4年間の総数

(2) 農地法第4条・5条転用許可申請書による

(b) 土地所有権の移動と農業経営

一般的に言えば、戦後一貫してふえてきた耕地面積は、経済が高度成長にはいった昭和35年を境に減り初め、その後年々わずかずつ減り続けている。その理由としては言うまでもなく工業用地や宅地への転用が増加したからだが、それ以外に労力不足による耕作放棄や、焼畑切替畑を再び山林へ転用することによって耕地が減っていることもみのがせない事実である。その農地に関する法律として農地法がある。現在の農地法は戦後の1946年から50年にかけて行われた農地改革の基本精神である自主農民主義を維持し、地主制度の復活を防ぐ目的で、1952年に制定された。これにより農地の賃貸借はきびしく制限され最近では自作農が全農家の80%を占め、全耕地のうち小作地はわずか5%程度にとどまっている。しかしながら農業は近代化がおくれているうえ、貿易自由化など国際的な環境もきびしさを増しており、経営規模を拡大して生産性の向上を努めることが急務となってきた。これに対応するため現行法を改正することになり、土地の効率的な利用を図り、農地の権利移動の制限を大幅に緩和し農家が経営規模を拡大することを容易にするなどということを骨子に1969年2月農地法改正案がだされた。そして農地の流動化による農業経営の規模拡大をめざしている。

その農地法のうち、土地所有権移動に関する条文として農地法3条と20条があげられる。

3条には、農地または採草放牧の権利移動の制限について述べたもので、20条は農地または採草地放牧地の賃貸借の解約等の制限について述べたものである。

農地法第3条による譲渡事由別譲渡件数を調べてみると、次表(8-2-8, 8-2-9)のように区分される。譲渡件数では(全国、岡山県、矢掛町と項目に多少のずれがあるため、直接比較することはできない)矢掛町の場合、昭和44年が最高で186件、45年は132件、46年は155件、47年は145件となっている。そして44年～47年の間では44年が最高でその後上下の波はあるけれど年々減少の傾向を見せていている。全国及び岡山県の場合もやはり昭和44年が43年から46年の間では最高で、年々減少している。理由として一番大きな比重をしめるものは、相手側の要望ということで、44年には3.89%, 45年2.44%, 46年4.26%, 47年5.09%とその割合を大きくしている。贈与を除くと次に労力不足ということがクローズアップされる。全国、岡山県のバーセンテージに比べると矢掛町では低い数字になっているが、その割合は年々高くなる傾向にある。廃農、転業、経営縮小ということは全国、岡山県のと比較してずっと低い数字をあらわしていることは、矢掛町の農業が経営規模縮小をあまりせず、兼業化へ進んでいったのではないかと思われる。(図8-2-2) 事実、兼業化ということは昭和35年から45年のセンサス資料よりとりだしてみると、この10年間にひどく進んでいる。35年～40年の5年間においては専業が著しく減少し、第一種兼業農家(農業を主とする兼業農家)がだいに増加した。しかし40年～45年の5年間においては、第二種兼業農家(農業以外を主とする農家)がすごい勢いで増加し、専業農家は1割にもみたなくなっている。しかし農家が農地を持ち、しかももっと多く持ちたいと望んでいるのは、自分の生活を守り、栄えさせたいという欲望があるからだろうけど最近は農地を農業生産の基礎として有利に運営しようという以外に、多分に資産保有的な意味

あいが強まっているのではないだろうか。農業人口が流出するのにあまり農地が移動しないのは農業から他産業へ転業した人の働き先が比較的不安定だから農家は解雇や老後に備えて最低生活保証を確保するため農地を手離さないということが、ひとつの原因となっている。それ以外に最近は農地転用に伴って農地価格が高くなるという現象であり農家は土地を手離さないということがあげられる。農地の流動がどういう階層の間で行われているのかを調べてみよう。

階層間での農地の動き 売買農家の性格を調べてみる。(図 8-2-1, 表 8-2-10)

昭和 44 年においては、拡大農家の中心は 5 反未満という零細農家で、約半数の 47.4% をしめている。その反対に縮小農家は、5 反未満の階層ではなく 5 反以上 1 町未満の階層が中心で、62 戸 (46.6%) である。しかしどちらにしても 1 町未満という零細農家が売買の中心で、拡大農家、縮小農家のどちらも 90% 程度しめている。

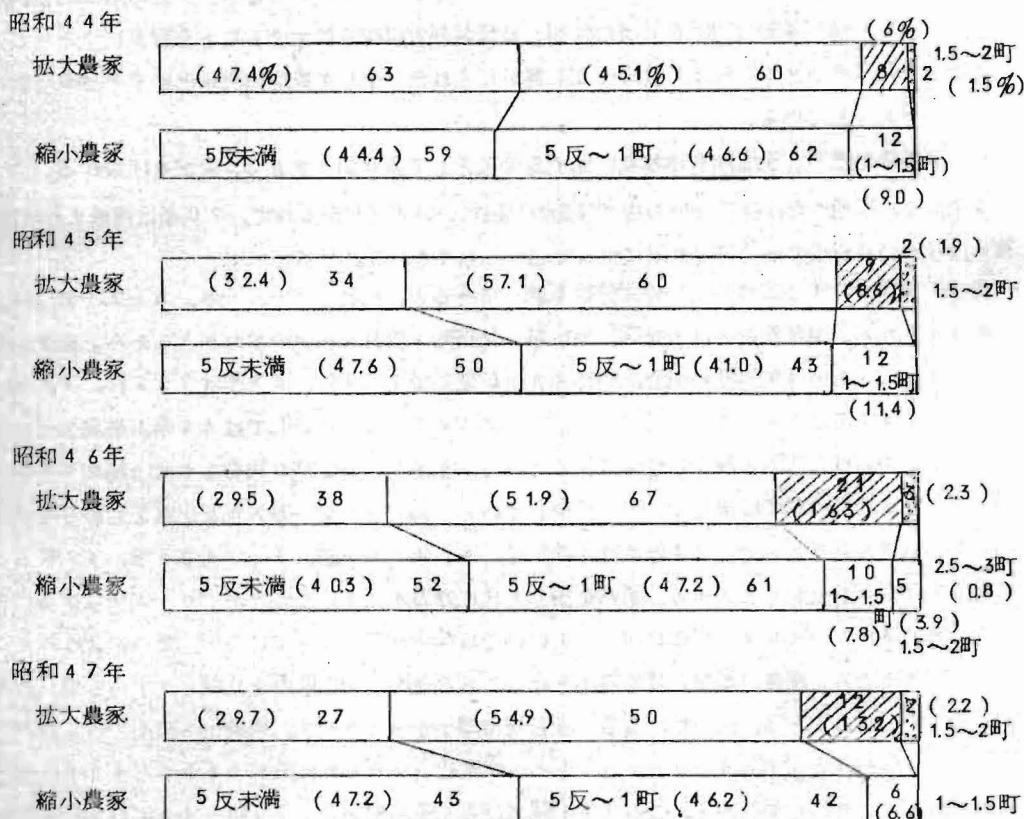


図 8-2-1 耕地面積が増減した農家の性格—経営耕地規模別構成—

昭和 45 年では昭和 44 年とは少し性格がかわってきている。拡大農家の中心は零細ではあるが 5 反以上～1 町未満の階層が中心となってきている。拡大農家において、5 反未満は 47.6%，5

表8-2-10 耕地面積が増減した農家の性格
—経営耕地規模別構成—

(5 反未満)

	昭和44年	昭和45年	昭和46年	昭和47年
拡大農家	63 (47.4)	34 (32.4)	38 (29.5)	27 (29.7)
縮小農家	59 (44.4)	50 (47.6)	52 (40.3)	43 (47.2)

(5 反以上～1町未満)

	昭和44年	昭和45年	昭和46年	昭和47年
拡大農家	60 (45.1)	60 (57.1)	67 (51.9)	50 (54.9)
縮小農家	67 (46.6)	43 (41.0)	61 (47.2)	42 (46.2)

(1町以上 1.5町未満)

	昭和44年	昭和45年	昭和46年	昭和47年
拡大農家	8 (6.0)	9 (8.6)	21 (16.3)	12 (13.2)
縮小農家	12 (9.0)	12 (11.4)	10 (7.8)	6 (6.6)

それ以外 1.5町以上～2町未満

2.5町～3町

	昭和46年
拡大農家	5 (3.9)

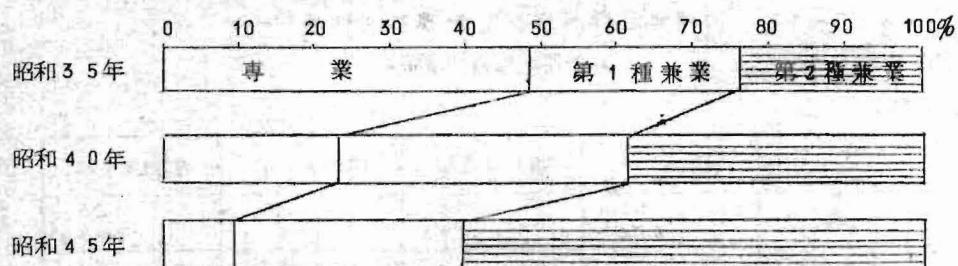
	昭和46年
拡大農家	1 (0.8)

反以上～1町未満は 4.1.0 %, 1町以上～1.5町未満は 1.1.4 % である。このことは少しながら農家が規模拡大をめざしているということではないかと思われる。

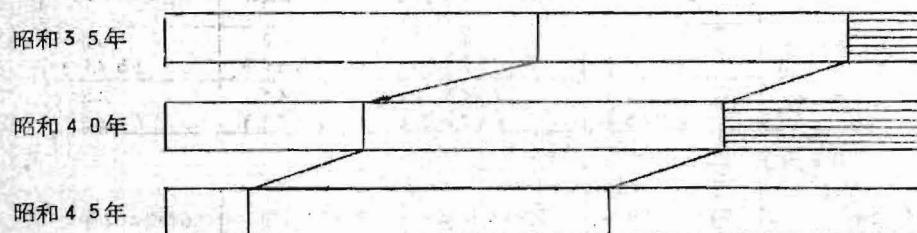
昭和46年では、拡大農家の割合の変化がみられる。今まであまり変化のみられなかった1町以上の経営規模を持った農家が経営規模拡大に動いているということだ。拡大農家 129戸のうち1町以上というのが24戸もみられる。そして5反未満の農家の拡大というのは38戸(29.5%)である。しかし一方では縮小農家も5反未満から5反以上～1町未満に移っている。少しながら昭和45年からみられている規模拡大の動きが、昭和46年にはやや推し進められた形となってあらわれてきている。

昭和47年においては、46年とだいたい同じような傾向をみせている。拡大農家においては、5反未満が27戸(29.7%), 5反以上～1町未満が50戸(54.9%), 1町以上～1.5町未満が2戸(13.2%), 1.5町以上～2町未満が2戸(2.2%)となっている。縮小農家は、9割

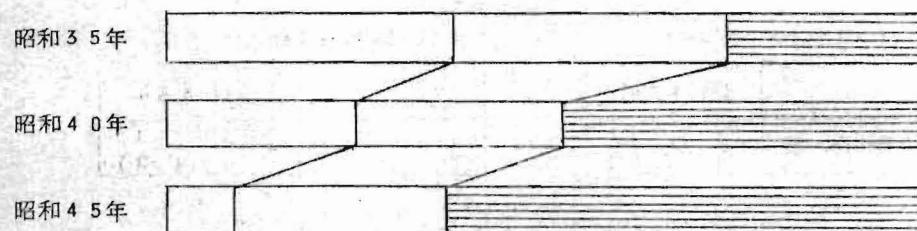
1) 専業農家、兼業農家の割合の移りかわり



2) 専業農家、兼業農家割合の変化 (美川)



3) 専業農家、兼業農家割合の変化 (矢掛)



4) 専業農家、兼業農家割合の変化 (小田)

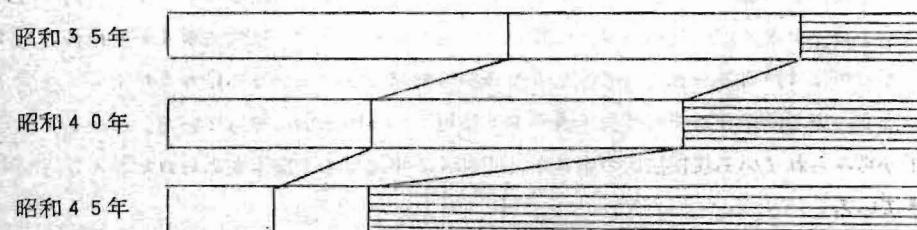
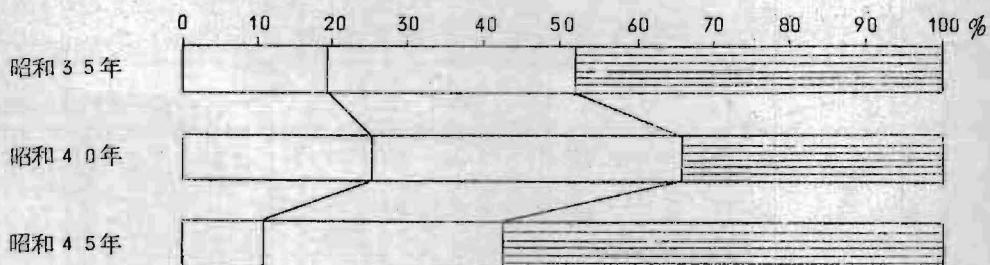
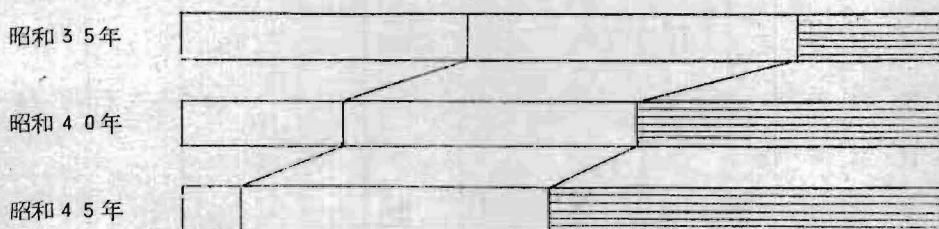


図 8-2-2 専業農家、兼業農家の割合の移りかわり

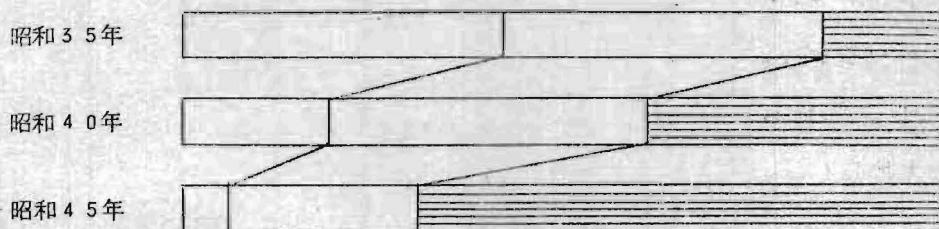
5) 専業農家、兼業農家割合の変化 (山田)



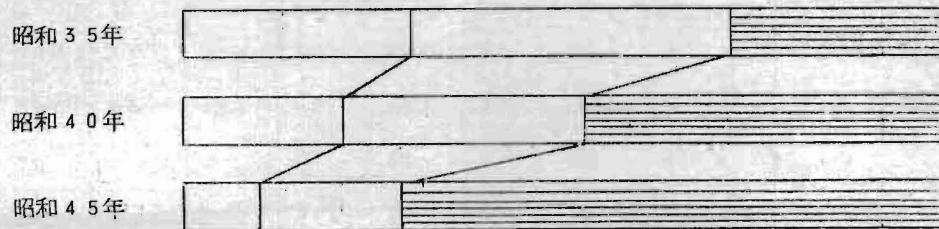
6) 専業農家、兼業農家割合の変化 (三谷)



7) 専業農家、兼業農家割合の変化 (中川)



8) 専業農家、兼業農家割合の変化 (川面)



注) 資料 {
 35 世界農林業センサス
 40 " 中間センサス
 45 " センサス

表8-2-8 矢掛町譲渡事由別譲渡件数

事由 \ 年度	S.4 4		S.4 5		S.4 6		S.4 7	
1. 交換	9	4.9	7	5.3	19	12.3	5	3.4
2. 転業	6	3.2	5	3.8	—	—	—	—
3. 転出	8	4.3	3	2.8	—	—	—	—
4. 廃農	4	2.2	1	0.8	5	3.2	4	2.8
5. 経営縮小	3	1.6	5	3.8	—	—	1	0.7
6. 労力不足	19	10.3	11	8.3	26	16.8	21	14.5
7. 耕作不能	3	1.6	4	3.0	8	5.2	4	2.8
8. 就業不能	—	—	—	—	—	—	—	—
9. 兼業資産	1	0.5	1	0.8	—	—	—	—
10. 営農資産	—	—	—	—	—	—	—	—
11. 病気IC起因	2	1.1	—	—	1	0.6	—	—
12. 冠婚葬祭	—	—	1	0.8	—	—	—	—
13. 租税公課資金	—	—	—	—	—	—	—	—
14. 建築用資金	1	0.5	20	15.1	—	—	—	—
15. 土地購入資金	—	—	17	12.9	—	—	—	—
16. 災害に起因	1	0.5	1	0.8	—	—	—	—
17. 分家相続資金	—	—	2	1.5	—	—	—	—
18. 一般生活資金	3	1.6	—	—	2	1.3	2	1.4
19. 相手側の要望	72	38.9	33	24.4	66	42.6	74	50.9
20. 贈与による	42	22.9	18	13.6	28	18.1	33	22.8
21. その他の	11	5.9	3	2.3	—	—	1	0.7
計	186	100%	132	100%	155	100%	145	100%

表 8-2-9

譲渡事由別譲渡件数

		譲渡件数															
		譲渡					人					譲渡法人					
		農業生産法人への出資	農業雇止め	兼業による經營縮小	耕作不便、低生産地のため	農地以外との交換	農地購入資金	相続分家資金	災害に遭った生活資金	その他の資金	相手側の要望	その他	農業生産法人				
全国	43	70	3,6919	15,289	64,257	3,3356	2,642	11,771	18,040	4,72	16,511	44,982	67,547	19,005	170	1,660	
333131	-	111	46	193	100	08	35	54	03	01	50	135	201	57	01	05	
44	411	38,294	17,568	63,861	31,027	3,449	9,712	17,419	1,100	453	16,147	50,256	74,630	21,681	88	921	
345375	01	111	51	185	90	10	28	50	03	01	47	146	211	63	00	03	
45	222	32,067	16,198	54,503	26,341	3,627	8,064	11,852	841	322	13,351	35,318	68,404	19,877	227	873	
290930	01	110	56	187	91	12	28	41	03	01	46	121	235	68	01	03	
46	221	27,560	13,800	47,606	20,782	2,825	5,584	7,585	665	515	11,314	25,480	59,232	15,478	173	890	
235,885	01	117	59	202	88	12	24	32	03	02	48	108	234	66	-	04	
岡山県	43	12	1,149	608	2,095	104	30	23	107	3	9	172	273	2,183	844	-	29
7,621	02	151	80	275	14	04	03	14	00	01	23	36	282	11,1	04		
44	28	1,127	746	1,956	106	16	56	110	16	4	227	366	2,431	725	4	-	
7,918	04	142	94	247	13	02	07	14	02	01	29	46	306	92	01		
45	55	620	700	1,320	100	50	35	40	10	5	125	280	2,305	385	-	30	
6,210	09	100	113	213	16	08	06	06	02	01	20	45	362	94	05		
46	-	515	315	1,220	150	25	30	40	20	-	115	105	1,770	250	5	10	
4,570		113	69	267	33	05	07	09	04		25	25	587	55	01	02	

強が1町未満農家でしめられている。

以上のことと相関図でみてみることにする。図8-2-3は縦に受手つまり拡大農家、横に渡手つまり縮小農家をとっている。

昭和44年においては、線でかこんだ①@の中心つまり拡大の中心は大きく言って2カ所、5反未満の層、5反以上～1町未満の層となっている。しかし45年、46年といくうちにその縁分で囲まれた形は横長の楕円形からだんだん縦に起きてきてしだいに立った形になってきている。つまり縮小農家の規模は下層部に、拡大農家の規模は上層部にということをあらわしている。

また図(8-2-4)では縦に拡大後の面積、横に拡大前の面積をとってあらわしている。縁分で囲まれた楕円形は、44年と47年を比べてみると47年の方がより上部にきている。つまり前者と同様規模拡大の波はより上層部に進んできていることをあらわしている。

まとめ このように高度成長の中で農家はそれぞれの条件に応じてかわっているが、の中には経営耕地をふやし、経営規模を広げている農家もある。つまり昭和44年では土地所有権の移動の中心は5反未満であったが、その後しだいに拡大農家つまり移動の中心は上層農家に移ってきた。しかし一方1町未満のうちでも、5反未満の農家の増加もみのがせない。(図8-2-6)大正元年37.5%が昭和元年45%，昭和45年45.5%と割合をふやしている。経営規模拡大を希望する農家も少しづつ増加する反面この動きもある。拡大する農家は兼業化、そのうちでも第2種兼業化の進むなかで専業としての農家の道をゆっくりと歩いているが、一方兼業化の波の中で、兼業化への道、規模縮小の道を歩いている農家もある。経営階層の分化は有力な農民が耕地を広げて集め、合理的な大規模経営として発展していくのが本当であろうが、日本の零細農耕制という農業構造や、不安定な兼業農家の滞留という条件のもとでは、耕地の流動性も小さく経営規模拡大の動きは非常に弱い。矢掛町の場合も例にもれず拡大の動きは非常に弱いものではあるが少しづつ徐々にではあるが進んで農民階層の分化も進んでいっているように思われる。

(牧野睦子)

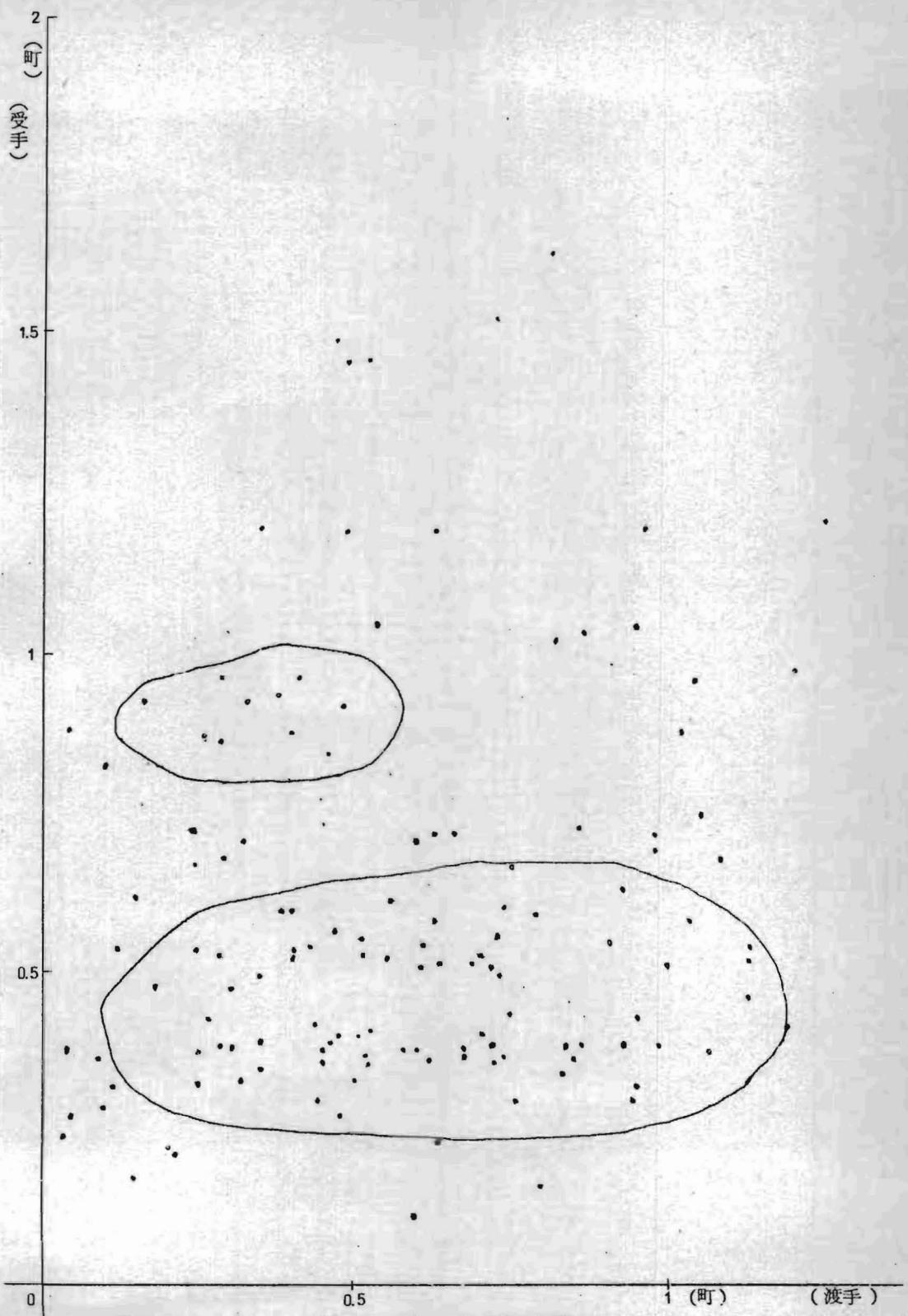


図 8-2-3 (その 1) 受手と渡手の経営規模の相関関係 [S 4 4. 3 条より (相続は除く)]

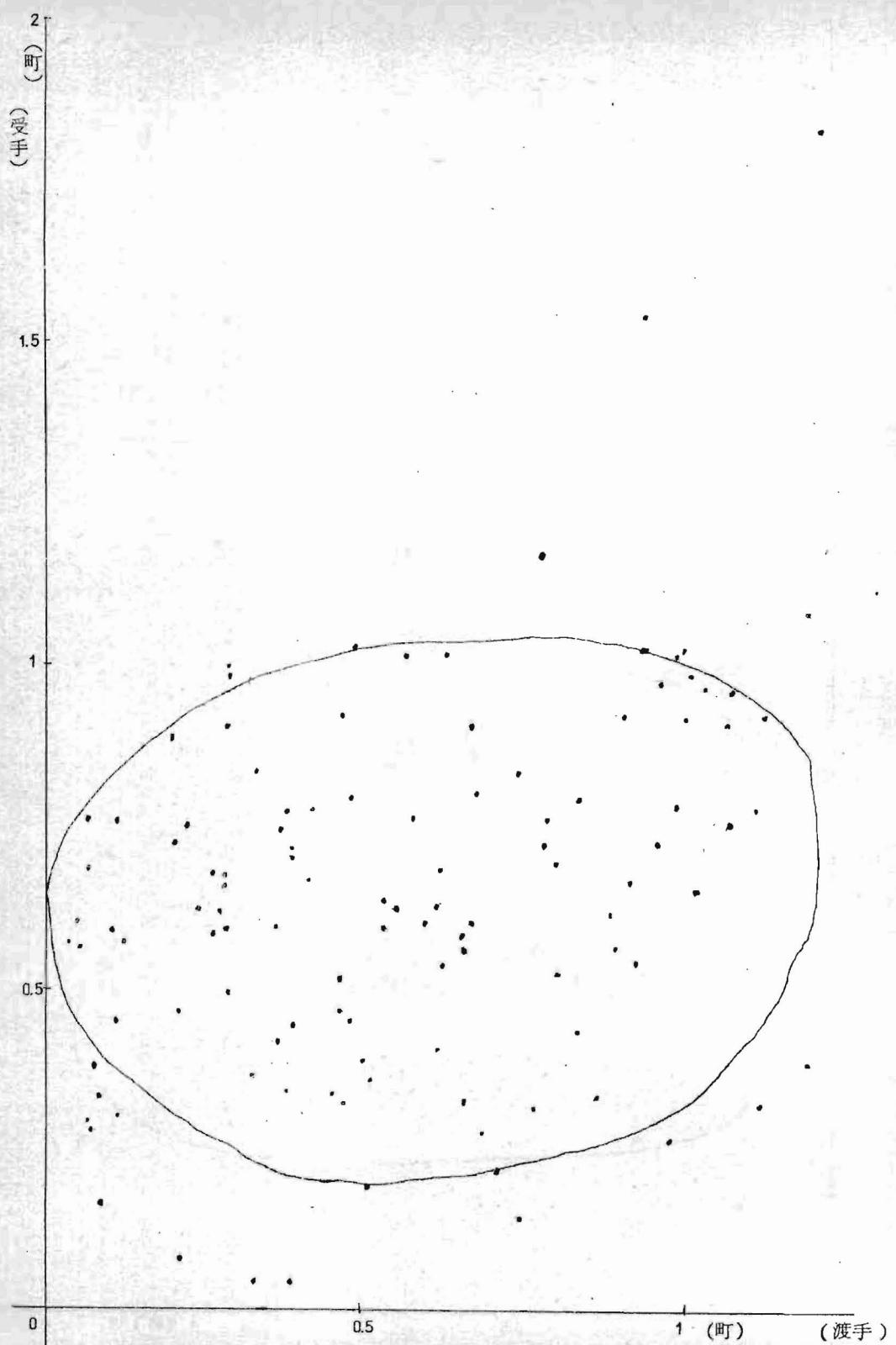


図 8-2-3 (その 2) 受手と渡手の経営規模の相関関係 (S'4.5.3 条より(相続は除く))

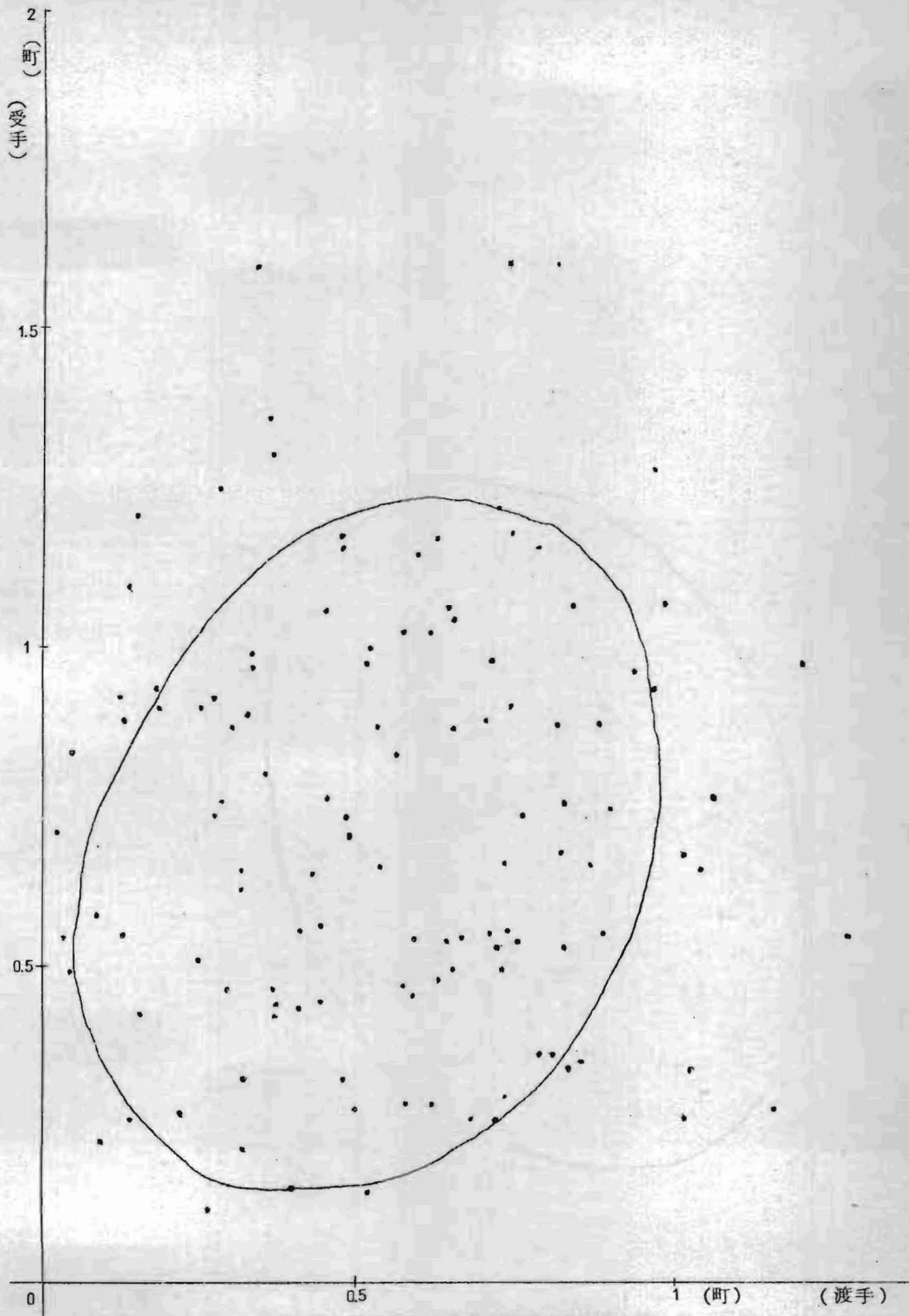


図 8-2-3 (その3) 受手と渡手の経営規模の相関関係 [S46.3条より (相続は除く)]

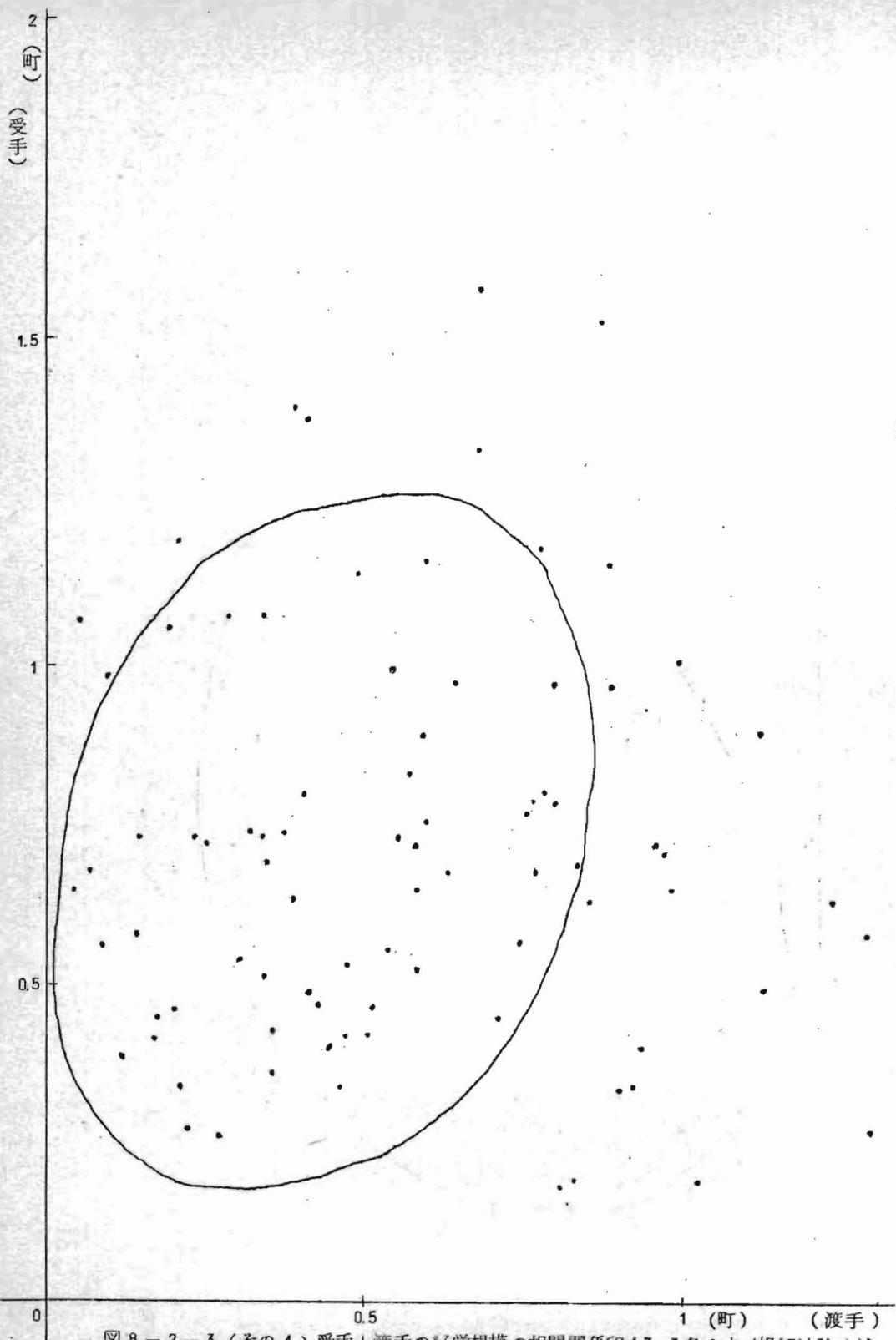


図 8-2-3 (その 4) 受手と渡手の経営規模の相関関係〔S 47. 3条より(相続は除く)〕

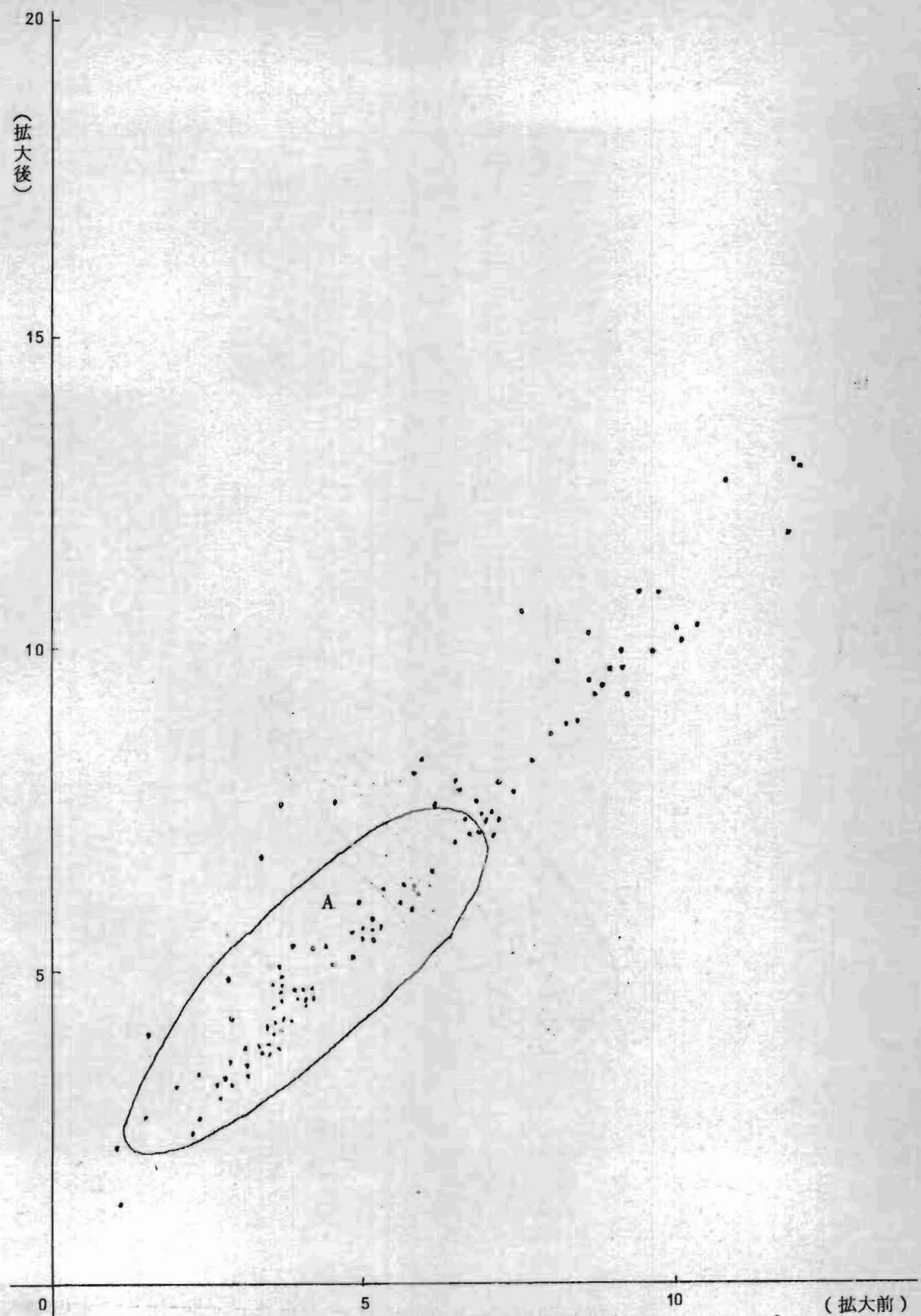
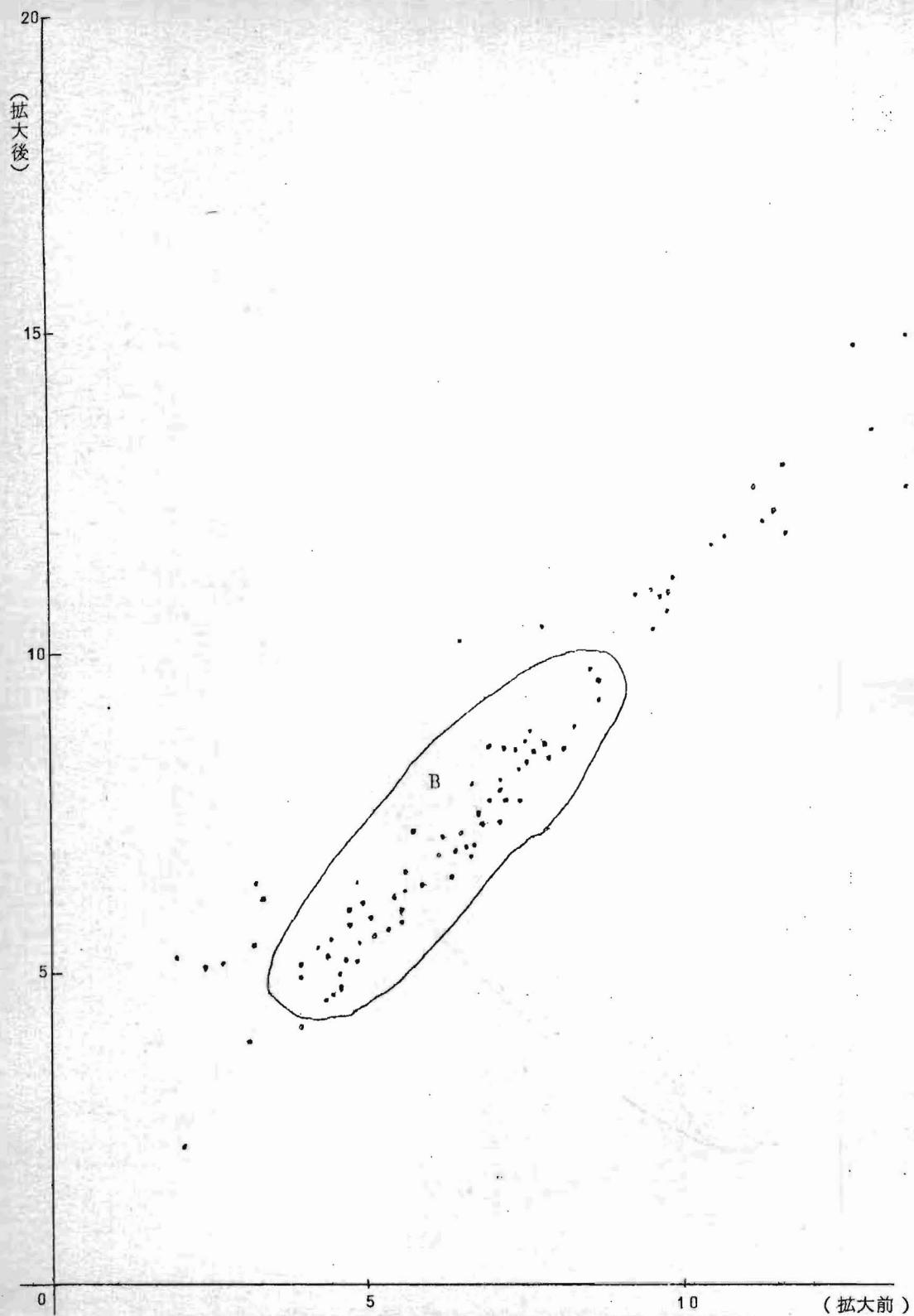
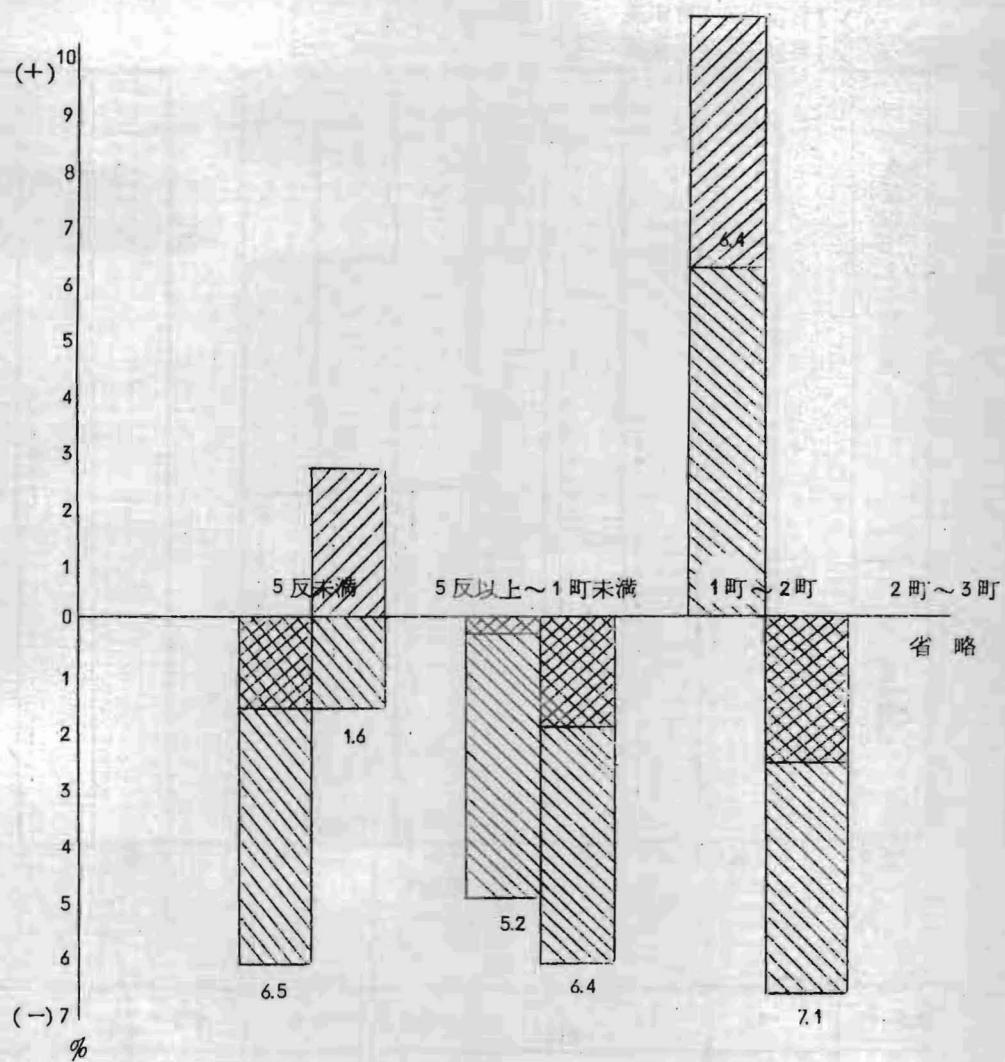


図 8-2-4 (その 1) 受手の拡大前後における相関関係〔S44. 3条より〕





農家数の減る率をさしひいたもの

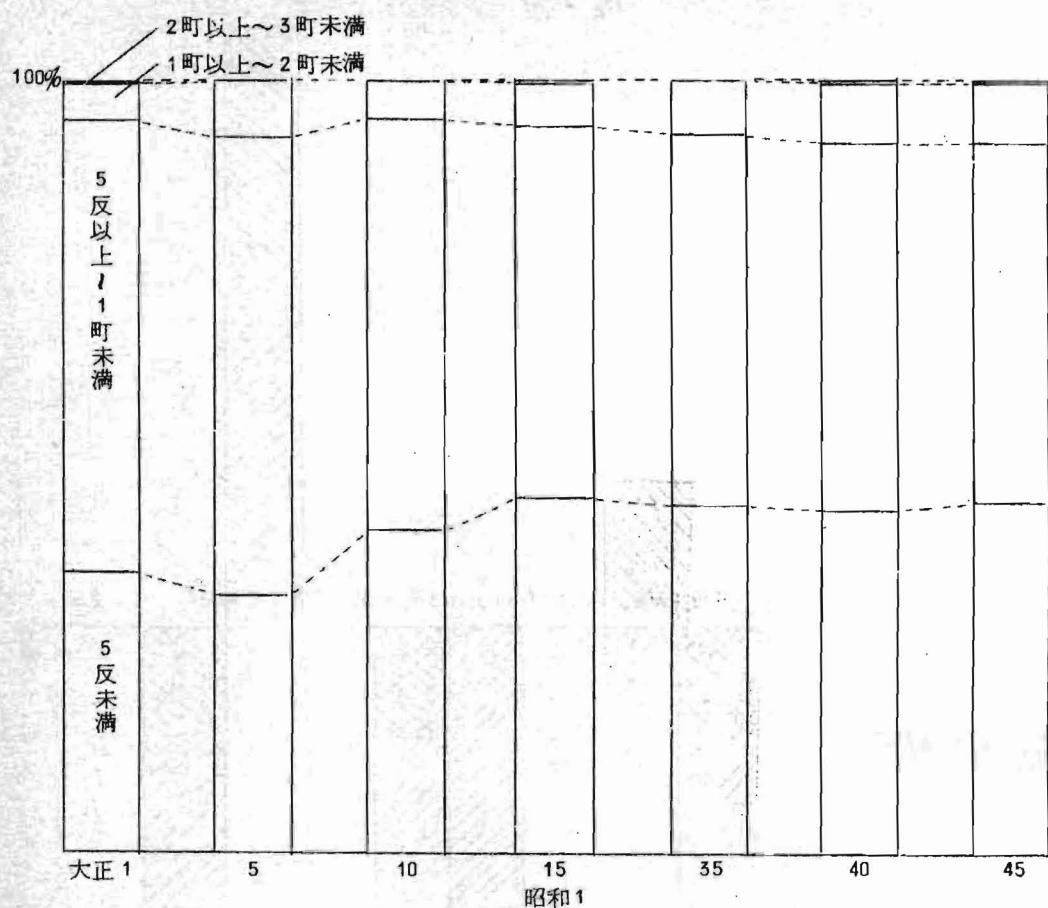
農家減数 35年～40年 - 4.9%

40年～45年 - 4.4%

左 S.35～S.40年

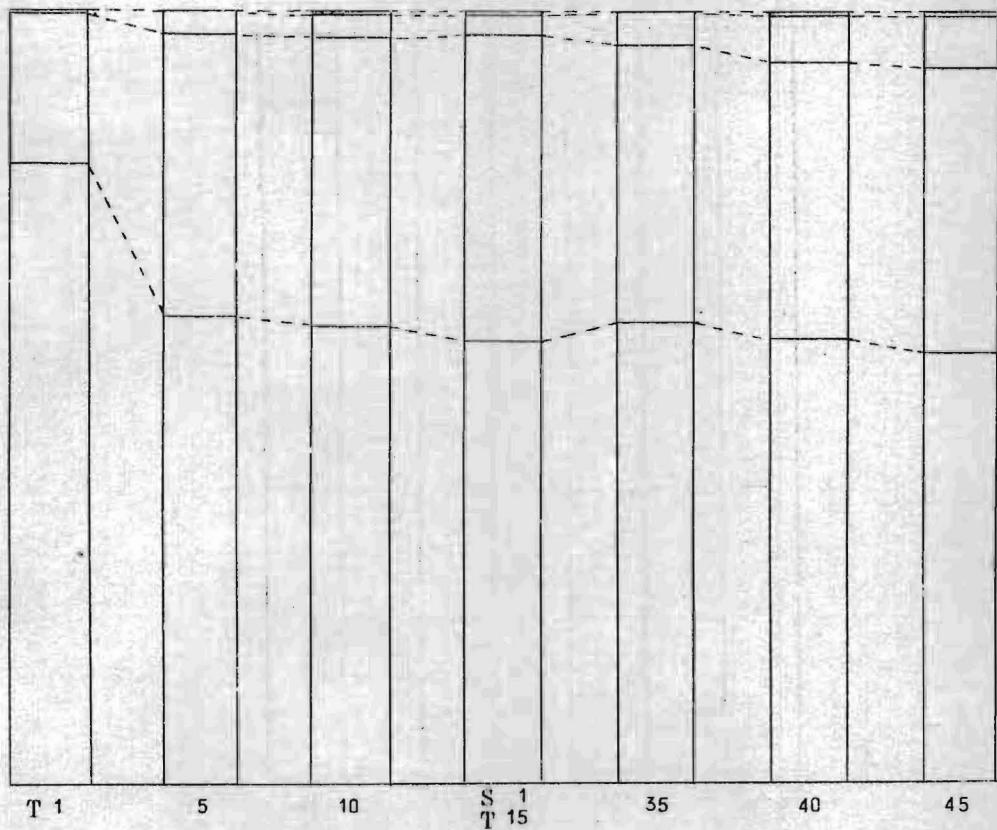
右 S.40～S.45年 (農林業センサス)

図 8-2-5 経営耕地規模別にみた農家数の増減



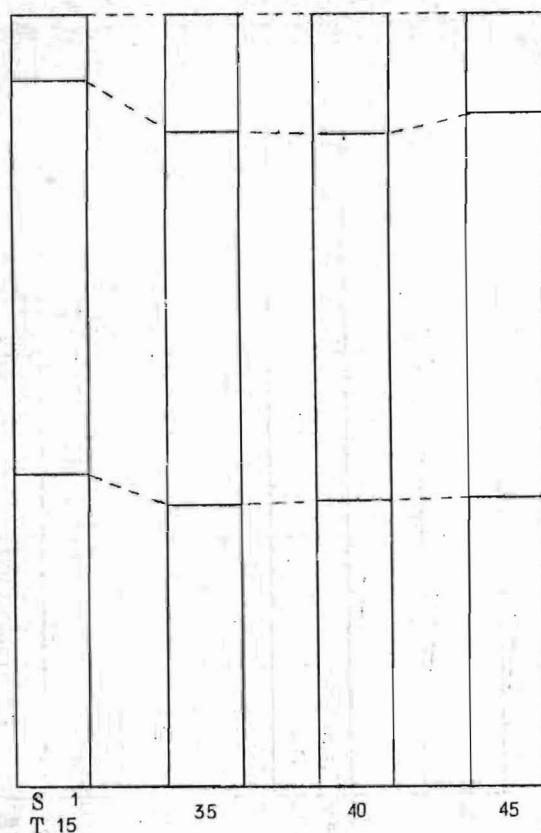
大正 1		5		10		昭和 1		15		35		40		45		
728	35.7	645	33.5	810	41.8	1,289	44.9	1,521	45.0	1,422	44.2	1,399	45.5			5反未満
1,200	58.9	1,163	59.0	1,028	53.0	1,356	47.4	1,620	48.0	1,536	47.8	1,437	46.8			5反以上～1町未満
105	5.2	146	7.5	97	5.0	218	7.5	236	7.0	251	7.8	233	7.6			1町～2町
2	0.2	0	0	1	0.2	1	0.2	0	0	2	0.2	2	0.1			2町～3町

図 8-2-6 (その1) 経営土地面積の変化 (矢掛町)



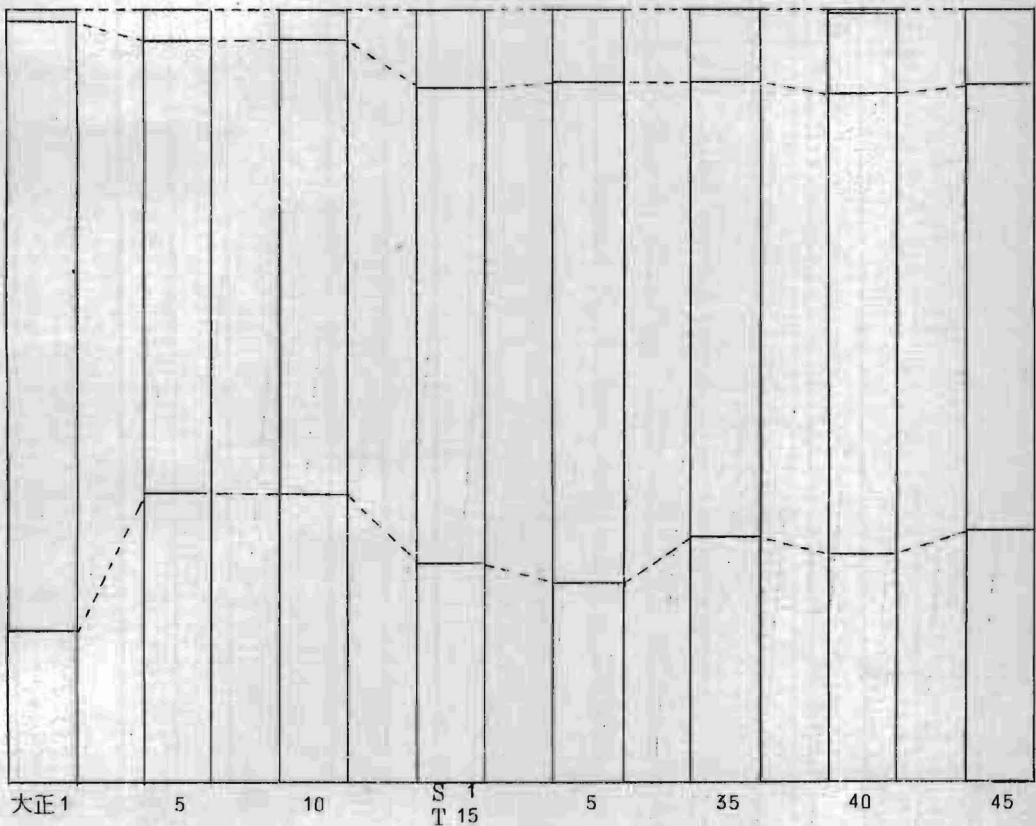
	大正 1	5	10	昭和 1 15	35	40	45
5 反未満	8.15	6.15	5.94	5.85	6.03	5.81	5.60
5 反以上～1町未満	18.0	35.4	37.4	38.4	35.6	35.7	37.1
1町～2町	0.5	3.1	3.0	2.9	4.1	6.0	6.5
2町～3町	0	0	0.2	2.2	0	0.2	0.4
戸数合計	560	488	463	448	458	420	383

図 8-2-6 その4 経営土地面積の変化(矢掛)



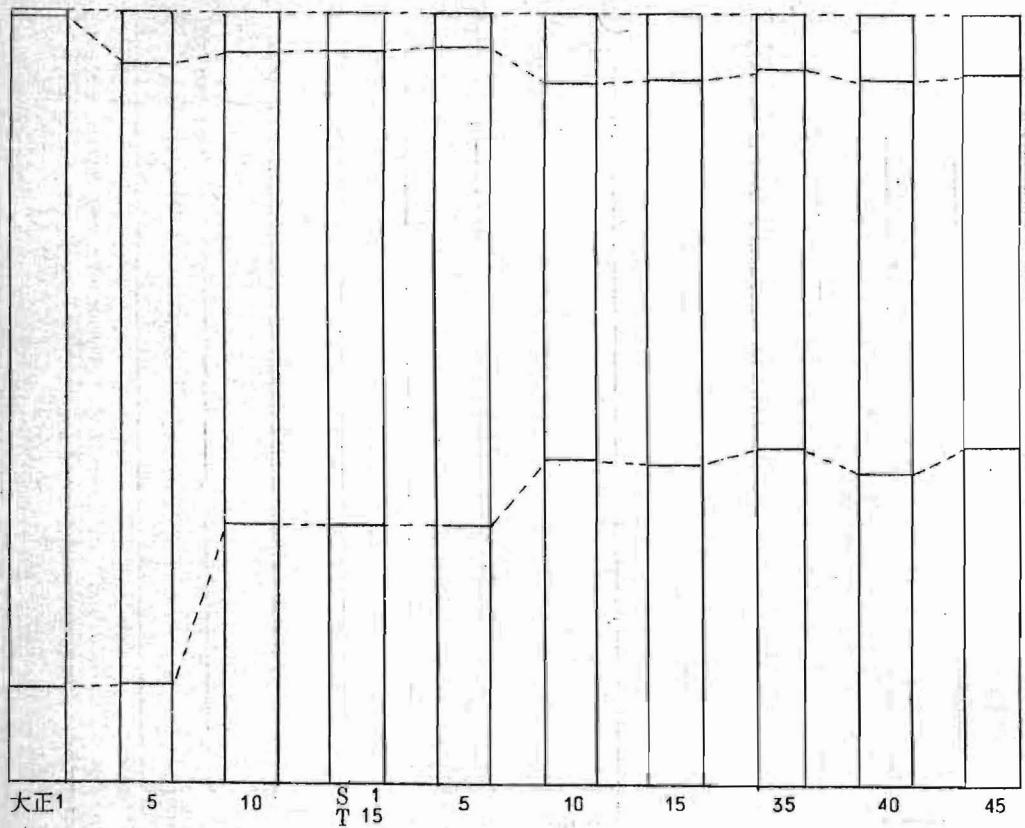
	昭和 1 大正 15	35	40	45
5 反未満	4 1.3	3 6.4	3 6.6	3 7.0
5 反以上～1町未満	5 1.4	4 8.7	4 8.0	5 0.8
1町～2町	7.3	1 4.9	1 5.4	1 2.2
2町～3町	0	0	0	0
戸数合計	4 9 0	5 0 5	4 9 5	4 6 8

図8-2-6(その5)経営土地面積の変化(三谷)



	大正 1	5	10	昭和 1 15	5	35	40	45
5 反未満	19.5	37.6	37.4	29.2	26.7	33.0	31.3	34.5
5 反以上～1町未満	78.6	59.0	60.0	62.0	65.0	59.4	60.6	57.8
1町～2町	1.9	3.4	2.6	8.8	8.3	7.6	7.9	7.7
2町～3町	0	0	0	0	0	0	0.2	0
戸 数 合 計	486	476	469	479	468	476	457	441

図 8-2-6 (その 2) 経営土地面積の変化 (美川)



	大正1	5	10	昭和1 15	5	10	15	35	40	45
5反未満	1.29	13.0	34.2	33.6	33.9	42.4	42.1	43.7	41.4	44.3
5反以上～1町未満	8.66	80.7	61.1	62.4	60.5	48.6	49.6	48.9	49.4	47.2
1町～2町	0.5	6.3	4.7	4.0	5.6	9.0	8.3	7.4	9.2	8.5
2町～3町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
戸数合計	560	556	555	545	552	531	527	567	531	519

図8-2-6(その3) 経営土地面積の変化(山田)

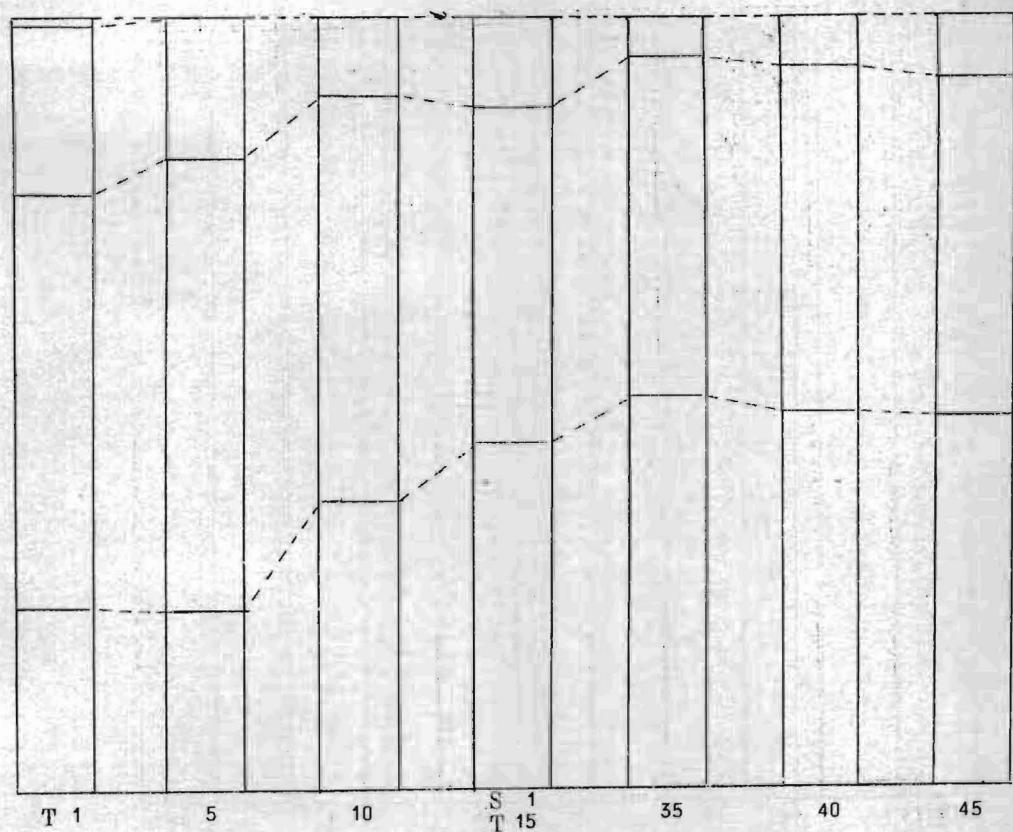
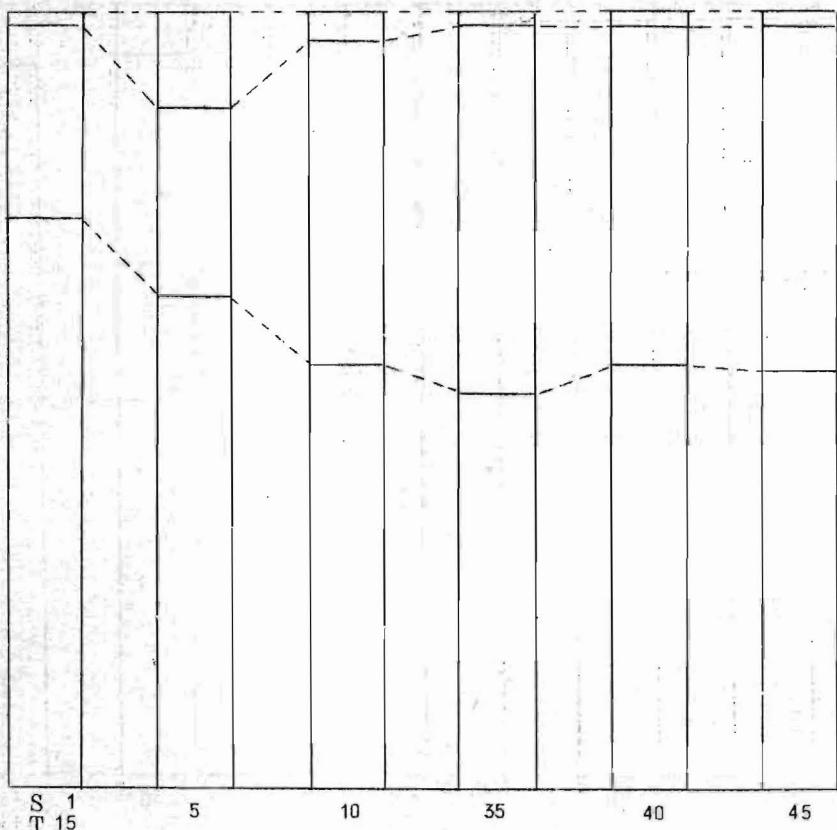
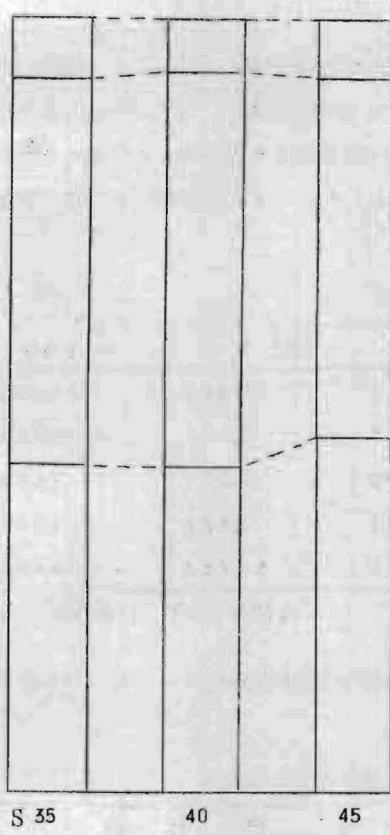


図8-2-6(その6)経営土地面積の変化(小田)



	昭和 1 大正 15	5	10	35	40	45
5反未満	74.0	64.3	54.5	51.2	55.4	55.2
5反以上～1町未満	24.3	22.9	41.9	47.2	43.2	43.1
1町～2町	1.7	12.8	3.6	1.6	1.4	1.7
2町～3町	0	0	0	0	0	0
戸数合計	408	407	399	439	424	413

図8-2-6(その7) 経営土地面積の変化(川面)



S.35 40 45

	昭和35	40	45
5反未満	42.2	42.6	46.6
5反以上～1町未満	50.4	50.7	45.5
1町～2町	7.4	6.7	7.9
2町～3町	0	0	0
戸数合計	502	493	479

図8-2-6(その8) 経営土地面積の変化(中川)

注) $\left\{ \begin{array}{l} T.1 \sim S.1 \\ 35 \sim 45 \end{array} \right. , \quad \begin{array}{l} \text{現勢調査簿} \\ \text{世界農林業センサス} \end{array} \right\}$ より
—419— 作成

(4) 果樹・工芸作物・養蚕の盛衰

a) 養蚕について

矢掛町の養蚕業に入る前に全国的にその概観をみてみると、経済的に占めている地位が高いことがわかる。開港以後外貨獲得に偉大な功績をあげ、国家経済の大資源となりつつあったことはよく知られている。従って養蚕業は元来貿易を主たる目標として栄えてきた産業である。⁽⁴⁾ ところで明治時代の世界産額は2万トン台であったが、5万トンを越えるに至ったのはわが国の増産のためである。

表8-2-11 世界生糸産額

(t)

	昭和 8 年	昭和 9 年	昭和 10 年
日本	42,161	45,245	43,609
中国(輸出)	6,165	4,437	5,574
イタリア	3,408	2,835	1,685
朝鮮	1,596	2,126	1,909
計 その他	55,194	56,716	54,785

(昭和 18 年 日本国勢団会)

日本が大幅増産したのは一に米国の消費が旺盛になつていったためであり、その輸出の割合は表8-2-12に示す通りである。

表8-2-12 わが国の生糸の生産と輸出入

	生 产	輸 出	輸 入
大正 1	13.7	10.2千t	149.7百万円
	10	23.4	15.7
昭和 1	34.1	26.6	73.4
	5	42.6	28.6
9	45.2	30.5	29.7
	10	43.6	33.3
11	43.7	30.3	39.3
	12	42.3	28.7
13	41.9	28.7	30.4
	14	42.3	23.2
15	42.8	50.6	19.9
	16	32.1	9.0
17	28.4	0.5	72.9
	18	15.9	46.7
19	6.2	0.7	50.5
	20	4.3	0.1
21		5.0	22.5
		1,296.6	4.9
			1,261.7

(昭和 23 年 日本国勢団会)
—420—

米国においては生糸の輸入額のうち日本からのものが占める割合は昭和初期から 15 年ごろにかけては 9 割前後ものである。

昭和初年ごろ生糸輸出は値も高かったので、7 億～8 億円にのぼり、さらに各種の絹製品輸出を加えると、蚕糸関係の輸出総額は 10 億円にも達し当時のわが国の輸出貿易は 20 億円内外であったから、我が国は生糸を米国へ売ることによって他の必要な生活資料を諸外国から輸入し得たのである。昭和 12 年 7 月の支那事変、16 年の太平洋戦争などの転期をみていくと、昭和 12 年 2 月には糸価安定施設法がしかれ輸出品として一定維持され、価格の統制が行われた。昭和 16 年 3 月には蚕糸業統制法が発布され各市町村には組織がつくられた。また全体の統制として日本蚕糸統制株式会社がつくられた。また海外輸出の体制も整えられつつあった。が、わが国生糸輸出に最後の止めをさしたのは昭和 16 年 7 月の米英の資金凍結令である。これにより日米間の貿易は不可能になり生糸の輸出も全面的に停止された。そのため国内で消費し東亜共栄圏内で有効に利用する方向へ進まねばならなかった。蚕糸は東アジアの特産品といってよく世界産額の 8 割は日本の産額であった。昭和 20 年にはわが国の食糧 綿花、その他の不足物質の輸入を必要とすることから、蚕糸がその見返品として再び対外的となった。しかし戦後は化学繊維、特に合成繊維の発達から輸出も減少し、重化学工業の発達から貿易構造も変化して、貿易上の役割は大幅に低下した。また農地改革や、農村労働力の減少から繭の生産は戦前の 30.3%，生糸 47.5% にそれぞれ縮少した。しかし国民所得の増大や若年労働者の賃金上昇もあり、国内消費が戦前の 2 倍以上に増大し 1966 年以降は輸入が輸出を上回り、今ではイタリアと世界第 1 位を争う輸入国となった。表 8-2-13,

14

表 8-2-13 わが国の養蚕業推移

	1930	1955	1965	1966	1967	1968
桑園面積(千ha)	708	187	164	162	161	162
養蚕戸数(千戸)	2,216	809	514	478	467	455
繭生産高(千t)	39.92	11.44	10.55	10.54	11.45	12.10

(農林省「養蚕統計年報」1968年)

表 8-2-14 世界の生糸輸出入

	輸出		輸入		
	1967	1968	1967	1968	
中華人民共和国	4,500	3,300	イタリア	1,807	1,461
韓国	916	1,056	日本	1,742	1,225
日本	224	566	アメリカ合衆国	1,168	1,051
イタリア	558	466	フランス	717	707
ブルガリア	144	161	スイス	503	364
スイス	100	57	イギリス	192	211

(日本絹業協会「国際絹業協会会報訳文」)

(b) 矢掛町における養蚕

矢掛町に養蚕が入ってきたはっきりした年はわからないが、歴史的に調べてみると、

明治 5 年 1 月 8 日 小田県桑茶抜荒を禁ず

明治 6 年 10 月 小田県養蚕に就き布達す

明治 18 年 小田郡に桑園試作地及び蚕業講習所を開設す

明治 22 年 小田郡の有志大いに養蚕に奨む

と、いう記録が残っており明治の中ばごろには、すでに行われていたらしいのである。また小田川沿は度重なる氾濫のため、他の作物にはあまり適さず、また良質の桑ができることからだんだんと盛んになったようだ。しかし矢掛町全体に養蚕が普及したのは大正時代となってからである。（表 8-2-15）一戸平均産繭収入は全国平均には劣るがかなりなものを農家にもたらしていた。

表 8-2-15 岡山県及び矢掛町の養蚕業の推移

年 次	養 蚕 戸 数		蚕種掃立数量		繭 生 度 数 量		桑 園 面 積	
	矢 掛	岡山県 戸	矢 掛	岡山県 枚	矢 掛	岡山県 石	矢 掛	岡山県 町・反
明治 25		10738				10,120		1091.8
35				17,427		14,329		2332.3
45				35,874		32,268.0		3020.6
大正 5	167	20,799	262	41,385	2813	45,179.2	31.7	3778.2
10	561	29,726	1599	177,679	3505.3	80,331.6	108.0	6023.6
昭和 1	1328	45,996	4865	289,721		1,667,371	288.6	8590.8
15	1377	55,301	4,679	323,759		2,171,192	838.7	13,572.6
昭和 5								
10		40,051		205,6454		1,364,689		9,418.2
11		38,613		197,4836		1,350,613		8878.9
12		36,131		194,2199		1,347,519		8666.4
13		31,318		154,6036		1,043,084		7794.6
14		28,308		132,0753		917,687		6850.7
20		10,286		378,204		186,176		1852.8
24		5047		173,117		114,988		1229.0
25		4996		177,970		117,760		1049.6
26		4,673		161,194		104,716		806.4
30	544	3670	33,804	15,268	20,449	40,6178		704.1
40		1720		7516		233,350		456.0

注) 岡山県の資料…岡山県統計年報(明治 35 ~ 昭和 14, 25 ~ 40 年)

岡山県治一班(明治 25 年) 農林省統計表(昭和 20 ~ 24 年)より作成
矢掛町の資料…世界農林業センサス・現勢調査簿より作成

(参考までに昭和の初期ごろの教師の給料は月30円程度だった) (表8-2-16)

表8-2-16 一戸平均産収入

	矢掛町	全国平均
大正 1	97円	円
5	112	
10	128	
昭和 1	164	291
2	191	422
3	168	320
4	164	236
5	89	254

注) 世界農林業センサス、野中幸兵衛著
『養蚕』より作成

取引はもっぱら仲買人を通して行われたが、井原方面などへ売りに行ったりなど非常に盛んであった。しかし戦争前には能率が今日ほどあがらず、若い労働力はとられ、また戦争で輸出がきかなくなつたため桑園整理を奨励され、そして絹が合成繊維と競合できないという見通しから第2次大戦を境として矢掛町でも急に衰えた。(表8-2-17)

表8-2-17

矢掛町の養蚕戸数の推移

	養蚕戸数(年間)
昭和 26	698
27	679
28	621
29	590
30	544
35	346
40	236
45	243

注) 世界農林業センサスより作成

(c) 矢掛町の果樹・園芸作物

大きな流れは一部養蚕の後身として導入されている。商品作物として栽培されており、蘭草、タバコ、果樹、園芸作物があげられる。果樹は昭和10年ごろ導入され、もも・なし・ぶどうが中心である。ももとしては、現在植えられているのは、いわゆる2代目である。つまり養蚕の後身として多くは昭和15・6年に転換し、全盛期を20年頃にむかえた。そして続いて現在あるももを戦後植えたのである。品種は第I期は、すいみつとう・天津・土用・アモスなどで、第II期は岡山わせ・大久保・すなごわせなどである。なしについては若林地区をあげてみたい。この地区は昨年から発足した果樹研究会へ52軒のうち10軒が加わっている。品種は幸水・ヤグモ・オクサン・20世紀である。また現在では低地配管の防除や機械化で時間を能率的に活用している。生産者と業者で共同して市場を開き、半分は組合を通し倉敷、笠岡、井原方面へ販売している。た

だしオクサンは主として京阪神地区へ出荷されている。(表8-2-18, 表8-2-19)

表8-2-18 果樹栽培 規模別農家数

	10a未満	10a~30a	30a~50a	50a以上	計
1960年	472	253	51	15	692
1970年	377	257	72	14	720

注) 世界農林業センサスより作成

表8-2-19 品目別果樹栽培の推移

		もも	ぶどう	日本なし
1963年	栽培面積a	959a	266	※
	うち成園面積	711a	116	
	収穫量	449t	85	
1968年	栽培面積	620	280	※
	うち成園面積	530	260	
	収穫量	524	341	
1973年	栽培面積	310	210	40
	うち結果樹面積	310	200	30
	収穫量	291	216	23

(岡山農林水産統計年報)

注) 日本なしは1963年1968年毎の統計がない。

ビニールハウスの園芸作物が最初に行われたのは昭和36.7年のトンネル作りのナス、ピーマンが最初である。また昭和37.8年には町の指定としてキューリをつくり、40年ごろにはイチゴもはじめられた。これらはすべて農協が指導し、農協にすべて出荷されている。(表8-2-20)

表8-2-20 品目別園芸作物栽培の推移

		キュウリ	なす	いちご
1960年	生産戸数	4,478	5,203	
	収穫面積	660a	1,210a	
	販売戸数	45	45	
1965年	生産戸数	1,670	1,540	
	収穫面積	3,440a	700a	
	販売戸数	649	174	
1970年	生産戸数	1,861	1,981	514
	収穫面積	1,841a	250a	267a
	販売戸数	300	43	64

注) 世界農林業センサスより作成

(4) 畜産の動向

a) 矢掛町における畜産

矢掛町内の畜産の状況は、やはり主流とは言えないけれども、しかしながら畜産の振興を目ざして矢掛町畜産公社を設立、及び昭和43年度に大規模草地改良調査計画地区採択に伴い小田地区大規模草地開発事業が計画され、矢掛町関係としては、宇角団地が完成し業務を開始している。宇角団地については、後述するが、その他町内にいたる所で鶏舎や牛舎が見られ、町全体にわたって普及している様である。

b) 牛馬頭数及び養鶏の変遷

(i) 戦前の状況

戦前の飼養状況についての資料で、最も古いものは現勢調査簿であるが、これも欠損や不明の部分が多いので大まかな状勢しかつかめないのが残念である。又、矢掛町は7カ村が合併してきたのであるが、内6カ村しかなく、中川地区が不明である。(表8-2-21, 22, 23)

表8-2-21及び表8-2-22についてみると、戦前は、田畠を耕すために牛馬を使用していた事もあって、役牛については、各戸1頭ないし2頭(仔牛も含む)平均飼養しており、その総頭数はかなり多い。馬についてみると、頭数は比較的少ないのであるが、1戸に1頭の割合で飼養されており、ほとんどの農家は、役畜のために、牛が馬を1~2頭飼養していたことを示している。頭数の方も、牛馬とも多少の変化がみられる位で、ほとんど変化はないが、ただ馬は、除々に少數になりつつあると思われる。牛と馬を比較してみると、牛の方が圧倒的に多いが、これは、耐久力の強い事や、仔牛の売買による副収入がある事等が理由であると思われる。

表8-2-23の鶏についてみると、各地区とも飼養戸数はさほど変化が見られないのに、羽数は、かなり増加しており、これは経営規模が拡大されたことを示していると思う。また、飼養羽数の増加に伴い産卵個数も当然増加しているが、飼養羽数の増加率に比べて産卵個数の増加率が格段に高いのは、飼養方法の変化や、飼料の改良等によるものと見られる。

以上のことから、農耕に必要であった牛馬の飼養は当然のことであり、特に畜産として取りあげられるのは養鶏のみであると言える。また乳用牛についての資料をみると、わずかに矢掛地区のみで、3~4頭飼養されていたにすぎず、戦前では酪農はほとんどなされていないと言ってよい。

(表8-2-24)

(ii) 戦後の飼養状況

戦後になると、それまでは農耕に必要な役畜として、また肥料をとるために飼養されていた牛馬は、農耕の機械化や化学肥料の普及とともに次第に減少し、現在に至っている。表8-2-25及び図-8-2-7に見られるように、昭和30年代から昭和40年代にかけて、牛馬とも非常な減少をとり、特に昭和38年と昭和39年の1年間に激しい減少を示している。このように役畜としての牛馬の減少には、先にも述べたように、昭和30年代から農村に浸透してきた耕うん機をはじめとする農業

の機械化が第一の原因である。また人手不足によって機械化が促進され、それが牛馬の減少をもたらしたものとみるのも妥当であろう。現在では、役牛として飼育されているものはほとんどなくなり、わずかに肉用牛として飼養しており、それも少数の農家が肉用牛をつくるのに専業化してきているようである。

戦後の特徴として、戦前わずかしか見られなかった乳用牛が時代の流れや、農家の収入をふやす目的のため徐々に増加してきたことである。表8-2-25からも見られる様に飼養頭数は年々伸びており特に1戸当たりの飼養頭数が昭和33年には1.6頭であったのが、昭和46年には6.3頭と、約4倍になったことであるが、この主な原因は牛乳の需要の急速を伸びや、細密化によって農業へあまり手がかかるなくなった事及び、農業生産による収入が低く、それを補うために兼業化したもの等が考えられる。しかしながら、兼業としての酪農では人手不足などから、一戸あたりの飼養頭数にも限度があり、大規模経営のためには専業化する必要があることなどから、兼業としての酪農は発展性に乏しいと思われる。

一方戦前から比較的さかんであった養鶏は戦後も引き続きさかんであるが、(表8-2-25) しかしながらその経営規模をみてみると表8-2-26のように、1戸あたりの飼養羽数が大正元年には3.7羽だったものが、昭和5年には約5倍になり、さらに5年後には10倍以上に伸びが目立ち、戦後はますます経営規模が拡大され、昭和45年度では263.6羽にも達している。このような経営規模の拡大の要因としては卵価の値上がり、兼業としては比較的やりやすい等があると思うが、これも一戸の農家でやれる規模には限度があるのと、飼料などの貢上がりの割には、卵価が安い等の理由によって、ある限度以上には伸びにくいものと思われる。

○) 家畜の飼養頭数と農地の関係

農業との兼業として畜産が行なわれている場合が多い矢掛町での、畜産と農業の関係を考えてみよう。表8-2-27からみると、耕地の所有面積が0.7~1.0ha未満の農家が、乳用牛、役用牛ともに多く、ついで0.5ha~0.7ha未満の農家が多い。この現象は、昭和35年、昭和45年のどちらにも言えるようであるが、しかし乳用牛については、昭和45年では1~1.5ha未満の農家の方が飼養頭数で第2位になっているのは、多分、牧草地等の関係によるものであろうと思われる。家畜の飼養頭数は、昭和35年から昭和45年の間に、約800頭ほど減少が見られるが、役肉用牛の飼養頭数の比較的多い昭和35年度の家畜の組み合わせにたる農家数と耕地の広狭段階別農家数をみてみると(表8-2-28) 乳用牛と役肉用牛か馬を飼養している農家は非常に少なく、大家畜(牛・馬)を飼養している農家全体の3%に満たない。一方、役牛か馬だけを飼っている農家が圧倒的に多く、全体の約90%をしめている。この表からみる限り複数の種類の家畜を飼養している農家は非常に少なく、一種類の家畜を飼養している農家が多い。つまり、乳牛だけを飼養している農家は、農作業をすべて機械化し、役肉用牛や馬の飼養の必要がなく、そのかわりとして乳用牛を飼養はじめたものと思われる。表8-2-28より、所有耕地面積が0.7ha~1ha未満の農家の家畜飼養頭数が最も多く、これを山林の利用形態別農家数と面積(表8-2-29)及び畠の利用形態別農家数と面積(表8-2-30)との関係をみてみると、やはり耕地の所有面積0.7ha

～1ha未満の農家数及び面積が一位をしめている。つまり山林からの採草及び放牧、畑の牧草栽培面積等は、大家畜の飼養状況と密接な関連を持っているからである。

d) 家畜の飼養農家数と農業収入の関係

昭和35年度についてさらに家畜の組み合わせと、農業収入の関係についてみよう。表8-2-31から、乳牛や役肉用牛、馬の飼養農家数は農産物販売額が10万以上20万未満の農家が最も多く、反対に小家畜（鶏等）の飼養農家数は、2万円以上10万円未満、つづいて2万円未満の農家が上位をしめている。これは大家畜は農業をやっていく上に必要であることもさることながら、乳用牛などとの兼業も農地がある程度必要であり、そこから農業収入があげられると共に、農業収入20万～30万円の農家は兼業でないと、生活を維持していくのがむずかしいからであろう。また、農産物販売額が少ない農家は、農地が比較的少ない農家であろうと思われ、大家畜よりもむしろ小家畜の方が経営上飼育しやすいと思われる。つまり大家畜を飼養するためには飼料となる草をとる草地が必要であり、それは農地の所有面積が多い程有利なためであると思われる。農産物販売額2万円未満の農家で、乳用牛だけ飼養している農家数が少ないのでこの理由によるものであろう。この表から見る限りでは、農産物販売額が、ある程度ある農家が大家畜を最も多く飼養している事になっている。

e) 最近の家畜の状況

表8-2-27からもわかる様に戦後は、役肉用牛・馬が著しく減少し、それにかわって乳用牛が伸びてきているために、最近の特徴としてその乳用牛をとりあげてみた。表(8-2-32)は、昭和45年度の耕地の広狭階別による乳用牛の飼養頭数と飼養規模別農家数を表わしたものであるが、飼養農家数は、耕地0.7～1.0ha未満が最も多くなっている。飼養規模では、0.7～1ha未満の農家は、1～2頭及び3～4頭を飼養しているものが最も多く、10頭前後のものも少数ではあるがある。しかしながら、一般に矢掛町では小規模飼養農家が多い。

次に少数ではあるが存在する肉用牛（ここでは役牛は、ほとんどいない）について同じようなことを見ると（表8-2-33），やはり耕地面積0.7～1haの農地が飼養頭数において最も多く、また規模ではやはり小規模（1頭飼養が最も多い）であるが5頭以上の農家が第2位になっているのもおもしろく、中間の2，3，4頭が少なく4頭は全然ないのである。

最近の畜産の動向としては、全体的にみて減少している。つまり畜産は、割合に人手がかかるし、一日として放つておけないものであるし、このごろの飼料の異常な値上がりや、し尿公害の問題もからんで、伸びなやみの状態にあると思う。しかし新しい方面の試みとして、鶏を採卵のために飼養するのはもちろん、鶏肉の需要の上昇に答えての、プロイラー用の鶏の飼養農家もかなり増加してきているようである。

鶏の飼養状況について、昭和35年と昭和45年を比較してみると（表8-2-34），各地区ごとに分け

てみた場合、昭和35年・45年共に全地区かなりの伸びがみられる。つまり鶏の方面では一般的に、拡大しているのである。この中でも特に三谷・山田・小田地区の伸びがめざましい。その理由としては集団養鶏などの、大規模経営が次々と生まれたからであろう。

f) 今後の畜産経営の問題

今までにも何度か述べた様に、今後の畜産経営については、多くの問題がある。例えば、経営規模拡大に伴なり人手不足や、施設・設備の問題、また、それに伴なって発生するし尿公害及び処理などがある。また、飼料代などの必要経費の異常な値上がり。その反面の畜産物販売額が低いことによる収入減。これらの悪循環によって、今後の畜産経営の問題は、まだまだ山積している状態である。

g) 小田地区大規模草地開発事業計画・宇角団地について。（次頁写真参照）

先にも述べたように、畜産振興方策としてこの事業が実施され、現在の宇角団地及び大倉団地（これは美星町関係なのでここでは述べない）が完成し、宇角団地については、矢掛町畜産公社が利用している。それは、一般に矢掛町育成牧場と呼ばれ、その名のとおり、牛の育成を主な業務としてしている。昭和48年度現在では、まだ工事が完全に終了していなかったけれども、すでに業務は開始しており、これからの大規模化が期待されている。

(i) その規模について

宇角団地は、総面積110.0haで、その内改良草地面積83.19ha、野草地面積26.81haと非常に放牧草地が多く、かなりの利用にも答えられる。

(ii) その施設について

大規模な育成牧場のために施設・設備も大規模であり、また公害等も配慮して、充分な施設がもうけられていた。

(iii) 管理運営機構

矢掛町育成牧場は、矢掛町畜産公社が管理しているのであるが、その運営機構は、図8-2-8のようになっている。

以上のように、矢掛町では、畜産の振興をはかるための施設や設備を充実させており、将来の畜産のしめる位置も大きく変化してくるだろうと思われる。

（竹下裕子）



写真 8-2-2 大規模草地の一部



写真 8-2-4 乾草舎



写真 8-2-1 宇角団地 大規模草地

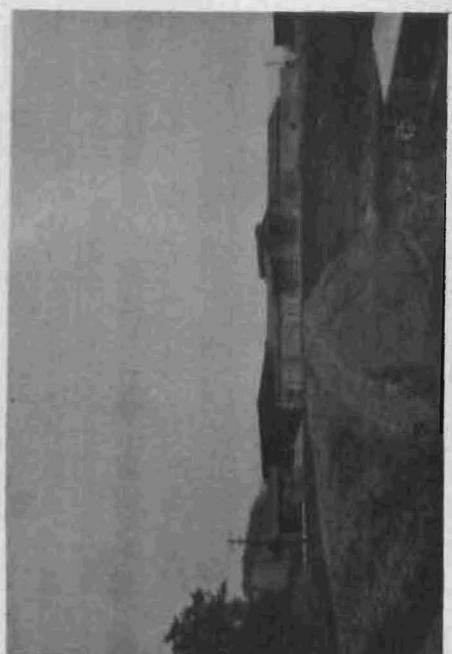


写真 8-2-3 全景

表8-2-21

戦前の役肉牛の飼養状況

		小 田	矢 掛	川 面	
		飼養戸数	頭 数	飼養戸数	頭 数
大 正 元年			1 8 0		1 9 3
	2		1 9 4		1 3 8
	3		2 0 4		1 7 2
	4		1 7 1		1 4 1
	5		1 7 6		1 5 3
	6		1 7 6		1 6 3
	7		1 8 8		1 6 2
	8		1 5 4		1 4 5
	9		1 4 4		1 5 1
	1 0		1 5 1		1 5 2
	1 1	1 9 6	1 9 8	1 7 5	1 9 7
	1 2	1 7 0	1 8 6	1 7 5	2 1 8
	1 3	1 5 1	1 7 8	1 3 4	1 5 0
	1 4	1 4 4	1 4 1	1 2 6	1 8 1
昭和元年	1 5	1 4 4	1 7 7		1 4 7
	2	1 3 2	1 5 8	1 2 2	1 6 0
	3	1 2 4	1 7 0		1 6 0
	4	1 4 1	1 8 8		1 6 0
	5	1 4 2	1 8 7		1 5 3
	6				
	7				1 5 4
	8				1 4 1
	9				1 4 6
	1 0	1 5 0			1 5 0
	1 1	1 4 9			1 5 6
	1 2	1 5 1			
	1 3	1 6 3			
	1 4	1 6 9			
	1 5				

山 田	美 川	三 谷	中 川				
飼養戸数	頭 数	飼養戸数	頭 数	飼養戸数	頭 数	飼養戸数	頭 数
	2 5 3		1 8 8				
	2 3 7		1 9 3				
	2 2 2		2 0 5				不 明
	2 2 5		2 3 0				
	2 2 6		2 3 2				
	2 2 9		2 5 5				
	2 1 5		2 6 0				
	2 1 0		2 5 8				
	2 0 1		2 5 4				
	2 4 0		2 0 8				
2 1 0	2 3 4	2 5 8	2 9 8	1 7 0	1 7 7		
2 0 9	2 3 3	2 5 9	3 0 8	1 6 5	1 6 7		
2 0 3	2 2 6	2 6 9	3 1 1	1 6 2	1 8 6		
2 0 3	2 2 5	2 5 4	2 9 5	1 6 1	1 8 3		
1 9 5	1 9 5	2 2 1	2 5 3	1 3 3	1 5 7		
1 9 7	1 9 7	2 2 1	2 5 7	1 4 1	1 8 3		
1 8 1	1 8 8	2 3 3	2 8 0	1 6 1	1 8 2		
1 8 2	1 9 1	2 3 8	2 7 8				
1 7 5	1 8 7	2 2 7	2 3 9	1 6 5	1 8 1		
		2 3 1	2 8 4	1 5 9	1 7 3		
1 7 3	1 8 3	2 5 1	2 9 6				
1 7 9	1 9 0	2 6 5	3 1 8				
1 7 2	1 8 9	2 6 5	3 2 8				
1 7 5	1 9 8	2 7 2	3 4 7				
2 7 2	2 9 6	2 8 5	3 1 8				
2 6 3	2 8 5						
2 7 6	3 0 4						
3 0 9	3 4 1						
3 0 5	3 3 2						

現勢調査簿より作成

表8-2-22 戰前の馬の飼養状況

		小田	矢掛		川面		
		飼養戸数	頭数	戸	頭	戸	頭
大正元年			7		28		
2			7		38		
3			6		31		
4			6		29		
5			5		25		
6			7		16		
7			4		15		
8			4		22		
9			2		21		
10			1		21		
11	1	1	1	15	18	7	7
12	0	0	0	15		3	3
13	1	1	1	14	16	3	3
14	3	3	3	12	12	3	5
昭和元年	15	1	1			3	5
	2	1	1	7	9	4	7
	3	1	1			4	4
	4	1	1			3	3
	5	1	1			1	1
	6						
	7					1	1
	8					2	2
	9					2	2
	10	0				2	2
	11	1				1	2
	12	1					
	13	2					
	14	2					
	15						

山 田		美 川		三 谷		中 川	
戸	頭	戸	頭	戸	頭	戸	頭
				5			
				5			
				5			
				4			
				4			
				6			
				7			
				6			
				6			
				6			
				5	1	1	
				5	1	1	
				5	1	1	
1	1	5	5	5	1	1	
1	1	5	5	2	2	2	
1	1	5	5	2	2	2	
1	1	4	4	2	2	2	
1	1	3	3	2	2	2	
1	1	3	3	2	2	2	
		3	3	2	2	2	
1	1	2					
1	1	2					
1	1	2					

現勢調査簿より作成

表8-2-23 戦前の鶏の飼養状況

	小 田			矢 掛			川 面		
	飼養戸数	羽 数	産卵 個数	戸 羽	個		戸 羽	個	
大正元年	205	570	3,100	160	1134	62,900			
	206	570	3,100	140	875	15,000			
	209	575	5,000	120	851	16,000			
	280	793	54,600	124	1,123	27,000			
	286	2,207	99,500	189	1,628	31,000			
	286	2,207	99,500	219	1,685	54,000			
	283	1,992	93,305	135	587	40,500			
	299	1,864	98,620	75	250	1,372			
	349	1,825	10,778	124	505	2,580			
	359	1,838	33,080	167	250	2,670			
	323	3,760	133,000	147	1,185	40,000	320	4,600	14,500
	322	3,760	133,000	155	770	45,032	323	2,102	6,000
	263	2,313	111,430	259	2,088	92,400	444	4,600	11,990
	266	2,390	120,000	276	2,198	98,330	264	5,220	15,202
昭和元年	15	285	3,077	132,330					
	2	284	4,136	179,980					
	3	304	6,068	226,200			290	2,640	115,754
	4	320	8,206	410,000			295	3,037	148,560
	5	289	8,869	440,000			296	2,650	163,800
	6	294	13,469	479,100					
	7						218	8,411	69,6985
	8						218	8,411	69,6998
	9						210	7,730	76,0000
	10	241	11,634	715,135			215	7,680	80,0000
	11	216	15,764	1,369,368			215	7,680	80,0000
	12	166	11,932	1,211,700					
	13	197	12,049	1,187,380					
	14								
	15								

山 田			美 川			三 谷			中 川		
戸	羽	個	戸	羽	個	戸	羽	個	戸	羽	個
187	548	70,450	120	230	960						
165	500	56,820	130	520	22,812						
188	658	40,950	132	474	22,050						
265	995	44,220	172	875	45,760						
402	1,463	63,400	263	2,453	87,948						
280	973	43,280	265	2,110	87,875						
296	1,135	62,400	260	1,358	64,000						
227	820	48,200	249	1,119	54,610						
230	791	48,700	248	963	50,165						
237	1,432	117,840	247	968	47,750						
237	1,432	117,840	248	1,210	51,000	236	2,510	12,000			
224	1,204	106,540	253	1,264	65,800	309	1,581	102,300			
301	1,682	115,140	222	1,238	59,320	289	1,897	96,900			
271	1,377	82,160	266	2,547	141,280	269	1,850	59,083			
253	1,451	903,60	262	3,111	171,875	280	4,526	115,330			
192	2,172	151,440	294	3,254	199,875	299	4,129	334,938			
194	2,116	148,720	314	3,127	212,750						
194	2,405	129,910	304	3,642	24,232	256	2,909	52,520			
211	3,009	117,920	296	3,230	212,950	282	4,070	186,970			
			287	7,407	43,761	280	6,617	208,430			
217	6,010	623,000	297	8,738	750,150						
198	4,894	437,100	261	5,840	303,450						
212	4,762	434,500	291	8,297	538,500						
201	4,495	52,450	253	8,360	591,600						
206	8,735	817,510	141	4,915	415,370						
209	13,000	891,000									
249	16,961	136,452									
252	16,700	1472,180									

表8-2-24 戦前の乳用牛の飼養頭数

矢掛地区のみ		
	飼養頭数	搾乳高
大正元年	0	石斗
2	0	
3	3	5,7
4	4	25,0
5	4	72,0
6	5	90,0
7	3	156,0
8	5	25,0
9	6	50,0
10	7	60,0
11	3	22,0
12	3	25,0
13	4	31,0
14	4	33,0
昭和元年	15	
2	3	25,0

表8-2-25 近年家畜の飼養状況(岡山県)

役肉牛(全町)		
	飼養農家数	頭数
S・30		108
31		110
32		184
33	130	213
36	235	398
38	235	398
39	209	582
40	209	582
41	170	640
42	176	640
43	190	580
44	150	580
45	117	707
46	101	638

表8-2-27 耕地の広狭段階別飼養農家数及び頭数の変化(1960年センサス)

	昭和35年					
	乳用牛		役肉牛		馬	
	戸	頭	戸	頭	戸	頭
0.3ha未満	4	4	38	41		
0.3~0.5ha //	50	53	247	251	不	1
0.5~0.7ha //	69	107	562	582		1
0.7~1.0ha //	99	171	637	692	明	2
1.0~1.5ha //	33	63	191	208		2
1.5~2.0ha //			9	10		
2.0~2.5ha //						
2.5~3.0ha //						
3.0~5.0ha //						
計	235	398	1,684	1,784		6

表8-2-26

統計年報及び、市町村勢要観より)

1戸あたりの鶏の
飼養羽数の変化

馬		乳用牛		鶏			
飼養農家数	頭数	飼養農家数	頭数	飼養農家数	羽数		羽数
5	13		108			大正元年	3.7
	7		110		25,145	5	6.8
	10		184			10	4.4
	5	130	213		80,209	15	11.3
	6	235	398		53,337	昭和 5	15.9
	6	235	398		53,337	10	35.4
		209	582	1,665	107,350	3.9	64.4
	3	209	582		107,350	41	90.0
		170	640	1,920	172,800	42	90.0
		176	640	1,920	172,800	43	125.9
1		190	580	1,570	197,600	44	174.3
		150	580	1,620	282,300	45	263.6
	1	117	707	1,665	326,900		
		101	638	1,100	177,600		

昭和45年					
乳用牛		役肉牛		馬	
戸	頭	戸	頭		
1	19	6	9		
16	95	44	75		
28	135	146	187	不	明
53	241	204	467		
23	152	68	139		
3	18	3	3		
1	15				
1	10				
1	17				
127	529	471	880		

表8-2-28 家畜の組み合わせによる所有耕地別農家数(1960年センサス)

	大 家 畜 飼 養 農 家 数	中家畜のみ	小家畜のみ		
	乳用牛のみ	乳用牛と役肉牛か馬	役肉牛か馬のみ		
0.3 ha 未満	4		3 9	5 4	3 1 8
0.3 ~ 0.5 ha "	2 9	1	2 4 7	5 7	2 5 3
0.5 ~ 0.7 ha "	5 8	1 1	5 5 3	2 8	1 1 9
0.7 ~ 1.0 ha "	7 2	2 7	6 1 1	1 0	6 2
1.0 ~ 1.5 ha "	2 0	2 3	1 7 8	4	9
1.5 ~ 2.0 ha "			9		7
耕地以外の最低規模 以上に該当する農家				1	2
計	1 8 3	5 2	1,6 3 7	1 5 4	7 7 0

表8-2-29 山林の使用目的別農家数と面積(1960年センサス)

	山林の内採草するもの		放牧するもの	
	戸	ha	戸	ha
0.3 ha 未満	6 戸	1.4 7 ha	戸	ha
0.3 ~ 0.5 ha "	1 1	1.3 7		
0.5 ~ 0.7 ha "	3 6	7.1 3	1	0.3
0.7 ~ 1.0 ha "	4 4	12.7 8	4	0.5 4
1.0 ~ 1.5 ha "	1 3	4.3 7	1	0.0 3
1.5 ~ 2.0 ha "	1	1.0 0	1	0.1 5
計	1 1 1 戸	28.1 2 ha	7 戸	1.0 2 ha

表8-2-30 畑の利用形態別農家数と面積(1960年センサス)

	牧草を作つてある畠		ha	牧草地のしめる	
	農家数	面 積		割合	%
0.3 ha 未満	11 戸	0.3 3 ha	4 7.9 3		0.6 9 %
0.3 ~ 0.5 ha	3 7	1.2 7	7 6.3 8		1.6 6
0.5 ~ 0.7 ha	7 5	3.2 5	13 0.7 5		2.4 9
0.7 ~ 1.0 ha	9 0	4.1 7	18 2.6 8		2.2 8
1.0 ~ 1.5 ha	3 4	2.2 2	6 5.3 8		3.4 0
1.5 ~ 2.0 ha			4.0 8		
耕地以外の最低規模 以上に該当する農家			0.0 9		
計	2 4 7 戸	11.2 6 ha	50 7.3 3 ha	平均	2.2 2 %

表8-2-31 農産物販売額と家畜の組み合わせによる農家数(1960年センサス)

		大 家 畜 飼 養 農 家 数			中家畜のみ	小家畜のみ
		乳牛のみ	乳用牛と役肉牛か馬	役肉牛か馬のみ		
農産物販売額	専業	1戸	0戸	18戸	7戸	59戸
	2万円未満	3	0	78	50	240
2万円以上	専業	19	5	181	19	111
	兼業	16	3	383	51	214
10万円未満	専業	71	26	501	13	55
	兼業	43	7	402	9	73
30万円未満	専業	24	9	49	4	13
	兼業	6	2	25	1	5
合 計		183	52	1,637	154	770

表8-2-32 乳用牛飼養頭数と農家数(1970年センサス)

	飼養農家数 戸	飼養頭数 頭	2才未満のものしかいない家		2才以上の乳用牛を 飼養農家数 1~2頭	
			農家数	頭 数		
例外規定						
0.3ha未満	1	19			1	
0.3~0.5 //	16	95	2	3	14	5
0.5~0.7 //	28	135	5	7	23	9
0.7~1.0 //	53	241	7	7	46	19
1.0~1.5 //	23	152	2	2	21	5
1.5~2.0 //	3	18			3	
2.0~2.5 //	1	15			1	
2.5~3.0 //	1	10			1	
3.0~5.0 //	1	17			1	
合 計	126	702	16	19	111	38

表8-2-33 肉用牛飼養農家数と頭数(1970年センサス)

	飼養農家 数 戸	飼養頭数 頭	仔取りを主とする牛のいる農家		
			農家数	頭 数	内18ヶ月以上の雌
					飼養農家数 頭 数
例外規定					
0.3ha未満	6	9	2	2	
0.3~0.5 //	44	75	24	25	
0.5~0.7 //	146	205	68	73	
0.7~1.0 //	204	467	97	98	
1.0~1.5 //	68	139	38	47	
1.5~2.0 //	3	3			
2.0~2.5 //					
2.5~3.0 //					
3.0~5.0 //					
合 計	416	786	229	245	

飼養している農家（2才未満の飼養の有無に関係なく）の頭数規模別農家数

3~4頭	5~6頭	7~9頭	10~14頭	15~19頭	20~29頭	30~49頭	2才未満の 飼養頭数	2才以上の 飼養頭数
				1			2	17
6	1			1	1		21	71
9	4				1		43	85
19	4	2	2				79	155
6	5	4	1				53	97
1	2						4	14
		1					6	9
		1					1	9
			1				5	12
41	16	8	4	2	2		214	469

肥育中の牛

飼養農家 総 数	総頭数	飼養頭数規模別農家数					
		飼養農家数	1頭	2頭	3頭	4頭	5頭以上
4	5	4	3	1			
17	44	17	14	1			2
53	95	53	45	4		1	3
80	322	80	63	4	3		10
21	68	21	12	4	2	1	2
3	3	3	3				
178	507	178	140	14	5	2	17

表8-2-34 鶏の飼養状況の変化(部落別)

	S. 35年	S. 45年
矢掛	5,768羽	7,731羽
美川	6,996	9,969
三谷	4,889	4,4227
山田	12,278	50,930
川面	9,481	13,026
中川	7,048	10,607
小田	6,877	23,581
合計	53,337	160,071

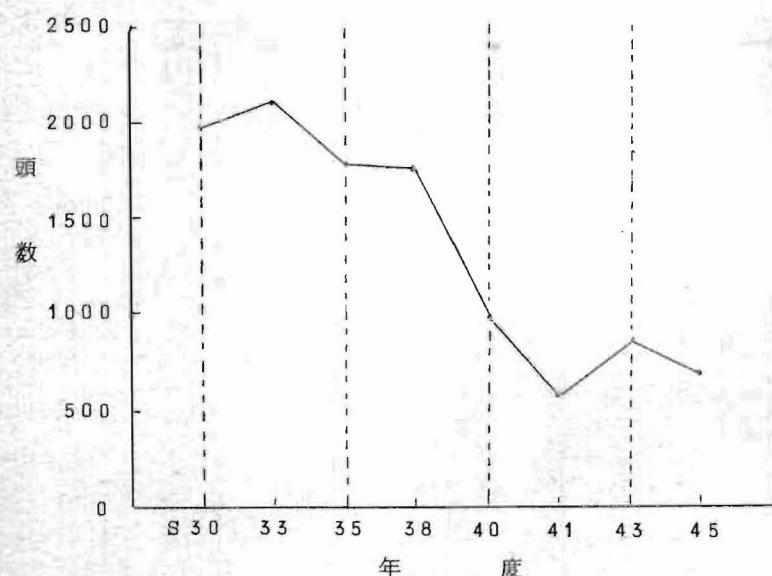


図8-2-7 昭和30年～45年までの役肉牛の頭数の変化
(岡山県統計年報及び市町村勢要覧より作成)

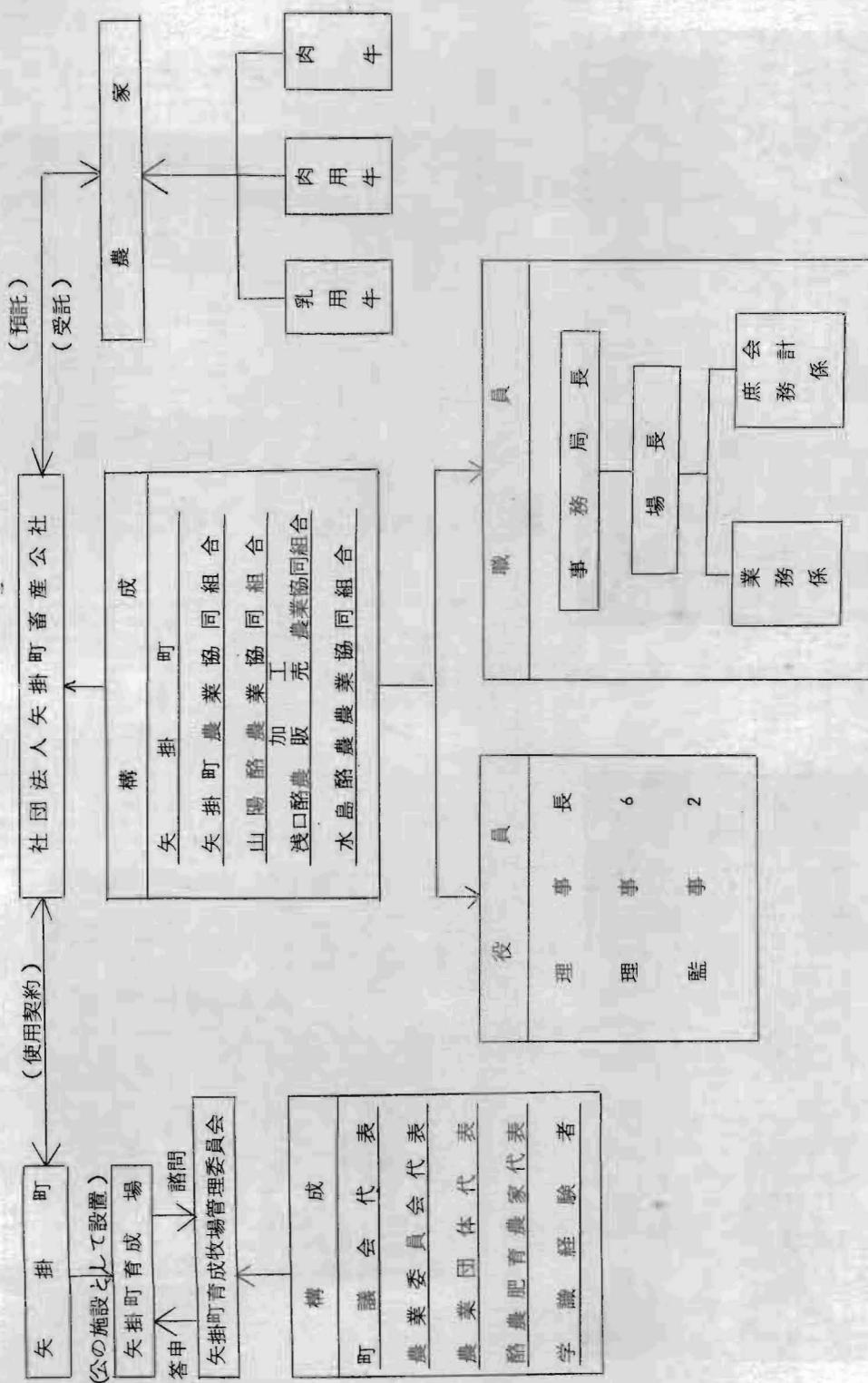


図6-2-8 矢掛町育成牧場の管理運営組織構

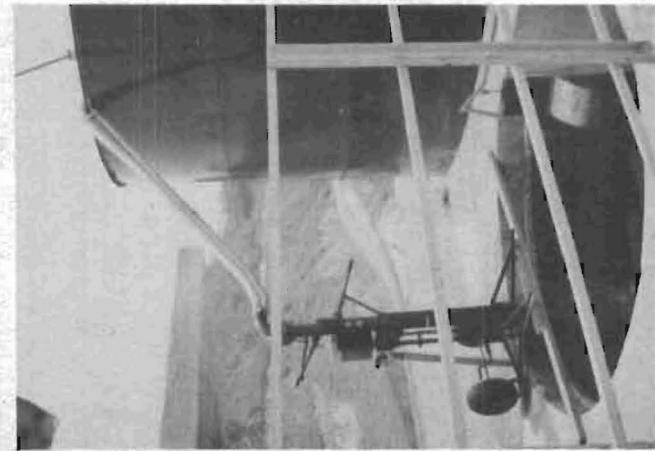


写真 8-2-6 内部と乳用牛の飼養状況

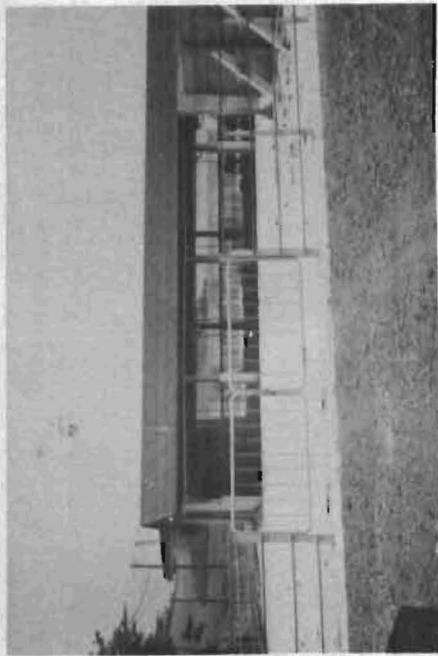


写真 8-2-5 飼育舎

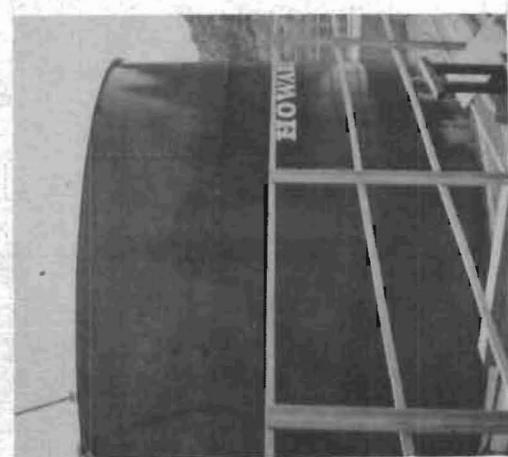


写真 8-2-7 近代的設備のし尿処理

3. 林業

(1) 入会林野の解体と林野の所有

a) 入会林野

藩によって支配されていた藩政時代には、山林原野の所有形態には次の3つがあった。

(Ⅰ) 幕府、又は各藩の直接管理經營するもの、(Ⅱ) 村の管理に属し、村民共同に使用収益するもの、(Ⅲ) 1個人が管理し、使用収益するもので、入会林野といわれるものは(Ⅱ)であるが、これは普通、村山、村持山、百姓嫁山、百姓山、入会山、野山など称され、藩によっては、郷山、家業山、刈敷山などと呼ばれていた。そして、その種の林野の管理は地元村即地籍の属する村においてその使用収益は1ヶ村に限ることも、又数ヶ村共同のものもあり、樹木草類の採取においても全く制限のないものと、制限を受けるものとがあった。当時の村は公的秩序の末端機関であると共に、生産と生活の為の私的共同体としての性格を有しており、共同体としての物質的基礎は、村の財産にあった。村は財産を総合的に所有し、村民は家を介し村を媒介として村の財産を所有し利用していた。村の財産の中には、金穀その他の動産や建物も含まれていたが、基本的には重要なものは山と水であった。「山と水を制する者は世界を制す」とまで言われるように、特に農村においては山と水は大切で、生産と生活にとって必要かつ不可欠のものである。このような共同使用的山林は今日でこそ、その価値は低下したが、当時の閉鎖的で自給自足経済の農村社会においては、きわめて重要なものであった。

入会林野は、古くからの農村の慣習により管理、運営されてきたので特異な性質をもつようになってきた。その特異性をみていくとまず第一に、前にも述べたが、入会林野は閉鎖的経済社会において非常に重要な役割を果した。商品経済が発達しておらず、金肥の使用の乏しかったこの時代においては、特に自林を有しない零細農民は入会林野を共同使用することのできる恩恵を受け、肥料、飼料用の採草、薪炭などの燃料採取、建築用材、屋根葺用の茅の採取をすることができた。第二に、所有権の主体が不明確であり、土地所有権と用益権が未分化であった。入会林野は、普通何々村総持という形で所有権の主体を表わしているが、何々村という村は藩政時代の行政単位であり、近代国家が成立発展するにつれ、その地位は不明確になっていく。又農民も入会林野に対して用益権については、大いなる関心を示すが、地盤所有権には、あまり関心を払わなかった。このことは、明治初年の地租改正時、政府が設定した官有地入会権に納得し、土地所有権を国に委譲してしまうことにみられる。このようなことは、入会林野が藩政時代からの慣習を基礎において存在し、近代法的基礎を欠いていることからおこっているのであるが、それは、やがて入会林野の解体という変革期を迎えた時、大きな弱点となってくる。第三に、入会林野は、「村」=部落を基礎としており、「村」の構造を規定するものとして作用てくる。入会林野は、その林野に入会権をもつ「村」によって管理処分される。「村」は、村民の入会権を厳しく規定し、それによって村民を秩序づけ「村」の構造を形成していく。農村は、村内の結束は強いが排他的であると言われるのは、この関連から生じた特徴かもしれないが、入会林野の解体は、単にそれだけでなく、村落構造にも変化をもたらすのである。

⑥) 入会林野の解体

使用収益に制限がある藩、ない藩と、藩によって異なっていた林野制度も、明治期を迎えると、全国的な規模で統一され明治、大正、昭和にかけて崩壊の一路をたどっていく。日本における林野所有の変化の指標は、「林業経済の基礎理論」によれば、次のように示されている。

- (i) 封建諸侯の領有していた山林は、すべての絶対君主に返還された。1868年、版籍奉還。
 - (ii) 無主山林は言うに及ばず、農村民の利用する山林原野に至るまで峻烈な規模で国家に収奪された。地租改正(1873年)から1900年(森林原野地下戻法による下戻申請終了年)に至る間である。これは、その後の小変化にかかわらず、現在の国有林野の規模をほとんど確定している。
 - (iii) この国有林形成の内部期間において、絶対君主所有林(御料林)が形成された。1885年(官内省に御料局創設)から1900年(御料地及び立木竹下附規程公布)まで。
 - (iv) 絶対主義権力の地方末端権力体である村に村有山林を形成する為、農民の入会地(共同体)を収奪。1889年(市町村制公布)から、1919年(部落有林統一に無償条件たる要件を緩和の間)。
 - (v) 私的大山林所有の形成は、地券交付(地租改正)における名主百姓、その他土豪劣紳による。名請の所有権化による私有林や共同地の収奪、あるいは、地下地質収等。ただし、日本においては、大山林所有といえども、国有林の最終的境界確定がなければ、その所有は確定しなかった。従って、大山林所有の原初的成立は国有林の編成完了(1900年)にほぼ等しい。
- これらの経過をみると、まず国有林の形成がなされ、さらには新しく君主有林さえ、創設された。又、私的大土地所有が形成されると共に、中、小林野所有者や、無数の零細な林野所有者が自余の林野を所有した。全国的にみて、入会林野解体を促す契機となつたものは、上述の林野所有の変化の指標からみれば、(ii)と(iv)の2つがその主なものである。換言すれば、土地制度の改革(近代的所有権の創出)と町村制(中央集権的地方制度)である。

明治6年の地租改正、地所名称区別、明治7年の地所名称区別改正と続く政府の一連の土地政策は、土地の所有関係を明確にして、その流通を保障しようとする意図で出された明治5年の地所永代売買禁制の解除、地代売買譲渡(付地券渡方規則)について、土地所有権の形成をめざすものである。それまで、所有の主体があいまいでいた入会林野も、それを明らかにせざるを得なくなった。そして、所有権が明らかになったところで、地租改正によって課せられる広大な山林原野に対する地租を部落で負担しきれなくなり、不本意ながらも、その所有権を国に委譲してしまう結果となったのである。明治3年以來、政府は殖産興業、士族授産を目的として、商業、資本家、地主などの有産者あるいは、士族に官林、旧村持林野を払い下げてきた。しかし明治6年7月20日、村の財産を没収された農民の反対や沿山沿水上の考慮から、政府は林野無制限払下の差止布告を出し、村持林野の解体は一部にとどまつた。そして、明治6年3月の地所名称区分によって、地所は、皇宮地、官厅地、官用地、官有地、公有地、私有地、除税地の8種類に区別され、公有地は「野方稼場ノ類郡村市域一般公有ノ税地、又ハ無税地」と定義され、旧村持林野は村受公有地として、安全を保障された。しかし、翌年11月の地所名称区別改正は、地所名称区別における8種類の分類のうち、特に公有地の性格のあいまいさを排除して、土地所有権を明確にしようとしたのである。そこで、従来の8種類の名称区別は整理されて、

官有地（4種類）と民有地（3種類）に大別されることになり、公有地は官有地いづれかに帰属させられることとなり、いったん村受公有地として安全地帯にあった旧村持林野は再び危機に陥るはめとなつた。村持林野は、大部分を官有地に編入されたが、農民の反対によりその妥協策として、官有入会権を認めることにした。しかし、ここで土地所有権は名実共に喪失した。やがて、官有地入会権も否定されることになり、土地所有権と共に、用益権も失ってしまう結果となつた。一方、土地官有区分の際、官没を免れた村持林野は民有地として公的規制を受けぬ村の私的財産となつたが、明治22年の町村制の施行（中央集権力地方制度）で、その法的地位は一変してしまう。町村制の施行は、藩政時代の村を充実したものにするには、町村自体が財力を持ち有力な自治組織であることが求められた。そこで、村持林野は新町村の一部である部落のものとなつた。政府も一貫して、村持林野を新町村の下に統一する方針をとつた。明治43年には部落有林野（村持林野）の統一、公有林野開発の為の管理区分、その前提となる入会關係の整理を内容とした「公有林野整理開発ニ関スル件」が出され、それ以後、昭和14年に至る30年間、時に緩急の差はある、部落有林の統一が続けられるのである。統一には、無条件的を統一即ち、所有権、用益権と共に部落から町村に移すというもの、条件付きの統一即ち、所有権は町村に移すが、使用収益権は部落にとどめるという2とおりがあったが、いずれにしても、旧来の部落有林野と比較すると部落のもつ権限は弱められていった。

c) 矢掛町における財産区の現状

昭和29年5月1日、矢掛、三谷、山田、川面、中川の5地区が合併し、旧矢掛町が誕生した。その合併当時、各地区が有していた部落有林（村有林）は、町村有林として、矢掛町が所有権を有することになった。しかし、その際各部落で有していた部落有林には、所有面積に差があった。それでは不平等だということで、ある比率のもとで部落有林を市町村有林にすることにした。その結果残った部落有林が各部落に財産区として、部落の財産にさつたといいうきさつがある。表8-3-1より、広い面積の財産区を有するは、三谷（横谷、東三谷、美川（宇角、美川）であり、表8-3-1に記載されていない他部落でも、わずかながら所有しているということである。もっとも、山田のように財産区の管理者はおらず、部落の個人の自由に任せているところもある。このようない傾向は、以前ほど山の必要性、重要性を感じない結果の表われであろう。次に、財産区について、もっとも詳しく調べてみたいと思う。財産区には、旧財産区と新財産区の2つおりがある。旧財産区は部落単位、新財産区は合併前の町村単位によって組織されている。従って、矢掛町にある各部落の財産区は旧財産区に属している。部落有林は農村の住民の生活共同体としての村の私有財産であったが、

表8-3-1 地区別天然林・人工林面積

		天然林	人工林
矢掛	公有（市町村有）	22.7ha	3.1ha
小田	公有（市町村有）	12.4ha	—
三谷	国有（営林署有）	—	73.0ha
	公有（市町村有）	30.6ha 37.0ha	5.7ha 16.8ha
美川	公有（財産区）	295.5ha	7.5ha
山田		—	—
川面	公有（財産区）	67.3ha	3.5ha
中川		—	—

明治時代の法律は、それに対していくかなる対策を出したか、それは、はなはだ奇妙なことに2つの矛盾する法律からできている。その1つは町村制、他の1つは民法である。町村制においては、原則として部落有林野を市町村の一部である部落の財産として公有財産としてとり扱うたてまえをとった。これに対して民法(263条、294条)は私的財産たる入会権として構成した。この為、現在に至るまで市町村、財産区の財産を部落住民(入会集団)として使用、収益する権利は公権であるか、私権であるかという議論が続いている。財産区についての法律は、現在は地方自治法、それ以前は市町町制であった。それによれば、財産区とは市町村である区が財産を有し、もしくは公の施設を設けている場合に、その区を特別地方公共団体としての地位を認められているものである。しかし、財産区は財産、公の施設の所有主体であるが、一般地方公共団体のように広い権限を持つものでなく、その財産と公の施設を管理処分するに必要な限度内の権利を持つにすぎない。たてまえとしては、独立の機関をもたず、市町村長及び、議会の管理に服する。従って、財産区独自の立場で土木事業をおこしたり、その他の一般的事業を成す能力を持たない。しかし、町村を通じてなら可能である。このように財産区の権能は、その所有する財産、又は公の施設の管理、処分に限定されているのである。歴史的に言えば、財産区になる以前は部落が独自で決めていたことが、財産区になってからは、町村の管轄下に入り、さらに知事の権限が加わるという3重構造に変化してきたのである。しかし、必要に応じては区の機関を設置することもできる。矢掛町の美川、横谷、東三成でも区長を中心にして6人の管理委員で構成されている管理会なるものがある。しかし、管理会は財産区固有の意志機関ではなく、町長から委託された機関である。その権限は、消極的であって、(1)市町村の行なう財産、公の施設の管理、処分、廃止についての同意権。(2)財産管理の事務を執行することができる。ただし、処分行為には及ばない。(3)監査権をもつ。即ち、自らの方針に基いて管理及び処分行為を行なうことができず、たとえば、土地立木の売却とか從来の採草地を植材地に変えるとか、植材地を牧野に変えるとかいうことには、あらかじめ知事の認可が必要である。これまで財産区の性格、権能などについて述べてきたが、次に広い財産区を有する美川、三谷(横谷、東三成)のそれについて、当地の区長さんの話に基づいて述べてみたいと思う。

美川においては、町長から委託された区長を中心とし6人の管理委員から成る管理会が(i)山の手入れ、(ii)植林、(iii)石材管理、(iv)境界設定の事務を行なっている。山の手入れは、部落の人が直接管理する場合と、委託管理として請負契約で森林組合に頼む場合がある。毎年2~3haの植林をするが、1ha当り約10万円かかる。そのうち15%は県から補助を受け、残りは財産区が負担する。以前は、撫育班なるものが組織されていたが、今日では有名無実の組織となってしまった。石材管理については、矢掛には矢掛石が産出する。矢掛石は、輝緑岩で約3億年前の古生代上部古生層から出る石で、斜長石輝石磁鉄ででき、熔岩流として輝緑凝灰岩に貫入した半深成岩と輝緑凝灰岩の熱変成岩であり、原石をみがきあげると、すばらしい光沢を放ち鑑賞用として大そう美しい。そこで、この矢掛石を財産区から採石し収入とするわけである。境界設定については、言うまでもなく境界をはっきり把握しておくことは、いつの場合も必要であるが、管理会が中心に話し合い、常に境界を明確にさせておく。次に、財産区に入る収入は、マツタケの販売、借地料、石材販売などから得て

いる。マツタケの販売による収益は普通年では50万～70万円あったが、昨年に至っては30万円と激減し将来は、もっと少なくなるであろうということである。借地料というのは36haの山林を県に牧場として貸しているのである。そこで、その借地料として1ha当たり1,200円を、又立木補償として年間120万円(49年度で皆伐)を受けている。石材販売については、前にも述べたが年間約5万円の収益をあげている。一方、支出に関してであるが、これは植林(20万円)老人クラブ(1万5千円)P.T.A.(15万円)消防(3万円)スクールバス(20万円)小学校のプール運営(55万円)部落長会費(5万円)幼稚園への補助(6万円)イノシシのさく(5万円)の為に用いられている。ここで注目されるのが、スクールバス、プール運営、幼稚園に補助で学校の為に貢献している。

東三成における財産区について。昭和33年頃、鷲峯山の山火事があり、300haの財産区のうち約半分を焼失してしまった。管理としては(i)山の手入れ(ii)林道の整備(iii)植林(iv)境界設定である。植林は、山火事で焼失した立木を補うべく、県の5ヶ年計画指導のもとで年間約40万円の補助を受け、計画的に行なっているということである。収入は、マツタケの販売、立木の販売によって得ている。マツタケの販売は、昭和30～32年頃が最盛期で、約100万円の収益をあげたが昨年は60万～70万円であった。立木の販売は管理会が石数を決定し、一本ごと入札するしくみになっている。その収入は、いったん町役場に入るが、必要に応じて払い戻される。支出は、小学校への寄付(普通20万～30万円だが、収入が多い年には50万～100万円寄付する。)消防(ポンプの購入)有線、水路、道路、イノシシのさく(美川でもそうであるが、イノシシが畑を荒らす為さくを設け、イノシシを生取るものである。今春も大きいイノシシを生取り、部落中で食したそうである。)この部落では、有線、水路に対する支出が最も多い。

横谷における財産区について。この部落では、200haの財産区のうち半分の100haを小字の部落に分割し、山の手入れ、植林などの作業を委託する。植林は県から補助があるが、それは微々たるもので昨年は植林しなかったようである。又、平年は地区の人を雇って植林するのであるが、若い人が少ない(工場に働きに行く為)ので森林組合に依頼することが多い。収入は、マツタケの販売、立木の販売であるが、マツタケの販売は、昨年来激減し昨年は20万～30万円であった。又、立木の販売は、年平均4haを伐採し200万～300万円の収益をあげている。支出は、消防、老人クラブP.T.A.、道路に対してである。道路については、町道に対しては2～3割を負担していたが2年前から町が全額負担することになった。又農道に対しては、この負担が最も多いようである。

(d) 山林原野の存在形態と土地利用

a) 山林原野の存在形態

矢掛町の林野面積は図8-3-1より5,981haで総面積9,019haの66%を占めている。これは昭和40年の岡山平均71%、全国平均69%と比較すると、わずかに低い数字である。林野総面積5,981haのうちわけは、図8-3-2に示されるように、美川が2,107haで最も広く、次いで三谷の1,105ha、そして最も狭いのが小田でわずか301haで

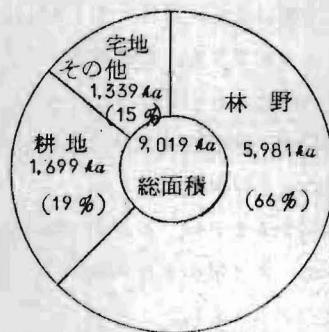


図8-3-1 土地の利用別割合
農林業センサス(1970年)

ある。即ちこのことは矢掛町において、山林が北一帯、東一帯に偏在していることを意味している。

次に、区別別林野面積の推移を表8-3-2でみてみると、明らかに針葉樹林の方が広葉樹林に比べてその割合は大きく、35年～45年の10年間において90%以上を占めている。又、天然林と

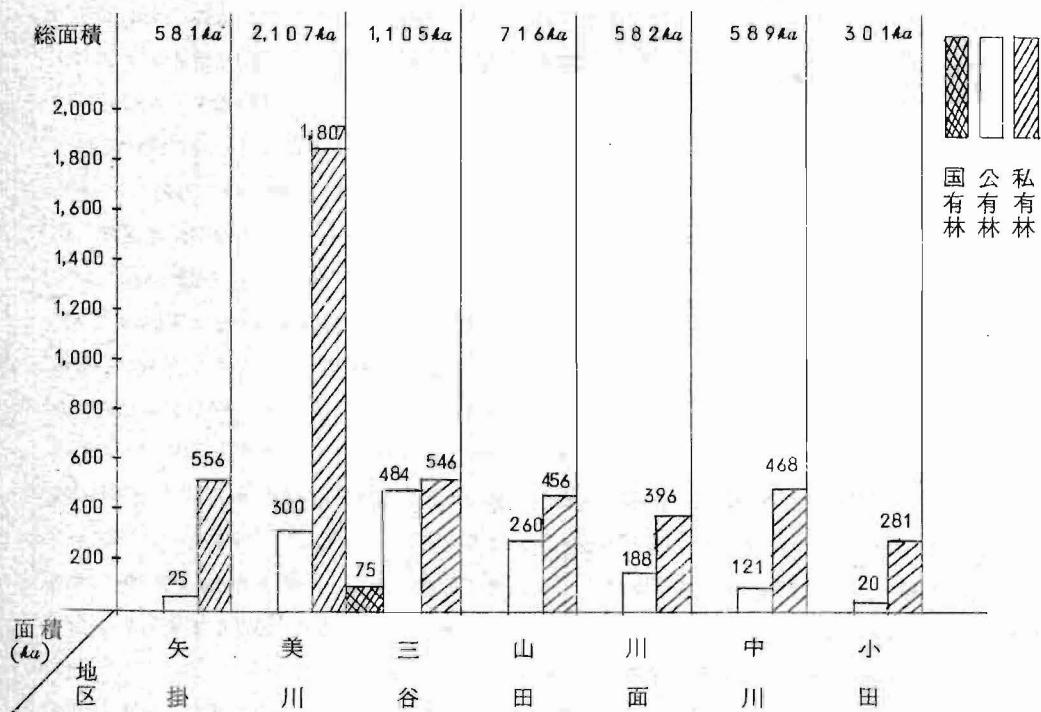


図8-3-2 地区毎私有林・公有林・国有林の面積（農林業センサスー1970年）

人工林の割合は、表8-3-2からも明らかのように、人工林の割合は小さく、35年が2.7%，40年が3.6%，45年が5.1%である。しかし、

このように、人工林の割合が、天然林と比較して小さいながらも増加しているということは、いわゆる造林を意味しているのであろう。造林、伐採の状況は表8-3-3で知ることができる。造林面積と伐採面積の差をとってみると、各年を通じて、伐採面積の方が広く、その差は41年が67.69ha, 42年が53.23ha, 43年が78.9ha, 44年が70.9ha, 45年が73.38ha, 46年が

表8-3-2 区別別林野面積の推移 (ha)

(農林業センサスー1960, 1965, 1970年)

項目			35年	40年	45年
林	樹林	針樹	人工林	138	152
		葉林	天然林	5,459	5,371
	広樹	人工林	20	60	24
		葉林	天然林	257	333
	小地	人工林	158	212	296
		計	天然林	5,716	5,704
野	竹林		45	47	47
	未立林地		90	31	132
	合計		6,009	5,994	5,981

表8-3-3 造林と伐採の状況

(矢掛町産業課調べ)

年 次	造林							伐採	
	一般造林			せき悪地 改良事業	治山事業	保安林 改良事業	合計	面積	伐採
	人工植栽 (補助)	人工植栽 (自力)	計						
41年	16.00	1.90	17.90	4.50	3.89	11.1	37.39	105	15,700
42	16.97	1.70	18.67	7.00	0	9.1	34.77	88	13,200
43	6.70	2.00	8.70	9.40	0	0	18.10	92	13,800
44	6.11	1.95	8.06	5.00	0	0	13.06	84	12,600
45	4.02	1.80	5.82	9.00	0	8.80	23.62	97	14,250
46	6.81	1.59	8.40	10.00	0	0	18.40	110	15,200

91.6haと年々、ハゲ山が大きくなっていく傾向にある。しかし、立木伐採の目的は、立木の生産ではなく、主に、ダム建設や昭和45年から着手されている県営草地開発事業、昭和46年からの県営草地開発附帯事業であり、矢掛町を一まわりしてみても、すごいハゲ山だと思われるところは見あたらなかった。なお、造林は個人からの委託、町役場からの委託、あるいは財産区からの委託で森林組合が請負っており、アカマツ、クロマツ、スギ、ヒノキ、ヒメヤシブシなどを植林するということである。

次に、保有山林規模別林家数に関して。各地区の一戸当たりの平均経営林野面積は、矢掛3.91ha、美川4.56haであり、県の平均が約1.7ha、全国平均が約1.9haであるから、ますます平均以上である。ところで表8-3-4を眺めてみると、調査年次40年において、各地区で最も高い比率を占めている林家の山林保有の規模は、美川を除いて1~5ha(35年調査では、0.1~1haの規模をもつ林家が最も多い。)に拡大され、山林保有の林野数も増加している。(もっとも美川においても、1

表8-3-4 地区別、保有山林規模林家数の推移

地区	年次	林家数構成比	0.1~1	1~5	5~10	10~20	20~30	30~50	計
矢掛	35	108(戸)	38	2	1	0	0	149(戸)	
		72(%)	26	2				100(%)	
	40	26	137	1	0	0	0	164	
		15	83	2				100	
45		100	38	3	0	1	0	142	
		70	26	3			1	100	

地区	年次	林家数 構成比	ha 0.1~1	1~5	5~10	10~20	20~30	30~50	計
美川	35		129	238	33	5	1	0	406
			32	59	8	1			100
	40		9	356	33	6	1	0	405
			2	88	8	2			100
	45		115	239	37	3	0	2	396
			29	60	9	2			100
	35		196	43	8	0	0	1	248
			79	17	3			1	100
	40		36	260	5	0	0	1	302
			12	86	2				100
三谷	45		196	49	4	1	0	0	250
			78	20	2				100
	35		221	49	1	0	0	0	271
			82	18					100
	40		32	278	3	0	0	0	313
田川			10	89	1				100
	45		253	48	2	0	0	0	303
			83	16	1				100
	35		139	62	0	1	0	0	202
山西			69	30		1			100
	40		36	192	2	0	0	0	230
			16	83	1				100
	45		127	64	1	0	0	0	192
			66	33	1				100
	35		196	53	1	0	0	0	250
中川			78	21	1				100
	40		34	246	2	0	0	0	282
			12	87	1				100
	45		178	54	1	0	0	0	233
			76	23	1				100
小田	35		190	42	0	0	0	0	232
			82	18					100
	40		30	235	0	0	0	0	265
			11	89					100
	45		175	48	0	0	0	0	223
			78	22					100
合計	35		1,179	525	45	7	1	1	1,758
			67	30	3				100
	40		203	1,704	46	6	1	1	1,961
			10	87	3				100
	45		1,144	540	48	4	1	2	1,739
			66	31	3				100

農林業センサス (1960, 1965, 1970年)

～5haの山林保有林家が増加しているので、他の地区的傾向と同じとみてよいが。) そして当然、矢掛町全般の合計も約200戸以上の増加がみられる。45年では、35年の割合に減する地区もあれば、それ以下に減少した地区もある。このことは、35年から40年にかけて、山林原野が重視され、国から、県から、町から、あるいは個人、地区の自発的な山林原野に対する対策が施されたものと思われる。29年5月1日矢掛、三谷、山田、川面、中川の5地区の合併で矢掛町が誕生し、さらに36年1月15日、再び矢掛町と小田町が合併して新しく矢掛町が生まれかわった。そこで考えられるのが、この36年度の合併も、35年から40年にかけての山林保有林野の規模の変化の一理由ではないかということである。

これまで山林原野の存在形態をみてきたが次にその山林原野は、いかに利用されているか、主に林産物に関連してみていきたい。

b) 林 产 物

全国的な傾向として、林業は衰退の一途をたどっているように思われる。その原因は、薪炭の消費が、昭和30年代初期に始まった都市ガス、プロパンガスへの急激な転換によって全国的に激減したこと、又、立木の加工に経費がかかりすぎ、最近では外材が多く輸入されるようになったことなどに求められよう。その結果、山に入ることは極めて稀となり、ますます山荒れを助長させた。ではずっと以前においては、林業が盛んであったかどうかを考えるに際して、現勢調査簿をめくってみると、旧美川村では、大正1年～大正6年の(それ以前以後不明)薪の生産は、大正1年が176,000貫(1,240円)でその後上昇を続け。大正6年は1,117,000貫(10,700円)と増加している。又、木炭の生産をみてみると、大正1年～大正10年のうちで大正6年は1,280,000貫(2,304円)で前年度の約3倍を生産しており、この頃比較的製炭は盛んであったようだ。しかし、1965年農林業センサスによれば、昭和34年度の自営製炭、企業製炭の旧市町村内の製炭量は、昭和32年度と比較して、一割以上の減少とある。これは、昭和30年代初期の燃料革命の結果であることは言うまでもないが、今日に至っては、それは、はなはだしい減少で、製炭は皆無といつてもいいすぎではなかろう。又、今日の素材生産においても製材用(特に、箱材・箸)が2,100層積m³、バルブ用が1,260層積m³、坑木用が630層積m³、杭丸太用が210層積m³が消費されたにすぎない。(1965年農林業センサス)大正1年～昭和5年の現勢調査簿においては、大正6年が1,235層積m³、昭和4年が2,000層積m³で最も多く、1965年のセンサスによる、4,200層積m³という生産は人口増加、それに伴う需要の増加など、その他諸々の条件を考慮して、私なりに判断すると、決して大巾な生産の増加ではなく、逆に衰退しているものと考えられる。ところで、この素材の販売先は、主に矢掛町森林組合を通じて、製材所、箸工場(特に、上房郡有冠町の箸工場)などでそのほとんどは、県内で消費される。しかし、矢掛町内の箸工場では、米子方面からの移入が多いようである。昨年(昭和47年)から木の相場も少しはよくなつたということであるが、最近の物価上昇と比較すると、まだまだ安いようである。

次に、まつたけ、しいたけについて。旧美川村のまつたけについては、表8-3-5より昭和3年の3,210斤(値段は急激に低下しているが)が最も多い。しかし最近においては、表8-3-6より、矢掛町全体で310kg(約516斤)と、当時と比べて問題にならぬ程である。ところで、その

表8-3-5 まつたけのとれ高（現勢調査簿）

大正1	2,000斤	300円	大正11		
2	2,000	400	12	300斤	210円
3	2,200	286	13	2,730	683
4	1,320	264	14	2,014	1,511
5	1,056	158	昭和1	3,010	1,204
6	1,373	165	2	1,700	1,190
7	1,089	196	3	3,210	887
8	650	260	4	2,520	706
9	450	270	5	1,764	529
10	360	216	6	825	288

表8-3-6 特殊林産物

(S44年度矢掛町)

ふ	し	350kg
まつたけ		310
乾しいたけ		—
生しいたけ		1,800
たけのこ		170

まつたけの半分以上、あるいは7割が、旧美川村で、残りが旧中川村、旧川面村、旧小田村でまかねられる。そして、9月25日～11月10日の間に農協、まつたけ問屋を通じて出荷されている。まつたけは、花崗岩、砂岩などの山のアカマツの根元に発生するが、山の手入れがなされず、又、マツクイ虫などが原因して、まつたけは、ますます減少の一途をたどっている。なお、まつたけの入札は旧美川村、旧三谷村で行なわれているだけである。一方、シイタケは、表8-3-8より、その生産量は矢掛全体で1,800kg(3,000kg)である。出荷する程度のシイタケ栽培を行なっている家は、矢掛町全体で4～5戸あり、森林組合、農協を通じて出荷されている。シイタケ栽培には、高梁、落合、鳥取方面から移入したほうとうマキが適しており、1月頃切り、枝打ちしてそのまま、2～3ヶ月放任して、それから1mほどに切り菌をうえつけるのである。収穫は年に3回されるが、シイタケ栽培には温度差が必要な為、なかなか大変な仕事である。

以上がだいたい林産物についてであるが、表8-3-7、表8-3-8、表8-3-9からも明らかのように、林産物の収益で生計を立てている家は極めて少ない。最近の一般的傾向として、ほとんど農家、林家はそれのみを専業として、暮しを立てている家は稀で、兼業化、あるいは、近隣の工業地帯に働きに出かけている。矢掛町もその傾向にあるものと思われる。

表8-3-7 林産物販売金額別農家数

地区	なし	5万円未満	5万～20万	20万～50万	50万～100万	100万～200万	200万～500万
矢掛	46戸	2	—	—	—	—	—
小田	37	3	2	2	—	—	—
美川	245	19	7	7	—	—	—
三谷	52	1	—	—	1	—	—
山田	48	—	1	1	1	—	—
川面	56	4	3	3	—	—	1
中川	20	5	—	—	—	—	—
総数	534	34	13	13	2	—	1

表8-3-8 林業収入への依存度別農家数

地区	全く依存せず	2割未満依存	2~5割依存	5割以上依存
矢掛	39	9	—	—
小田	31	11	—	—
美川	189	90	2	—
三谷	44	8	2	—
山田	42	7	1	—
川面	54	9	—	2
中川	50	5	—	—
総数	449	139	5	2

表8-3-9 林産物などの種類別販売林家数

地区	保有林から立木	保有林から素材	貢山から素材	薪炭原木	しいたけ・なめこのはだ用の原木	木マキ	炭キ	竹材・特殊林産物	きのこ	林業用苗木
矢掛	—	—	—	—	—	1	2	—	—	—
小田	3	—	—	—	—	—	4	1	—	—
美川	16	2	—	7	3	1	10	—	2	—
三谷	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—
山田	2	—	—	1	—	—	—	—	1	—
川面	3	1	1	7	—	—	2	—	—	—
中川	—	—	—	1	1	—	1	3	—	—
総数	26	3	2	16	4	2	19	5	2	—

c) 矢掛森林組合

矢掛町には、美川森林組合と三谷森林組合があったが、5~6年前三谷森林組合が閉鎖した。そこで、昭和46年、美川森林組合は名称を変更し、矢掛森林組合と称するようになり、矢掛地区全般の森林組合として再出発した。組合員436人（山林原野を1反以上所有する者はすべて加入）、役員14人、職員3人、出資金15,365,000円で運営されている。山林原野面積所有のうちわけは表8-3-10の如くであるが、森林台帳などは美川地区のものだけであった。施業としては、(i)立木の購入販売。購入先は美星町、矢掛町で、矢掛町では、旧美川村が最も多く、旧三谷村では、多い時で5%，美星町は17~18%を購入している。販売先は、岡

表8-3-10 山林所有の規模別内訳

1町未満	207人	48%
1町～3町	191	44%
5"～10町	26	6%
10"～20"	9	2%
30町程度	2	
50町	1	

山県森林組合の市場を通じて県内の製材所、箸工場に、又上房郡有冠町の箸工場に直接販売する。

(ii) 植林、立木を購入した家、あるいは財産区からの依頼で植林する。昭和46年に約5町歩植林したそうである。苗木は、岡山県樹苗組合を通じて購入され、その主なものはアカマツ、クロマツ、スギ、ヒノキ、ハギシバリなどである。又、間伐、下刈りなどの手入れやマツくい虫で枯れたマツの伐採も個人の、あるいは町の依頼で行うそうである。

(iii) 林産物の扱い。シイタケは農協を通じてのものもあるが、森林組合では毎年、約60kgを扱う。マツタケは全く扱わず、農協、問屋を通じて阪神方面に出荷される。

(尾崎悦子)

4. 鉱 工 業

はじめに

岡山県の産業3部門別就業者の割合の推移を見ると、大正9年の第1回国勢調査当時、第1次産業61.5%，第2次産業18.9%，第3次産業18.5%，分類不能の産業1.1%で、その後昭和25年まで第1次産業就業者の割合は、わずかづつ減少し、第3次産業就業者の割合は、わずかづつ増加という傾向をたどり、昭和25年には第1次産業が56.0%，第2次産業が20.1%，第3次産業が23.9%となった。この昭和25年を境にして第1次産業の割合は、急速に低下し、第3次産業の割合が増加している。昭和40年から45年の5年間には、第1次産業は55,411人(8.8%減)の減少、第2次産業は69,781人(5.0%増)の増加、第3次産業は63,458人(3.8%増)の増

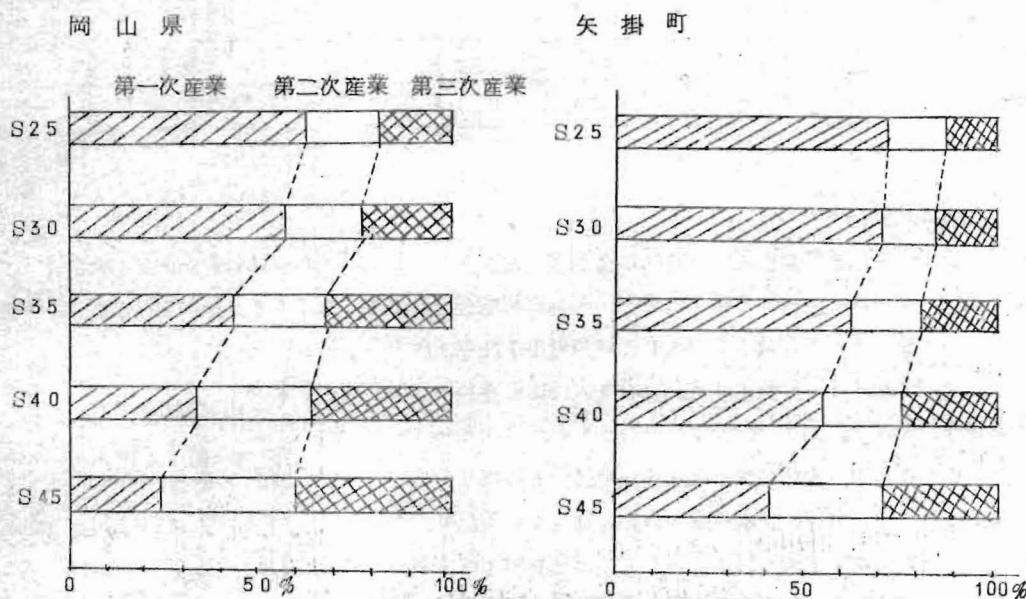


図8-4-1 産業別就業者の割合（岡山県・矢掛町）

加となっており、昭和35年から40年の第1次産業の8.7%減少、第2次産業の3.9%増加、第3次産業の4.8%増加に比べて、第1次産業では減少の割合がにくくなり、第2次産業は増加の割合が伸びており、第3次産業では伸びがややにくっている。

こうした県の動向のなかで矢掛町における産業構造を産業別就業者数の割合でみると、第1次産業の占める割合は大きいけれども、その割合は岡山県の動向と同様に減少しており、特に30年以降は、その減少が目ざましい。第2次産業も徐々に増加しており、最近5年間の増加は目ざましい。第3次産業も、第2次産業と同様の傾向を示している。すなわち昭和40年においては、第1次産業は53.4%，第2次産業は19.9%，第3次産業は26.7%を占めていたが、5年後の昭和45年には、第1次産業は13.2%減少して40.2%，第2次産業は10.5%増加して30.4%，第3次産業は2.6%増加して29.3%となっている。

表8-4-1 第2次産業における業種別就業者数の推移

第2次産業	S30		S35		S40		S45	
	岡山県	矢掛町	岡山県	矢掛町	岡山県	矢掛町	岡山県	矢掛町
鉱業	7,231	17	7,280	25	5,432	25	4,594	22
建設業	28,095	248	40,435	383	46,764	378	66,761	685
製造業	130,479	1,127	168,016	1,463	200,994	1,796	251,616	2,672
計	165,805	1,392	215,731	1,871	253,190	2,199	322,971	3,379

さらに、矢掛町における第2次産業就業者数を業種別に見れば、表8-4-1のよう、製造業は着実に伸びており、建設業は昭和40年に一時停滞したものの、昭和45年には急増し、鉱業は最近やや減少している。

町村合併の為、資料がほとんど得られず、また、得られた資料も断片的なものが多く、矢掛町における工業の全貌の考察資料としては満足なものではないが、鉱工業の推移を見ていき、当町における特色を明らかにしてゆきたいと思う。

(1) 鉱業の歴史

a) 江戸時代の鉱業

矢掛町にある鉱山としては、現在は、閉山されているが、弥高鉱山が有名である。これは、矢掛町東南部横谷にある高さ302メートルの弥高山の南部に位置し、主に銅を産出していた。

この鉱山の歴史について、小田郡誌には、「旧坑数ヶ所にありて、往昔より操業したる証跡あれども、沿革明らかならず。口碑の伝ふる所によれば、約五百年前現在の火打岩方面にて稼行せしものの如し。」とあり、また享保二年に書かれた「覚」、正徳三年の「金山まふの覚」（福武家所有）に「百年茂己前掘申由申伝候」にあることから、断定はで



写真8-4-1 弥高鉱山入口跡

きないが、江戸時代初めごろには、操業を始めていたらしい。

記録が残っているのは、17世紀後半以後のこと、「備中国小田郡横谷村弥高山 銅山相稼候年曆覚」（福武家所有）に、

「一、寛文十式年 花房外記様 被

仰付候 銅山横谷村遠藤防同村源五佐衛門稼仕候

一、元禄十四己年西崎次郎左衛門銅山稼仕候

一、享保五子年中川六左衛門銅山稼仕候

一、元文式己年小林伝左衛門次郎七銅山稼仕候

源四郎と申上

右之通御座候以上」

とあり、前述「覚」にも花房外記、西崎次郎左衛門の稼行について述べてある。

また、「金山まふ之覚」という当時の坑道の覚書と思われる史料も現存している。それによると当時7か所の坑道があったが、鉱石が小さかったり、水が多かったり、山がやわらかだったために、7か所とも掘るのをやめてしまっている。また、新たに掘ろうとしても、山師や掘子が近くにいなかつたために、掘ることができなかったということが、うかがわれる。



写真 8-4-2

金山まふの覚 (福武家文書)

「一、〇〇〇まふ

是ハ十式三年己前古まふさらゑ見申候処くさりちいさく罷成仕 ニ相不申止候

一、〇〇〇まふ

是ハ先年古まふ五十年程己前ニさらゑ見申処くさりニ掘付不申候而止申候

一、〇〇〇まふ

是ハ百ヶ年も己前ニ掘申由申伝候

一、〇〇〇まふ

是ハ五十年己前掘申候 而あさく其上水多掘止申候

一、〇〇〇まふ

是ハ百年も己前ニ掘申由申伝候

一、ちいさいまふ

是ハ五十年斗己前掘申候拠ニ山和カニ御座候其上水多掘止候

一、〇〇〇〇まふ

是ハ五十年斗己前さらゑ見候へ共 而ちさく御座候而相止候

一、くさり先年掘出置候内ニ而致吟味差上候只今古まふヲさらへ新規ニ掘出候得共 不罷成山師掘子茂近所ニ無御座候ニ付 呼集候得共御物成太分掛り可申 奉存候 古まふ前々うもり居申候ニ付早速 さらへ 難付相見申候以上」

足尾銅山に代表されるような鉱毒による被害が、当時にもあったことを示すような史料も福武家の文書から見付かった。

鉱毒を中和するための水車と貯水池が、後になって作られ（年代不明），その跡が今でも残っている。水をかくはんするために水車（写真8-4-3）が使われ，その中に石灰を入れ，貯水池（写真8-4-4）で流れ出した水の鉱毒を中和させていた。

b) 明治以後，昭和初期までの状況

この時期の状況を小田都誌で見ていくと，「明治初年頃より某氏の手により，火打岩坑と本鋪坑とを稼行していたのが，明治十年三月，三菱合資会社の所有となり，摺鉢坑，大渡坑，青間歩坑等を開発，山許で製錬し，大いに繁栄した。同二十四年には，赤木佐太郎がこれを譲り受け，同二十五年休山後，同二十七年には，坂本金弥の所有となり，二・三年採鉱した後休山となる。その後，弥高鉱業株式会社の稼行する所となり，大渡坑，青間歩坑において，大鉱体を発見し，大島製錬所に売鉱し，数年は繁栄したが，大正九年銅価暴落のため休山した。昭和9年4月，昭和鉱業株式会社の所有に帰したが，火打岩方面及び大渡坑に鉱体を発見し，月産150トン内外の銅鉱を产出するようになり，同十三年一月，百馬力空気圧縮機を据え付け，大渡坑を基本として，東西北に數



写真8-4-3 水 車



写真8-4-4 貯 水 池

条の水平坑道を掘り、採鉱に努めている。

付近は、石英斑岩から成り、局部的に石英粗面岩が見られる。鉱床付近は変質して節理が多く、軟弱な箇所があるが、一般には、堅硬である。鉱区面積は 784094 坪、鉱床は平行鉱脈が数本ある。鉱石は、黄銅鉱及び硫砒鉄鉱であるが、黄鐵鉱が混じっており、縞帶状に配列している。石英が錘石であり、鉱石の平均品位は 2%～5%，銀は 80～150 (g/t) である。

坑道は、山腹に開口しており、大渡一番坑、三番坑、青間歩坑、火打岩坑等がある。旧坑としては、火打岩坑本敷旧坑、川敷旧坑及び善光寺坑等がある。

大渡一番坑は、県道近くに開坑し、露頭より錐押しに北方へ長さ約 200 メートル掘り進み鉱脈に沿って、掘り上っている。

大渡一番坑の東約 70 メートルのところへ南北に走る延長約 170 メートルの一坑道があるが、その坑道は、廃棄している。

青間歩坑は大渡一番坑の東約 400 メートルにあり、水平坑道により、これと連絡している。大切坑道は、南北へ錐押しに約 200 メートル延び、鉱脈に沿って掘上している。

即ち、大切坑道南押付近は、大正八年頃、鉱脈に沿って上方へ、北押に当鉱部を採掘した。大切坑道北押においては、大正六、七年頃上方へ鉱脈に沿って、約 50 メートル内外掘り上り採掘したことである。

以上は、大正九年休山当時の状況であり、昭和鉱業株式会社の手に帰してからは、掘り進が目覚しく、坑道も日々に変化している。

その操業一般を記すと、

一、操業

坑内は探鉱、採鉱、支柱、運搬に、坑外は選鉱、送鉱、機械、沈澱、工作等の各部に分れ、特種作業は、一日三交替八時間制を実施し、産出精鉱は、山から玉島港までトラックで運搬し、玉島港から船便によって、児島郡日比町社内日比製錬所へ送る。

二、使用機械

百馬力空気圧縮機一台

五十馬力空気圧縮機一台建設中

鑿岩機 M-7 型七台、CC-11 型四台

R-39 二台、S-49 二台、ASD-11 四台

十馬力ブレーキクラッシャー 一台建設中

三、在籍人員 職員 11 名 鉱夫 100 名

四、昭和十三年度精鉱産出量 1,748.8 トン

しかし、産出額の激減により、昭和十四年秋休山に至った。」

また、参考として、大正五年から大正九年の休山までの産出量が記されているが、それによると、大正五年に、1,156.7 トンだったものが大正九年には、40 トン足らずに激減している。昭和十四年の休山の時も、これと同様な状況であったろうと思われる。

c) 鉱業の現況

昭和十年代後半から現在にいたるまでの状況を、この付近に住んでおられる福武、土屋両氏に伺ってみた。

それによると、産出量激減のため、昭和十四年には休山となった同山ではあるが、戦争のためか、昭和十五年から終戦までが最も盛んに採掘された時期となつたらしい。特に、昭和十八、十九年ごろが盛んだった。当時約150～200人の鉱夫が、ここで働いていた。その内、地元の人が半数以上いたが、東北・九州など遠方から来ていた人もおり、その人たちのために社宅が五棟あった。（写真8-4-5）また、事務所もあり、現存している。（写真8-4-6）

このように戦争中盛んであった銅採掘も、産出量の減少や採算が合わなくなつたことなどにより、昭和二十二年閉山にいたつた。閉山後、ぼた山の中から隕石を探り出していたことも2回程あった。



写真8-4-5 鉱山社宅



写真8-4-6 鉱山事務所

(d) 工業の発達と現況

a) 最近10年間の工業（昭和36年～46年）

矢掛町は、図8-4-1から明らかなように、第1次産業が、大きな比重を占めており、経済的な基盤は農業に依存している。江戸参勤交代の宿場町として栄え、今も昔ながらの本陣、脇本陣が保存されているという、非常に歴史的な町のためか、近代化は遅れており、第二次産業としての工業の発展は、遅れている。町の中には、工場らしい建物は、なかなか目につきにくい。しかし、県南部工業圏のベッドタウンとして、矢掛町は、年々躍進を続けており、第二次産業の占める割合が、徐々に増加している。

表8-4-2、表8-4-3、表8-4-4は、昭和36年と昭和46年における岡山県及び矢掛町の産業中分類別事業所数、従業者数、及び製造品出荷額等を示してある。まず、岡山県を見ると、この10年間に事業所数では、特に電気機械、輸送用機械、金属製品などが、約3～8倍に増加している。従業者数では、電気機械が約13.3倍、鉄鋼が約14.6倍、精密機械が約6.7倍といったところが大きくかわっており、他は、総数の伸び率と比べて低いものも見られる。製造品出荷額等では、特に増大したものとしては、鉄鋼業の15.5倍、電気機械の約50倍、精密機械の約4.9倍、石油石炭の約14.6倍などがあり、重工業を中心として増大が見られる。昭和46年において、事業所数、従業者数では、軽工業が大きな割合を占めているが、製造品出荷額等では、重工業が軽工業の約2倍

表 8-4-2 事業所数

	閑山			矢掛町		
	S 3 6年	構成比	実数	S 3 6年	構成比	実数
食料品	2,036	18.7	1,808	13.6	8.9	75
織維	1,281	11.8	1,844	13.9	14.4	11
衣服その他機器	1,405	12.9	2,548	19.2	18.1	4
木材、木製品	773	7.1	635	4.8	8.2	23
家具、装備品	334	3.1	517	3.9	15.5	8
ペルブ、紙加工品	481	4.4	226	1.7	4.7	4
出版印刷、関連産業	225	2.1	392	3.0	17.4	6
化学校	121	1.1	98	0.7	8.1	1
石油、石炭製品	19	0.2	20	0.1	10.5	—
ゴム製品	39	0.4	106	0.8	27.2	—
皮革、同製品	34	0.3	63	0.5	18.5	3
黒業、土石製品	489	4.5	633	4.8	12.9	14
鉄鋼業	46	0.4	86	0.6	18.7	—
非鉄金属	15	0.1	41	0.3	27.3	—
金属製品	188	1.7	535	4.0	28.5	2
機械	317	2.9	527	4.0	16.6	—
電気機械器具	19	0.2	145	1.1	7.3	—
輸送機械器具	97	0.9	318	2.4	3.28	—
度量衡機、精密機械	8	0.1	15	0.1	1.88	—
その他	2,942	27.1	2,720	20.5	9.2	3
総計	10,869	1,000	1,3277	1,000	12.2	154

	S 3 6年			S 4 6年		
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
食料品	2,036	18.7	1,808	13.6	8.9	75
織維	1,281	11.8	1,844	13.9	14.4	11
衣服その他機器	1,405	12.9	2,548	19.2	18.1	4
木材、木製品	773	7.1	635	4.8	8.2	23
家具、装備品	334	3.1	517	3.9	15.5	8
ペルブ、紙加工品	481	4.4	226	1.7	4.7	4
出版印刷、関連産業	225	2.1	392	3.0	17.4	6
化学校	121	1.1	98	0.7	8.1	1
石油、石炭製品	19	0.2	20	0.1	10.5	—
ゴム製品	39	0.4	106	0.8	27.2	—
皮革、同製品	34	0.3	63	0.5	18.5	3
黒業、土石製品	489	4.5	633	4.8	12.9	14
鉄鋼業	46	0.4	86	0.6	18.7	—
非鉄金属	15	0.1	41	0.3	27.3	—
金属製品	188	1.7	535	4.0	28.5	2
機械	317	2.9	527	4.0	16.6	—
電気機械器具	19	0.2	145	1.1	7.3	—
輸送機械器具	97	0.9	318	2.4	3.28	—
度量衡機、精密機械	8	0.1	15	0.1	1.88	—
その他	2,942	27.1	2,720	20.5	9.2	3
総計	10,869	1,000	1,3277	1,000	12.2	154

表 8-4-3 従業者数

	岡山県			矢掛町			S 36年=100 とする指數
	S 36年 実 数	構成比	S 46年 実 数	構成比	S 36年 実 数	構成比	
食料品	17,012	11.0	19,195	8.5	11.3	2.60	2.00
織物	25,943	16.7	25,157	11.2	9.7	1.69	1.30
衣服その他繊維	22,723	14.7	31,785	14.1	14.0	1.84	1.41
木材、木製品	7,673	5.0	8,027	3.6	10.5	3.44	2.64
家具、装備品	1,861	1.2	4,303	1.9	2.31	3.9	3.0
パルプ、紙加工品	5,606	3.6	4,880	2.2	8.7	3.1	2.4
出版印刷、関連産業	3,488	2.3	4,763	2.1	13.7	2.3	1.8
化粧品	11,460	7.4	15,073	6.7	13.2	X	X
石油石炭製品	799	0.5	2,426	1.1	3.04	—	—
ゴム製品	4,796	3.1	5,169	2.3	10.8	—	—
皮革同製品	622	0.4	1,055	0.5	17.0	15	1.2
黒業、土石製品	15,916	10.3	17,417	7.7	10.9	3.8	2.9
鉄鋼業	1,172	0.8	17,116	7.6	14.60	—	X
非鉄金属	1,554	1.0	1,328	0.6	8.5	—	—
金属製品	2,425	1.6	6,728	3.0	27.7	X	X
機械	8,740	5.6	10,511	4.7	12.0	—	—
電気機械器具	559	0.4	7,476	3.3	1,357	—	—
輸送機械器具	12,661	8.2	28,078	12.5	22.2	—	—
度量衡機精密機械	106	0.1	708	0.3	6.68	—	—
その他	9,885	6.4	13,977	6.2	14.1	1.88	1.44
総計	155,001	100.0	225,172	100.0	145	13,03	100.0

	S 36年			S 46年			S 36年=100 とする指數
	実 数	構成比	S 46年 実 数	構成比	S 36年 実 数	構成比	
衣類	2,5943	16.7	2,5157	11.2	9.7	1.69	1.30
木材、木製品	7,673	5.0	8,027	3.6	10.5	3.44	2.64
家電、装備品	1,861	1.2	4,303	1.9	2.31	3.9	3.0
パルプ、紙加工品	5,606	3.6	4,880	2.2	8.7	3.1	2.4
出版印刷、関連産業	3,488	2.3	4,763	2.1	13.7	2.3	1.8
化粧品	11,460	7.4	15,073	6.7	13.2	X	X
ゴム製品	4,796	3.1	5,169	2.3	10.8	—	—
皮革同製品	622	0.4	1,055	0.5	17.0	15	1.2
黒業、土石製品	15,916	10.3	17,417	7.7	10.9	3.8	2.9
鉄鋼業	1,172	0.8	17,116	7.6	14.60	—	X
非鉄金属	1,554	1.0	1,328	0.6	8.5	—	—
金属製品	2,425	1.6	6,728	3.0	27.7	X	X
機械	8,740	5.6	10,511	4.7	12.0	—	—
電気機械器具	559	0.4	7,476	3.3	1,357	—	—
輸送機械器具	12,661	8.2	28,078	12.5	22.2	—	—
度量衡機精密機械	106	0.1	708	0.3	6.68	—	—
その他	9,885	6.4	13,977	6.2	14.1	1.88	1.44
総計	155,001	100.0	225,172	100.0	145	13,03	100.0

表 8-4-4 製品出荷額等（単位：万円）

	岡山県			S 36年			S 36年=100		
	実	数	構成比	実	数	構成比	とするる指	数	指数
食 料 品	3,239,747	11.4	14,204,441	8.9		4.38			
織 機	3,767,966	13.2	8,106,889	5.1		2.15			
衣服 その他の織維	3,087,000	10.8	9,006,127	5.6		2.92			
木 材 , 木 製 品	934,890	3.3	3,438,411	2.1		3.68			
家 具 , 裝 備 品	142,828	0.5	1,619,316	1.0		1.134			
パルプ , 紙 加 工 品	693,454	2.4	2,921,108	1.8		4.21			
出版印刷 , 関連産業	314,885	1.1	1,385,178	0.9		4.40			
化 学	4,592,568	16.1	27,670,581	17.3		6.03			
石 油 , 石 炭 製 品	1,540,896	5.4	22,507,790	14.1		1.461			
ゴ ム 製 品	548,911	1.9	1,569,266	0.9		2.49			
皮 草 同 製 品	76,102	0.3	302,680	0.2		3.98			
繊 素 , 土 石 製 品	2,118,795	7.4	7,951,563	5.0		3.74			
鉄 鋼	138,956	0.5	21,547,644	13.5		15.507			
非 鉄 金 属	1,094,629	3.6	3,125,239	2.0		2.85			
金 属 製 品	247,078	0.9	2,586,001	1.6		1.047			
機 械	1,383,090	4.9	4,979,901	3.1		3.60			
電 気 機 械 器 具	44,492	0.2	2,207,768	1.4		4.962			
輸 送 機 械 器 具	3,751,209	13.2	20,434,946	12.8		5.45			
度 量 衡 機 , 精 密 機 械	6,390	0.0	315,472	0.2		4.937			
そ の 他	769,861	2.7	4,410,454	2.8		5.73			
計	28,493,745	100.0	160,070,775	100.0		5.62			

矢掛町		S 3 6 年		S 4 6 年		S 36 年 = 100	
実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比	とする指數	
1,8177	17.5	16,6959	24.1	918			
1,1780	11.4	9,1250	13.2	775			
2,8992	28.0	9,0838	13.1	-	313		
2,6354	25.4	6,4659	9.3	245			
1,368	1.3	1,7268	2.5	1,262			
252	0.2	-	-	-	-		
866	0.8	3,717	0.5	429			
X	X	-	-				
-	-	-	-				
-	-	X	X				
1,953	1.9	9,4379	13.6	4,833			
640	0.6	7,356	1.1	1,149			
-	-	X	X				
-	-	-	-				
X	X	X	X				
-	-	4,991	0.7				
-	-	14,607	2.1				
-	-	1,775	0.3				
-	-	-	-				
12,677	12.2	13,3969	19.4	1,057			
103,616	100.0	691,768	100.0	668			

となっている。

次に、矢掛町を見てみると、まず、事業所数においては、昭和36年～46年の間に衣服その他の繊維が約9倍、繊維が約3倍に増加しており、他は減少しているものが多い。従業者数では、皮革・同製品が約19倍、繊維・衣服その他の繊維が各約2.2倍となっていて、その他はあまり変化が見られない。製造品出荷額等においては、Xを含んでいるために、明確なことはわからないが、皮革・同製品が約48.3倍になり、従業者数も約19.3倍と急激に増えているのに、あるゴム工場の進出により従業者数、製造品出荷額等が急増したゴム製品を含んでいるためと思われる。他に目につくものとしては、その他10.6倍、家具装備品の約12.6倍、食料品の約9倍があげられる。

さらに矢掛町における食料品、繊維、衣服その他の繊維、木材・木製品、家具装備品の各工業の10年間の推移を、昭和36年を100として、各年の指數をとって従業者数と製造品出荷額等についてくわしく見てみると、図8-4-2、図8-4-3のようである。従業者数においては、家具装備品が、昭和44年から翌45年にかけて急激に増加しているが、その後減っている。衣服その他の繊維、繊維が約2倍になっており、除々にではあるが伸びている。食料品、木材木製品は、さしたる変化は見られない。製造品出荷額等においては、家具装備品が昭和45年に急激に伸びており、食料品、繊維も、総数より大きな伸びを示している。これに対して、衣服その他の繊維、木材木製品は、その伸びが緩慢で、総数の伸び率の半分にも及ばない。

昭和46年の矢掛町工業（表8-4-2参照）の事業所数194のうち、食料品は5.5（28.4%）、繊維33（17.0%）、衣服その他の繊維37（19.1%）、木材木製品19（9.8%）を占めている、従業者数は、2,396人のうち、衣服その他の繊維は402人（16.8%）、繊維372人（15.5%）、食料品は290人（12.1%）、木材木製品288人（12.0%）である。製造品出荷額等69,176.8万円の内、食料品16,695.9万円（24.1%）、繊維9,125.0万円（13.2%）、衣服その他の繊維9,083.8万円（13.1%）、木材木製品6,465.9万円（9.3%）を占めており、事業所数、従業者数、製造品出荷額等とも軽工業が半数以上を占めていることがわかる。

昭和46年工業統計調査の中から工場分布を調べると、合計194であり、図8-4-4のように、矢掛、西川面、小田など県道沿線に多く分布している。規模（従業員による）別企業数は、表8-4-5のように、3人以下の家内経営が102で52.6%と半数以上を占め、20人未満の小規模経営が173で89.2%を占めており、矢掛の企業は、零細経営の小企業で占められているといつていいであろう。半数以上を占めている3人以下の従業員のところは、おもに手延ソーメン、PP花蓮、ソーメン、花蓮など從来からの家内工業的なものが多く見られる。50人以上の企業としては、大久保澱粉株式会社、片岡産業、瀬崎食鳥株式会社、三成製作所、中尾ヒィルター、梶田モスリン株式会社、

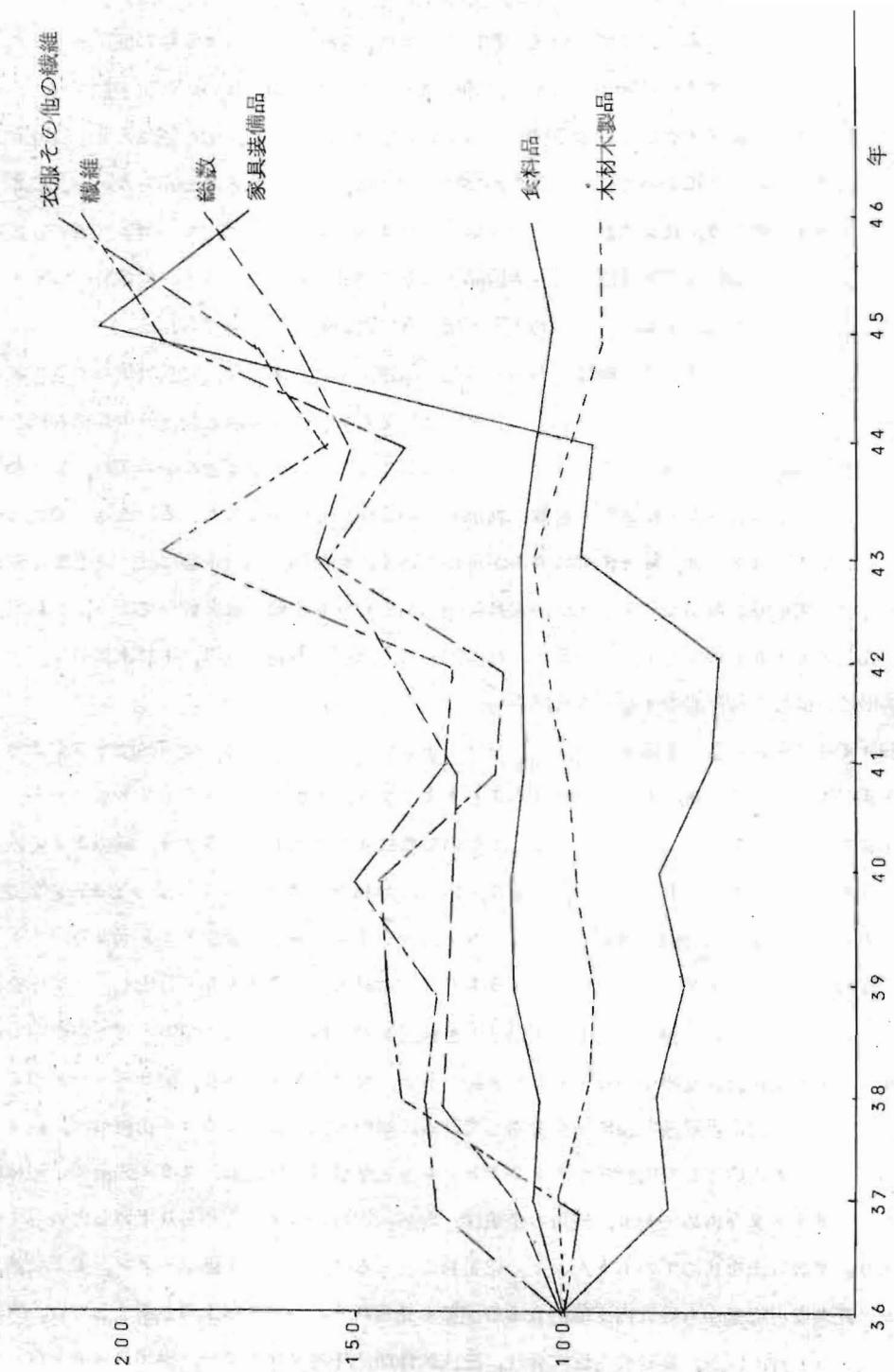
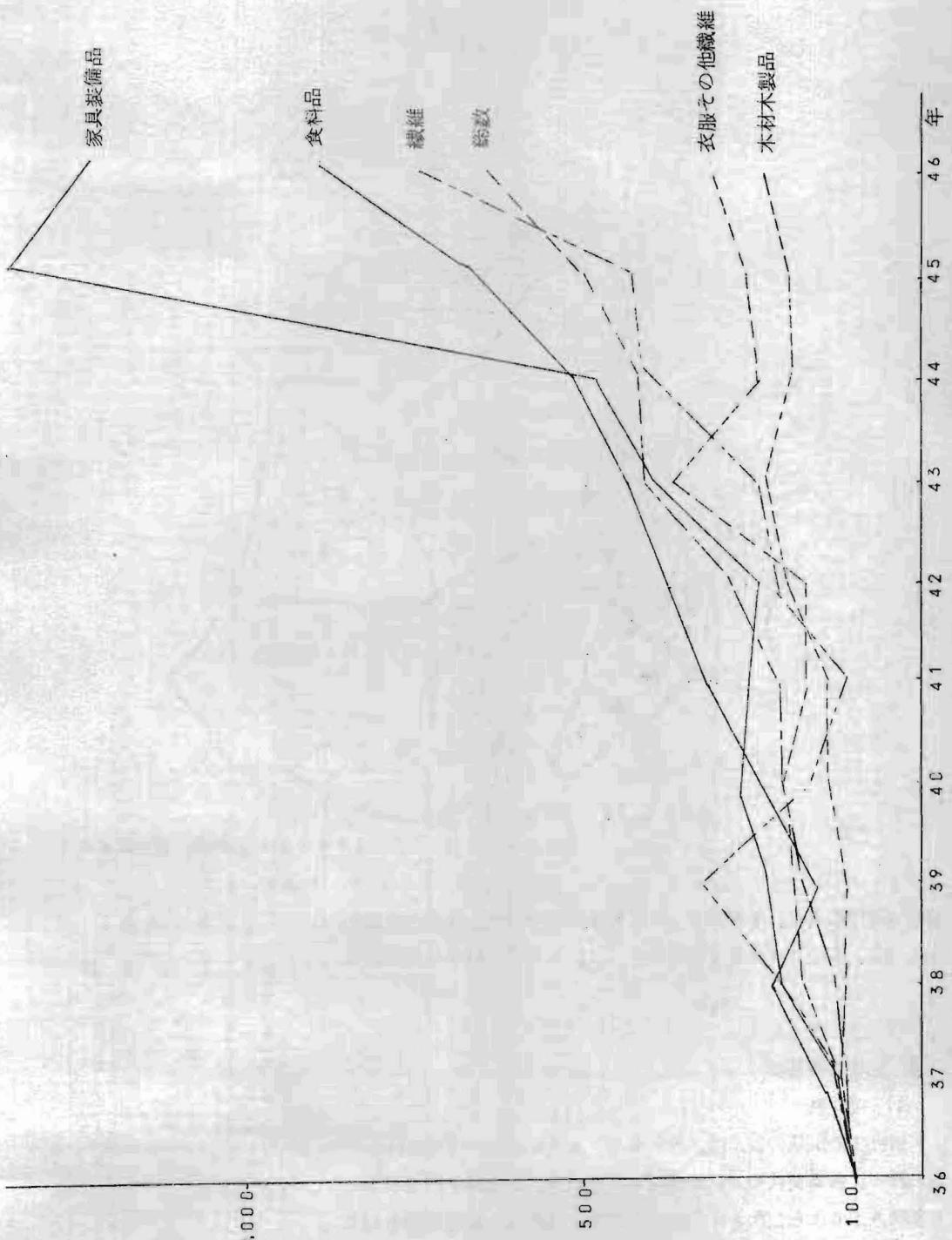


図8-4-2 1934年=100とした矢掛町の従業者数の変化

図 8-4-3 S 36 年 = 100 とした矢掛町の製造品出荷額等の指數



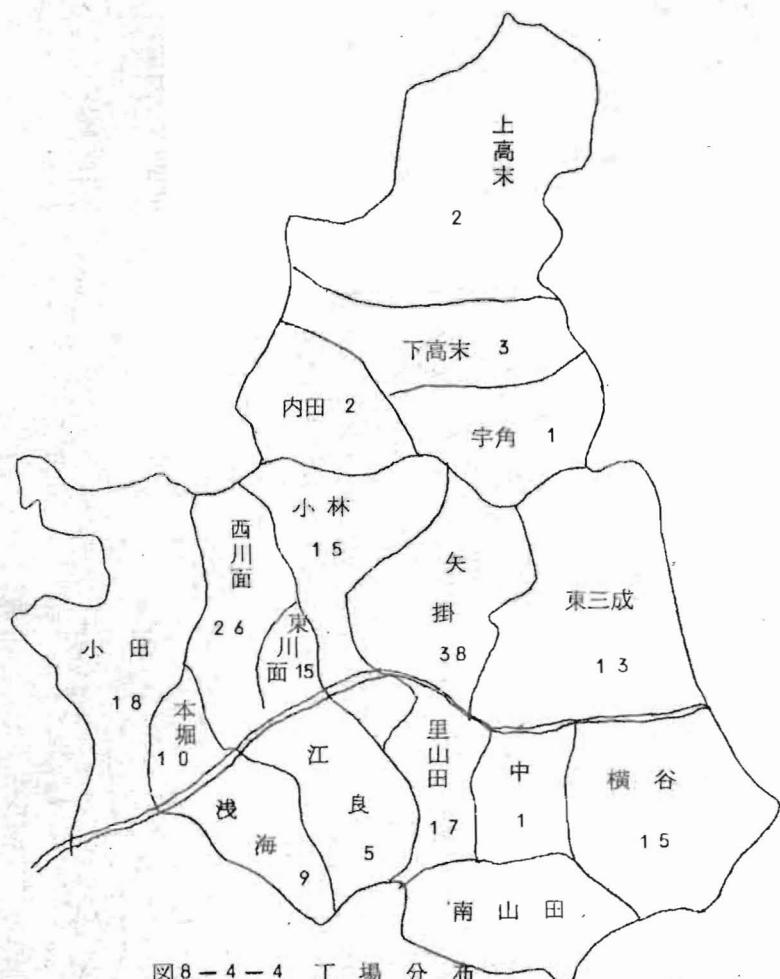


図8-4-4 工場分布

(S 46年 工業統計調査による)

表8-4-5

菱陽電機株式会社、矢掛スラッシュ株式会社があり、丸五ゴム工業株式会社、富士ペークライト工業などは、200人以上の従業員を有している。

b) 主要な特産物

i) 焼鶏

矢掛町での焼鶏の製造は、今から約160年程前にさかのぼると言われる。参勤交代の大名がもたらしたとか、山陽道を往来するつくり職人がもたらしたとか言われている。当時は、精進料理として豆腐、油アゲと共に僧侶の食物としてつくられたものである。現在

規模別企業数

段階(人)	企業数
1~3	102
4~9	49
10~19	22
20~29	7
30~49	3
50~99	8
100以上	3
計	194

注) S 46年 工業統計調査による

は、大衆の食物で、白い色をしたものであるが、以前は黒い色をしていたものである。それは現在のように小麦粉を原料とするものではなく、フスマを原料として用いたものである。矢掛町には以前、うどん屋が7軒ほどあり、麦をひいて、その重量の半分ほどをうどん粉として、うどん屋に売り、残りのカスを処理して麩を焼いたそうである。

明治20年ごろまでは、人力で石うすを用いて麦をひいており、それ以後の10年間は牛を使用し、明治30年から大正初期にかけては、水車を使用している。この水車は三谷、川面、美川等にあって精米、うどん粉の製造をしていたもので、麩屋は水車に麦を持っていき、それをフスマに変えて持ち帰ったものである。また、原料には大麦、裸麦をかなり使用しており、原料不足から、これ等を農家にてたのんで栽培してもらっていたようである。現在、麩製造業者は6軒に減少しているが、大正初年には矢掛町で約30軒ほどあり、いずれも家内工業的なもので、手で粉を練り形をつくって炭火で焼いたもので、これにはかなりの熟練を要したと言われる。これが大正の終りごろに粉を練る機械ができるこれによって労働が軽減されたと言われる。

昭和14年には、炭の不足、労力の不足もあって電気ガマが考案されて、手工業的なものから企業的な機械生産の色彩を持つようになった。しかし、まだ製麩業といいのは、手工業的な性格を残した産業である。というのは、軽いためにコストの中にしめる運賃の割合がきわめて高くつくために、出荷はほとんど県内にかぎられている。したがって、できるだけ硬く重たい高級な麩を製造し、運賃をできるだけ下げる努力がなされている。麩の製造には、多量の清水が必要であり、扇端部の金谷において行なわれている。

製造法は、まず、小麦を小麦粉に製粉し、水7に対して小麦粉3の割合で加水分解をさせる。それを練りグルテンだけを凝固させ、凝固したグルテンに、小麦粉とタンサンを加え、焼くとふくれて麩となる。

ii) 手延ソーメン

扇端部において造られる麩と同様に、ソーメンも断崖にかかる渓流沿いでできた水車集落において発達をみた。

奈良時代(8世紀)に伝來した唐菓子の一種だが、日本の風土的好みによって変わってきた。大和の三輪が発生地といわれ、索餅(むぎなわ)とよばれるソーメンが造られていたことは、古く延喜式にも記録されている。これに、日本神話の三輪伝説が結びついている。三輪の里は三輪山のふもとにあり、初瀬街道と伊勢街道が交差する。ともに西国33か所巡りやお伊勢参りの道筋で、ここを通った旅人がやがて各地にソーメンの製法を広めていった。近畿地方を中心に伊勢(三重県)、河内(大阪府)、淡路・播磨(兵庫県)へと広がり、小豆島から瀬戸内海沿岸の備中(岡山県)あたりが優良品の産地として知られている。岡山の「加茂川」「松の白雪」小豆島の「島の光」淡路島の「御陵糸」「淡路糸」愛媛の「五色そうめん」兵庫の「揖保乃糸」など有名である。

岡山県では井原地区と笠岡地区の2か所で、多く作られている。井原地区は、矢掛・芳井・井原の地域をさし、矢掛で70%, 芳井・井原で残りの30%を製造している。笠岡地区では、鶴方が最も

多い。昭和12年発行の小田郡誌によると、素麺乾餈専門の製造は次のようにある。

「素麺乾餈の製造にして、年産額36万余円に達せり、生産が都市中心にあらずして、郡内各村に行はるること、冬期農閑期の副業として生産せられること等は、其重要性を増大する」と記されている。

ソーメンの製造は、水車集落においてなされていた。水車を使って小麦をつくと、ねぱりがうまく出せるために、非常においしいソーメンができた。水車がたくさんある所程、ソーメンをたくさん作っていた所であったといっても過言ではない。現在、横



写真 8-4-7 ソーメン工場

表 8-4-6 地地区別工場数									
中川山三矢美小					町				
川面田谷掛川田					村				
六三一四〇七三五					戸		工 場 又 は		職
十二四〇	十一六六	十四五九	男	工					
三三	十一八〇	一〇三六	女						
二一〇〇〇	二三、〇〇〇	二二、三五二	生	産					
一一〇四〇	四、四〇四	二七〇	量	數					
二二、四〇〇	四、六四三	二〇、三一六	価	(円)					
三五、七五〇	二、五八〇	一八九	格						

写真 8-4-7 ソーメン工場 谷, 川面において, まだ水車が見られる。東三成, 土井, 川面, 横谷において, さかんに作られているが, 以前より半分に減ってきている。昔は冬期農閑期の副業として, ソーメンを作っていたのが, 数年前から本業としている家が多くなっている。製品は, 京阪神, 広島, 四国などの県外に送られており, 生産高は全国3番目という高い実績を上げている。

iii) 筆

矢掛町の産業を代表する工業に製箸業がある。この歴史は新しく、昭和14年に始まっている。松材を材料とし、婦人の労働力で発展して現在は6つの工場がある。材料は矢掛、井原付近の松材で、一部は広島方面からも送られてきている。原木は節のないものが最も適し、原木の約70%ほどが箸となっている。箸に適した松はねばりがあり、こしが強い赤松である。黒松は色は白いが、ねばりなどがないために箸の材料としては使われない。また、杉・ひのきは、夏目・冬目の年輪の硬さがちがうために、ロータリーという機械にかけて木をむぐことができないので、機械箸にはできず、高級箸には使われるが、大衆箸の材料としては使われない。出荷先は良質の箸は東京の飲食店が多く、良質でないものは一般の家庭用とされる。製品の50%は東京方面で、その他は京阪神・岡山などとなっている。矢掛産の箸は一般に良質で、折れたり熱湯につけた時に曲がったりすることが少ないと。いう。

IV) 矢掛石

美川の奥から産出される輝緑岩で、美星・鳥頭の地域に多い。矢掛町の愛石会のグループの人たちが美川の奥で発見し、矢掛町が早く宣伝したため、矢掛石という名がついた。昭和38年に東京の石の展示会に出品したところ、東京の石の大家が矢掛石に目をつけたことがきっかけとなって、全国的にこの名前が広まり、昭和39、40年にピークとなり、毎日約100人程度見学に来ていた。

この石は、鑑賞用庭石、床用で、ちりめん肌を鑑賞して楽しむ石である。採石してきた石は、表面が茶色であるが、金のブラシでみがいた後、表面のよごれを取るために塩酸につけると、青や黒、白の鉱物が見えて、きれいな石になる。石英の白と他の鉱物の黒とがほど良く混じり合い、石英の白を滝や雪に見立てて楽しむのである。石の大きさは、床用で30～40cmで、硬度は7～8で、かなり硬い石である。

昭和40年ごろ、話題を呼んだこの矢掛石も、今は横ばいで、原石の輝緑岩も、もうほとんどなくなっている。そのため、今では百貨店や寺院での展示会に出品する程度である。矢掛小学校前の東光園が専門店である。

c) 主要な工場

矢掛町の工業の具体例として、次の5つの工場をとりあげてみよう。

i) 大久保穀粉株式会社

明治27、28年ごろに、大久保好松氏が、この地域で作られていた小麦を水車でひいて、小麦穀粉を造る工場を個人経営で、ここ、矢掛町に設立したのがはじまりである。戦後、食生活の変化から、矢掛町のそりめん、焼麩業の前途も必ずしも安泰とは思われないので、とうもろこしからコーンスタークを製造することを営業とすることにし、昭和26年株式会社に改組した。現在、工場は西町工場と金谷工場の2つがあり、西町工場は、敷地面積500坪、建物面積350坪、穀粉製造機械一式を備えており、穀粉を製造している。西町工場より少し東に位置する金谷工場は、敷地面積400坪、建物面積380坪で、とうもろこしを粉にしている。社長は、大久保善一氏で、資本金2,000万円、従業員は57名〔西町工場—49名(内女子3名)、金谷工場—8名(内女子1名)〕であり、平均年令は、42.5才、平均給与は8万円、作業時間は、作業能率、ボイラーの余熱等の関係で24時間、2交替制となっている。年間売上げ高は、9億円にもなり、販売先は、主に三井物産を通して、ピール会社、段ボール、繊維、穀物の工場へ販売している。以前は、食物に穀粉が使われていたが、現在では、あまり使用されなくなり、ピールに最も多く使用されるようになった。原料であるとうもろこしは、三井物産を通して、



写真8-4-8

大久保穀粉株式会社西町工場

主に南アフリカやアメリカから輸入している。ところが、異常気象、アフリカの干ばつ、そのため輸入がアメリカに集中したという理由から、とうもろこしの価格が平年に比べ2.5倍に上がり、140ドル／tとなり、採算がとりにくくなっている。業界の見通しとしては、国内産の澱粉（甘薯、馬鈴薯）に比べ、とうもろこしは、年中作られ、製造できるため伸びるのではないかという期待を持っている。

しかし、とうもろこしから澱粉を作る過程で、腐った蛋白と亜硫酸のために生じる臭いにおいて亜硫酸ガスによって、公害問題が発生している。これを解決することが、当工場の1つの大きな課題となっている。

ii) 片岡産業株式会社 矢掛工場

片岡産業の本社は岡山市であり、片岡太郎氏によって設立された会社である。最初は、岡山市に3か所工場があったが、戦争中に疎開し、矢掛織物株式会社の建物を借りて操業を続けた。昭和20年9月20日に、矢掛織物を買いとり、それが現在の矢掛工場となっている。

事業内容は、被服縫製加工であり、防衛庁、郵政省、電々公社、国鉄などの制服を作っている。以前から制服を作っていて、戦争中にも郵政省・国鉄の制服を作っていた。

資本金は2,000万円、役員は社長片岡太郎氏、専務片岡新之助氏等の10名である。敷地面積は2,000坪、建物面積は2,000坪（延坪2,300坪）であり、設備としては、延反機1台、裁断機8台、各種ミシン250台、プレス機8台などがある。従業員は250名であるが、その内女子が

225名と圧倒的である。これは、被服縫製という仕事の関係によるものであろう。男子従業員は、裁断などの技術関係や倉庫係として従事している。平均年令は30才であり、主婦が多いので福祉厚生施設として託児所の建設を予定している。売上げは、矢掛工場で年間約15億となっており、これは本社売上げの半分程度に当っている。昭和48年度の売上げは本社売上げ50億円くらいになるだろうと見込んでいる。材料の仕入れについては販売先の役所から指定があり、毛織物はニッケ、東洋紡、カネボウ、ユニチカ、麻は東洋織維、帝国織維、化学織維はクラレ、東レ、ティジンのものを仕入れている。



写真8-4-9

片岡産業株式会社 矢掛工場

従来の見通しは、被服工業も安物をつくっていると東南アジアのものにおされるが、ここのように技術的にすぐれた高級品を作っていれば伸びるであろうということである。

iii) 富士ペークライト工業(有)

富士ペークライト工業は、昭和19年小田の町中に設立され、昭和44年8月現在の小田工場へ移転した。この他に、芳井工場あり、協力工場も12工場ある。昭和19年に設立された工場は、現在、富士ペーク

ライト工業と三菱の共同出資で昭和43年11月に設立した菱陽電気株式会社が使用している。

事業内容は、積算電力計、家庭用のノーヒューズブレーカー、大型モーターや新幹線などに使用する安全ブレーカーなどの製造である。資本金は200万円、小田工場は敷地面積8,400m²、建物面積3,618m²であり、芳井工場は敷地面積8,600m²、建物面積1,500m²である。施設設備としては、熱硬化性射出成型機が、小田工場に30台、芳井工場に23台あり、今後も13台くらい増設する予定である。従業員は約440名（内女子260名）であるが、このうち約115名は菱陽電気への出向社員である。菱陽電気へ出向している従業員は約100名が女子であり、菱陽には男子従業員は十数名しかいない。富士ベークライト工業と菱陽電気株式会社との製品製造上の関係は、ノーヒューズブレーカーを製造する場合でいえば、外側を富士ベークライト工業が作り、組立を菱陽電気株式会社が行なうというようになっている。原材料はフェノール樹脂をオカクズにしみこませたもの、フェノール樹脂を布に塗ったもの、ガラス繊維の入った不飽和ポリエステル樹脂などで、仕入先は、三菱ガス化学住友ベークライトである。製品は、三菱へ販売している。



写真8-4-10

富士ベークライト工業



写真8-4-11

富士ベークライト工業の作業場

IV) 丸五ゴム工業株式会社 矢掛工場

丸五ゴム工業株式会社は、昭和46年4月現在、資本金2,700万円、従業員数約800名、3工場、3出張所を有する企業である。その沿革をたどると、大正8年5月茶屋町にて丸五工業株式会社を創立し、運動ぐつの製造・販売に乗り出した。昭和17年6月倉敷工場を建設し、昭和18年5月には三菱重工業株式会社水島航空機製作所の協力工場として、航空機用ゴム部品製造の専門工場となった。戦後自動車用ゴム部品製造の技術開発に努め、昭和27年には防振ゴムの試作に成功した。そこで昭和29年1月丸五工業から自動車用ゴム部品製造部門を分離して、丸五ゴム工業株式会社を設立した。そして昭和29年には圧入型のラバーブッシュを研究開発し、昭和32年にはトーションラバースプリングの製作に成功して、昭和35年11月本社工場を、昭和37年4月矢掛工場を建設し、全面的に操業を開始した。その後も研究を続けており、また、製造工程をライン化するなど生産技術の開発も行なっている。

事業内容は、自動車用ゴム部品製造であり、ジャーシー部品（荷重を支え、エネルギーを吸収し、



写真 8-4-12

丸五ゴム工業株式会社矢掛工場

振動と騒音を消すためのもので、エンジンマウントラバー、ボディーマウントラバー etc., ボディ部品（耐候性及び耐オゾン性の重要な部品で、最も大きな用途は各種シーリング材で、フロントやリヤウインのウェザーストリップ、ドアシール etc.），ホース（ラジエーターホース、ヒーターホース etc.），その他、ダストカバー、ブレーキシリンダーブーツの製造を行なっている。

矢掛工場は、昭和 37 年 4 月に矢掛町東川面に設立された。ここが選ばれた理由は、当時この矢掛町に余剰人員がかなりあり、従業員が確保しやすかったことと矢掛町の工場誘致政策によるものである。昭和 38 年 5 月、42 年 3 月に工場を拡張し、43 年 11 月には、技術の粋を集めた新鋭精練工場を完成した。本社工場では、金型成型の製品を作っているのに対して、矢掛工場では、押出成型の製品としてウェザーストリップ、ゴムホース、ビニール押出製品を作り、一部ボーリングホールも作っている。従業員数は昭和 42, 43 年ごろには、約 350 人であったが、景気の変動や合理化により、現在は 233 名（内女子 94 名）である。また、平均年令は 32.3 才である。敷地面積は 33,300 m²、建物面積は 8,500 m²という広大な敷地を有している。売上高は、矢掛工場で月産 9000 万円位で、丸五ゴム工業株式会社全体としては、年間約 30 億円である。昭和 30 年には、全体で約 1 億円だったのが、40 年には、約 16 億円、44 年には約 23 億円、45 年には約 26 億円と飛躍的に伸びてきている。原料は、東南アジアからの天然ゴムと国内の石油化学製品を仕入れている。天然ゴムは、全体の約 30 % であり、伊藤忠を通して輸入し、神戸から矢掛までトラックで運んでいる。

将来の見通しは、政府が自動車を規制する政策を進めるなど自動車産業自体必ずしも明るいものではないし、原料の 70 % を占める石油化学製品は以前のように安く仕入れできる状態でなくなってしまい、やや厳しいようである。しかし、機械の自動化や合理化を進めていくと積極的に取り組んでいく。

V) 矢掛製箸工業

昭和 28 年に創立され、工場は、現在の場所より 500 m 程離れた矢掛町小林 55 にあった。紡績工場を改造したものであるため建物が老朽化し、非能率であったし、民家が密集しているため、モーターの騒音、火災の心配で迷惑をかけ、そして、作業能率が悪く小規模であったという理由から、現在の場所に昭和 48 年に移転した。この工場では、松の割箸（95 %）、チップ（5 %）を作っている。



写真 8-4-13 矢掛製箸工業

社長は、西岡泰氏で、資本金250万円、敷地面積550坪、建物面積340坪、従業員は40名で、その内女子は30名を占めており、ほとんどが矢掛町の近くの人である。年取った女の人が働きに来ているため、平均年齢は50才と高くなっている。女の人の仕事は、主に、木の目、色、よごれの選別、仕上げとなっている。月産約800万円で、販売地域は東京に70%，昔からの取引先がある新潟に20%，全国的な箸の卸しが集中している奈良に10%となっている。小さい工場が、小売、卸売をするために、県内にはほとんど販売先はない。原料である赤松は、岡山県南部から50%，広島県東南部から50%を得ている。機械設備としては、のこぎり（箸の長さにぶつ切りにする）1台、煮釜（釜の中に入れ箸を煮る）1台、ロータリー（煮てやわらかくしたものを、箸の厚みにかんぴょうのように、木をむく機械）1台、裁断機（箸の幅を切る）7台、乾燥設備としては熱風室があり、送風機2台、仕上げ機（角をとり、つやを出す）10台となっている。箸の材料である赤松は直径1.8～3.0cmのものが使われ、当工場では、1日に40万膳の箸を製造している。

将来の見通しとしては、地味な商売ではあるが、堅実にやれば生き残っていく商売であると期待を持っている。しかし、価格の変動が激しく、また、機械の仕事は2割だけで、ほとんど人の手に頼っているため合理化ができないという問題をかかえている。

（赤木洋子、内田道子）

参考資料

1. 岡山県統計年報（岡山県企画部統計課編）
2. 岡山県市町村勢要覧（　　〃　　）
3. 小田郡誌
4. 工業統計調査
5. 小田川下流地域



写真8-4-14 矢掛製箸工業の作業場

5. 商 業

(1) 商業の推移と現況

a) 矢掛町の人口推移

ある地域における商業活動の活発・不活発化の要因の一つとして、人口の増減があげられるであろう。そこで、矢掛町の人口推移について、まずみることにする。

町村合併促進法の施行により、昭和29年5月1日隣接6か町村（矢掛町、美川村、三谷村、山田村、川面村、中川村）が合併し、さらに昭和36年1月15日に小田町が編入合併されて、現在の矢掛町が誕生した。したがって矢掛町の人口推移を見る場合にも、2町5村の全体から考察しなければならないと思われる。

表8-5-1 世帯数および人口の推移（矢掛町）

	小田町		美川村		矢掛町		三谷村		山田村		川面村		中川村		計	
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
明35年	521	2825	467	2518	891	4,594	550	2,860	582	2942	455	2,373	525	2,652	3,991	20,764
大元年	549	3236	494	2595	935	5,043	563	2,915	573	3,000	483	2,447	507	2,732	4,104	21,968
〃9〃	579	2755	500	2362	1,006	4,713	584	2,749	609	2,814	504	2,462	520	2,592	4,302	20,447
昭5年	583	2848	497	2478	1,019	4,682	533	2,623	558	2,718	509	2,515	516	2,626	4,215	20,490
15	548	2597	472	2375	1,007	4,513	513	2,588	553	2,645	477	2,420	493	2,462	4,063	19,600
22	671	3,335	526	2814	1,303	6,014	589	3,077	656	3,383	564	2,892	591	3,089	4,900	24,604
25	664	3,248	526	2901	1,216	5739	575	3,007	638	3,355	537	2,834	587	3,049	4,743	24,133
30	644	3,147			3,996	20,194									4,640	23,341
35	649	3,008			3,968	18,952									4,617	21,960
40					4,546	19,857									4,546	19,857
45					4,611	18,665									4,611	18,665

注) 昭和25年は国勢調査報告第7巻岡山県、昭和35年、45年は岡山県統計年報、その他は岡山県統計100年史より作成。

表8-5-1によれば、戦前の世帯数、人口については多少の変動はみられるものの、大体世帯数約4千戸、人口約2万人程度であった。しかし第2次大戦後、外地からの引揚げ、復員、あるいは空襲による都市の破壊、混乱にともなう帰郷などで、昭和22年矢掛町においても世帯数4,900戸、人口24,604人に急増した。しかしその後わが国の復興とともに再び世帯数、人口は減少し始め、昭和30年には世帯数4,640戸、人口23,341人に減少し、さらに昭和30年代後半からのわが国経済の高度成長とともに、人口はますます減少傾向をたどり、昭和40年には19,857人と2万人を割り、昭和45年にはさらに18,665人に減少した。

しかし世帯数は昭和45年4,611戸と昭和35年以降あまり減少していない。これは核家族化

現象が進行しているからであろうと思われる。

b) 産業別就業人口

表8-5-2(中川村の現勢調査簿が保存されていないので、6か町村でまとめてみた。大体の職業構造はうかがえると思われる),表8-5-3,表8-5-4,表8-5-5をみると、第1次産業の構成比は大正11年74.7%,昭和5年74.1%,昭和25年69.9%,昭和30年68.4%,昭和35年61.0%,昭和40年53.5%,昭和45年40.2%と減少し、

表8-5-2 職業別戸数(大正11年)

産業別	地区別	矢掛	美川	三谷	山田	川面	小田	計	構成比
農業		450	433	494	499	348	477	2,701	74.7%
専業		279	350	438	404	295	459	2,225	61.5
兼業		171	83	56	95	53	18	476	13.2
鉱業				1				1	0.0
専業				1				1	0.0
兼業									
工業		52	16	23	42	53	8	194	5.4
専業		8	6	15	4	20	6	59	1.6
兼業		44	10	8	38	33	2	135	3.8
商業		361	19	10	17	62	60	529	14.6
専業		283	7	6	2	28	50	376	10.4
兼業		78	12	4	15	34	10	153	4.2
交通業		20	3					23	0.6
専業		14	—					14	0.4
兼業		6	3					9	0.2
公務・自由業		41	11	25	7	14	14	112	3.1
専業		41	4	11	3	12	12	83	2.3
兼業		—	7	14	4	2	2	29	0.8
其他の有業者		17				8	17	42	1.2
専業		17				6	13	36	1.0
兼業		—				2	4	6	0.2
無職業		5	2			5	2	14	0.4
合計		946	484	553	565	490	578	3,616	100.0

注) 現勢調査簿より作成。

表8-5-3 職業別就業者数(昭和5年)

産業別	地区別	小田	美川	矢掛	三谷	山田	川面	中川	計	構成比
農業		981	1,208	806	1,058	1,299	907	1,093	7,352	74.0
水産業				4			5		9	0.1
鉱業		3	3	1				1	8	0.1
工業		220	66	373	80	64	143	114	1,060	10.7
商業		174	28	538	38	21	45	29	873	8.8
交通業		24	3	71	3	2	17	7	127	1.3
公務・自由業		69	24	147	41	50	27	46	404	4.1
その他の有業者		18	7	39	13	4	11	5	97	0.9
合計		1,489	1,339	1,979	1,253	1,440	1,155	1,295	9,930	100.0

注) 岡山県統計100年史より作成。

表8-5-4 産業別就業者数

産業別	地区別	昭和25年							昭和30年					
		小田	美川	矢掛	三谷	山田	川面	中川	計	構成比	矢掛	小田	計	構成比
第一次産業	農業	900	1,230	1017	1,228	1,426	1,089	1,182	8072	68.4	7,077	1,003	8,080	68.1
	林業、狩獵業	4	71	9	20	13	17	5	139	12	28	2	30	0.2
	漁業、水産養殖業	1	2	8	-	-	3	-	14	0.1	11	-	11	0.1
	計	905	1,303	1,034	1,248	1,439	1,109	1,187	8,225	699	7,116	1,005	8,121	68.4
第二次産業	鉱業	2	-	-	4	2	-	1	9	0.1	16	1	17	0.1
	建設業	79	21	49	30	72	34	62	347	30	222	26	248	2.1
	製造業	183	56	374	81	134	161	141	1,130	9.6	946	181	1,127	9.5
	計	264	77	423	115	208	195	204	1,486	127	1,184	208	1,392	11.7
第三次産業	卸売業、小売業	149	56	443	42	53	46	50	819	7.0	803	167	970	8.2
	金融、保険、不動産業	2	1	16	4	5	3	6	37	0.3	51	4	55	0.4
	運輸、通信、その他の公益事業	49	27	103	20	14	46	42	301	25	266	50	316	2.7
	サービス業	96	49	287	67	58	54	67	678	5.8	694	111	805	6.8
	公務	30	20	53	25	30	25	31	214	1.8	189	24	213	1.8
	計	326	153	902	158	160	174	176	2,049	17.4	2,003	356	2,359	19.9
	分類不能	-	-	1	-	-	-	-	1	0.0	-	-	-	-
	合計	1,495	1,533	2360	1,521	1,807	1,478	1,567	11,761	100.0	10,303	1,569	11,872	100.0

注) 昭和25年は国勢調査報告第7巻岡山県より、昭和30年は岡山県市町村勢要覧(昭和33年刊)より作成。

表 8-5-5 産業別就業者数

産業別	年次別	昭和35年				昭和40年		昭和45年	
		矢掛	小田	計	構成比	実数	構成比	実数	構成比
第一次産業	農業	6,236	907	7,143	6.07	5,900	5.33	4,453	4.01
	林業、狩猟業	28	3	31	0.3	13	0.1	12	0.1
	漁業、水産養殖業	2	-	2	0.0	4	0.0	4	0.0
	計	6,266	910	7,176	6.10	5,917	5.35	4,469	4.02
第二次産業	鉱業	23	2	25	0.2	25	0.2	22	0.2
	建設業	356	27	383	3.3	378	3.4	685	6.2
	製造業	1,215	248	1,463	12.4	1,796	16.2	2,672	24.0
	計	1,594	277	1,871	15.9	2,199	19.9	3,379	30.4
第三次産業	卸売業、小売業	959	187	1,146	9.7	1,104	10.0	1,216	10.9
	金融、保険、不動産業	54	8	62	0.5	101	0.9	123	1.1
	運輸通信業	300	65	365	3.1	515	4.7	576	5.2
	電気、ガス、水道業	18	3	21	0.2	20	0.2	16	0.1
	サービス業	820	122	942	8.0	1,023	9.2	1,150	10.3
	公務	156	27	183	1.6	181	1.6	182	1.6
計		2,307	412	2,719	23.1	2,944	26.6	3,263	29.3
分類不能		-	-	-	-	1	0.0	7	0.1
合計		10,167	1,599	11,766	100.0	11,061	100.0	11,118	100.0

注) 岡山県統計年報(昭和37、40、45年)より作成。

第2次産業は大正11年5.4%，昭和5年10.8%，昭和25年12.7%，昭和30年11.7%，昭和35年15.9%，昭和40年19.9%，昭和45年30.4%と増加傾向をたどり、また第3次産業も大正11年19.5%，昭和5年15.1%，昭和25年17.4%，昭和30年19.9%，昭和35年23.1%，昭和40年26.6%，昭和45年29.3%と増加している。特に昭和40～45年の間に第1次産業の構成比が急減したのに対し、第2次産業の構成比が急増している。しかし昭和45年岡山県全体の産業別就業者構成割合は第1次産業25.6%，第2次産業34.7%，第3次産業39.7%であり、矢掛町は岡山県に比較して第1次産業において高く、第2次・第3次産業においてともに低い。

次に矢掛町における「卸売業、小売業」就業者数(大正11年は職業別戸数)の構成比をみると、大正11年14.6%，昭和5年8.8%，昭和25年7.0%，昭和30年8.2%，昭和35年9.7%，昭和40年10.0%，昭和45年10.9%という過程をたどり、ことに昭和30年以後

わずかずつではあるが増加傾向にある。しかし、昭和45年岡山県全体における「卸売業、小売業」就業者数の構成比15.8%に比較すると、矢掛町はまだそれにも及ばない。

c) 規模(常時従業者による)別商店数の推移

表8-5-6 規模(常時従業者による)別商店数の推移(矢掛町)

規模別 年次別	昭37	昭39	昭41	昭43	昭45	昭47
1人～3人	317(843)	306(818)	326(819)	295(819)	278(808)	1人～2人 193(639) 3人～4人 70(232)
4人～9人	48(128)	61(163)	56(141)	53(147)	53(154)	5人～9人 26(86)
10人～19人	10(26)	6(16)	12(30)	9(25)	13(38)	10(33)
20人～29人	—	—	2(05)	1(03)	—	1(03)
30人～49人	—	—	1(02)	1(03)	—	—
50人～99人	1(03)	1(03)	1(02)	1(03)	—	2(07)
合計	376(1000)	374(1000)	398(1000)	360(1000)	344(1000)	302(1000)

注 (1) 商業統計調査結果より作成。

(2) 昭和47年の商店数には飲食店数36を除いてある。

(3) ()内の数字は構成比。

商店を規模別に考察すると(表8-5-6参照)、昭和47年においては当町の卸売・小売業302店(飲食店を除く)のうち、従業者1人ないし2人の規模のもの193店で、全体の63.9%を占め、従業者5人ないし4人の規模のもの70店で、全体の23.2%、5人ないし9人の規模のもの26店で、全体の8.6%、10人ないし19人の規模のもの10店で、全体の3.3%、20人ないし29人の規模のもの1店で、全体の0.3%、50人ないし99人の規模のもの2店で、全体の0.7%を占めている。このように当町においては零細規模の商店が圧倒的に多い。そして従業者9人以下の規模の商店の占める割合が、昭和37年97.1%、昭和39年98.1%、昭和41年96.0%、昭和43年96.6%、昭和45年96.2%、昭和47年95.7%であるところから、規模の拡大化傾向はほとんど現われていないよううかがえる。また商店総数も昭和41年398店に増加したが、その後昭和43年360店、昭和45年344店、昭和47年338店(飲食店を含む)と減少傾向をたどっている。

d) 規模(常時従業者による)別商店数、常時従業者数、年間商品販売額

次に表8-5-7をみると、昭和47年当町の卸売・小売業の1店当たり年間販売額は1,273万円であり、1人ないし2人の規模のもの365万円、3人ないし4人の規模のもの1,519万円(1人ないし2人の規模のものの4.2倍)、5人ないし9人の規模のもの4,201万円(同じく11.5倍)、10人ないし19人の規模のもの7,715万円(同じく21.1倍)となっている。20人ないし29人の規模のもの1店と50人ないし99人の規模のもの2店の3店の年間販売額合計は21,378万円(矢掛町全体の年間販売額の5.6%)で、1店当たり平均年間販売額は7,126万円(1人ないし2人の規模のものの19.5倍)となり、10人ないし19人の規模のものの1店当たり年間販売額よりも逆に少なくなっている。

また従業者1人当たり年間販売額は391万円であり、1人ないし2人の規模のもの232万円、3人ないし4人の規模のもの450万円（1人ないし2人の規模のものの1.9倍）、5人ないし9人の規模のもの635万円（同じく2.7倍）、10人ないし19人の規模のもの598万円（同じく2.6倍）となっている。20人ないし29人の規模のもの1店と50人ないし99人の規模のもの2店の3店の従業者数合計は142人（矢掛町全体の商店従業者数の14.5%）で、従業者1人当たり年間販売額は151万円（1人ないし2人の規模のものの65%）となり、1人ないし2人の零細規模のものの従業者1人当たり年間販売額よりもかえって少なくなっている。同3店のうちに経営管理不十分な店があるものと思われる。

表 8-5-7 規模(常時従業者による)別商店数、常時従業者数、年間売上額

(矢掛町・昭和47年)

	総数	1人~2人	3人~4人	5人~9人	10人~19人	20人~29人	30人~49人	50人~99人
商店数	302 (1000)	193 (63.9)	70 (23.2)	26 (86)	10 (33)	1 (03)	— —	2 (0.7)
従業者数	983 (1000)	304 (30.9)	236 (24.0)	172 (17.5)	129 (13.1)		142 (14.5)	
年間商品販売額	384,482 (1000)	70,431 (18.3)	106,298 (27.6)	109,230 (28.4)	77,145 (20.1)		213,78 (56)	"
1店当たり年間商品販売額	万円	"	"	"	"	"	"	7,126
従業者1人当たり年間商品販売額	391 万円	232 " " "	450 " " "	635 " " "	598 " " "		151 " " "	

注(1) 昭和47年商業統計調査結果より作成。

(2) 飲食店を除く。

(3) ()内の数字は構成比。

⑨) 業種別店舗数の推移

次に店舗数の推移を業種別にみると（表8-5-8参照）、飲食店、自動車・自転車・荷車等小売業、その他の小売業（医薬品、化粧品、燃料、書籍、文房具、中古品などの小売業）は漸増傾向がうかがえるが、卸売業、代理商、仲立業、織物・衣服・身のまわり品小売業、飲食料品小売業、家具・建具・什器小売業は漸減傾向をとどっている。

商店数漸減傾向の要因には種々のものが考えられるであろうが、既にみてきたように昭和30年代後半よりのわが国経済の高度成長過程で、人口流出による当町人口の減少が基本的な要因であろう。とくに最寄品である飲食料品を取り扱う店の減少は、人口の減少に起因するものであろう。また織物・衣服・身のまわり品小売業は、いわゆる買回品を取り扱う店であり。それらの商品は流行、デザイン、柄とかいったセンス、あるいはまたそれを取り扱う店舗の立地条件も売買のための重要な要素であり、したがって倉敷、岡山、福山などの商店街の顧客吸引力によって大いに影響を受けているのであろう。また、家具、什器なども、かつては実用に供する道具にすぎなかつたので、体裁よりは堅固であることが必要であったが、最近の生活様式の変化、趣味・流行にともなう生活様式の推移は、アクセサリーとしての要素を備えることが必要となり、買回品的性格の濃い商品となってきたので、倉敷、岡山などの繁華街によって顧客を吸引されるようになつたのである。